指導の下に勞農大衆の積極性を向上せしめねばならぬ。ソヴエートは正確なる財政經濟政策を施行して革命戰爭の物質的需要を保證すべきである。又ソヴエートは文化革命を實行して勞農大衆の頭腦を武裝せしめねばならぬ。その他幾多の基本政策は全て一つの目的の爲にして革命戰爭に依つて帝國主義國民黨の統治を顚覆し、勞農民主主義獨裁を鞏固にし發展せしめて、更に轉じてプロレタリア獨裁の段階に到達せしむるを目的としてゐるのである。

(B)ソヴエートの民主制度を說明する

勞農民主主義獨裁のソヴエートは民衆自身の政權で、そは民衆に直接依存するものである。ソヴエートと民衆との關係は最高度の密接さを保持しなければならぬ、而して後始めてソヴエートの作用を發揮し得るのである。ソヴエートは絕大な力を有し、已に革命戰爭の組織者たり指導者となつて居る。而して又大衆生活の組織者にして且つ指導者である。ソヴエートの力は偉大にして如何なる國家形式も比擬する能はざるものである。だが、ソヴエートの力は完全に民衆に支持されたものであり、一刻も民衆の支持を離れ得ないのである。ソヴエート政權は强權を行使して一切の階級の敵に對抗する必要がある。併し、自己の階級——勞農勤勞大衆に對しては如何なる强權をも行使せざるものである。ソヴエートの表現する所は唯最も廣汎なる民主主義のみである。

ソヴエートの最も廣汎なる民主政治は第一に選擧に表現されてゐる。ソヴエートは一切の被搾取被壓迫大衆に完全なる選擧權、被選擧權を與へ、男女の權利は平等である。勞農勤勞大衆の斯かる權利の取得は人類史上未曾有のことである。二ヶ年間の經驗を通じてソヴエートは選擧において一般に極めて良好なる成績を擧げた。

第一、選擧人の登記に關して　紅白の揭示に依り選擧權を有する居住者と選擧權を有せざる居住者とを嚴重に區別し、如何なる種類の搾取分子をも選擧人大會に參加するを許容せず。民衆大會の選擧に代理として出席せしめざる選擧方法を採つた。

第二、代表者會議の構成委員の比率に關して　無產階級のソヴエート政權內に於ける指導の根幹を保證する爲に勞働者及び其の家族十三名が代表一人を選擧し、農民及び貧民五十人が代表一人を選擧する方法を採用し、かゝる代表委員を以て市鄉代表會議を組織した。區より中央に到る迄の各級代表大會及び執行委員會に於て勞働者と農民の代表が總て適當な比率を以つて分配された。斯くしてソヴエート政權の內部組織に於て、勞働者と農民の聯盟を保證し、且つ勞働者をして指導的地位を占めさせた。

第三、選擧の單位に關して多數の選擧人の選擧參加を保證し且つ勞働者をして彼等の適當なる代表を選擧してソヴエートに加入せしむる爲に一九三三年九月中央執行委員會公布の新選擧法は各個の鄉ソ或は市ソを、數個の選擧單位に分つて選擧を進行せしむるやうに規定した。卽ち農民は村を以つて單位として選擧を進行せしめ、勞働者は單獨に一單位として選擧を進行せしむるものである。斯樣にすれば卽ち民衆をして選擧に參加せしめる上に於て非常に便利である。

第四、選擧參加人數に關して　ソヴエートの選擧運動の發展は選擧人大衆をして選擧と自己の生活との關係を非常に好く認識せしめ、過去に於て積極的に選擧に參加しなかつた民衆が現在では積極的に行動するに至つた。一九三二年の二回の選擧及び一九三三年下半期の選擧は幾多の地方に於て住民の百分の八十以上が選擧に參加し、病人出產警戒擔任者以外は悉く參加した地方も多くあつた。

第五、候補者名簿制度を實行し選擧人をして選擧前に於て誰を選擧すべきや否やの準備あらしめた。

第六、婦女の當選に關して　現在多數の市鄉ソヴエートに於て婦人が代表に當選してゐるものが百分の二十五以上を占めてゐる一部の地方例へば上杭縣(福建省)の上方溪鄉の如きは七十五人の代表中婦人は四十三人で百分の六十を占め下方溪鄉は九十一人の代表中婦人は五十九人で百分の六十六を占めてゐる。卽ち多數の勞働婦人が國家の管理に參加して居るのである。

第七、工作報告に關して　鄉ソ市ソが選擧執行前に於て選擧人を召集して開會し、ソヴエート工作を報告し、且つ選擧人をして其の報告を批判せしむるやうに誘導する。この方法は一九三三年下半期の選擧に於て前年のそれよりも更に普遍的に實行された。これらすべては民衆をして國家管理の初步段階——ソヴエート選擧に對して關心をもたしめ、ソヴエート權力の强化を保證せしめた。

亦、ソヴエートの民主政治は市鄉の代表者會議に現はれてゐる市鄉代表會議制度はソヴエートの基礎であり、ソヴエートをして廣範圍の民衆機關に密接に接近せしむるものであり、二ヶ年來の進步は我々の此の制度をして更に完備せしめた。その最も顯著なる特徵は左の如くである。

(一)鄉ソ市ソの代表と當該地の居住民をして密接なる聯繫を造らしめ、居住民の意見の聽取に便し、且つ工作指導に便する見地から代表と居住民の住宅の接近程度を標準として全居住民を適當に各代表の指導の下に分配し、(通常居住民三十人乃至七十人を一代表の指導の下に置く)各代表をして其の指導下の居住民と確定的の關係を發生せしめ、此れに依つて民衆をしてソヴエート組織上に於ける一體たらしむること。

(二)鄉ソ市ソの代表三人乃至七人中に於て一人を選擧して代表主任となし、其の任務は鄉ソ市ソ主席團指導下に、その指導下の各代表の工作を分配指導し、主席團の通知を各代表に傳達し、そ

の指導下の居住民を召集して開會し、その指導下の居住民間の比較的小問題を解決し、又一村の內には全般に亘る代表主任一人を設けて、全村の工作指導の任を負はせ、斯くして市鄉主席團と代表間の聯繫を密接ならしめ、村の工作に對して有力なる指導を保證すること。

(二)鄉及び市ソヴエートの下に各種の經常及び臨時委員會、例へば赤軍家族優待委員會、水利委員會、敎育委員會、糧食委員會等を組織し、その數多きは數十に達し、民衆中の積極的分子を拔擢して是等の委員會の工作に參加せしめ、單に鄉に委員會があるのみならず、村にも亦委員會があるべきである。斯くてソヴエートの工作組織網を成立せしめ、廣範圍の民衆をして直接にソヴエートの工作に參加せしめること。

(四)鄉ソ市ソの選擧は現在半年毎に一回擧行し(區ソ亦半年一回、縣ソ省ソは年一回)民衆をして新なる意見の下に容易に進んでソヴエートに加入せしめること。

(五)二回の選擧期間中に於て代表が重大なる誤謬を犯せば、選擧人十人以上の提議により、選擧人半數以上の同意を得て、之を撤回し、或は代表會議に於て其の罷免を決議することを得。

斯くすれば不良分子はソヴエート機關に長期間足を留め得ないこれ等は總てソ區中の幾多の地方に於て正に實行中の市鄉ソヴエートの特徵である。多數の人々はソヴエート政權の民主政治が斯

かる程度に發展せることを看取し得る。

これは實に歷史上如何なる政治制度も未だ曾て有せざりしものである。然してソヴエートは此の制度に依り、廣範圍の民衆と結合してゐる。この制度はソヴエートをして民衆の創造力を發動せしめる機關たらしめ、ソヴエートをして最も能く大衆を動員して國內戰爭に適應せしめ、革命建設に適應せしめる機關たらしむるのである。これ亦歷史上如何なる政府も爲し能はざりし所である。區以上の各級ソヴエート政權機關は市鄉ソヴエートの基礎の上に建設せられ、各級の勞働者・農民・兵士代表大會及び執行委員會より組織せられ、一切の問題の討議解決は公意に依據する。故にソヴエート政權は眞正なる廣大なる民衆の政權である。

ソヴエートの民主政治は更に一切の革命的民衆に完全なる集會結社・言論・出版及び罷工の自由を與ふる點に現はれてゐる。

國民黨統治區域內に於ては一切の革命的民衆の自由なる權利を剝奪され、狂的ファシストのテロルが橫行してゐる。が、ソヴエート政權下にあつては、各革命人民は總て自己の意見を發表する權利を有してゐる。且つソヴエートは可及的範圍內に於て物質的條件上の便宜をも與へ、(會場、用紙、印刷機關等)帝國主義國民黨に反對する一切の集會・結社・言論・出版等に對してはソヴエートは極力指導するのである。たゞソヴエートの許さゞるものは搾取分子の反革命的自由のみである。單に此れのみならず、勞農民主主義獨裁を鞏固にする爲にソヴエートは常に廣大なる民衆の自己に對する監督と批判とを歡迎する。各革命的民衆はソヴエート工作員の缺點誤謬を指摘する權利を有する。國民黨の貪官汚吏が全國に充滿し、人民は憤激を覺へながらも敢て言はざるに反して、ソヴエート制度の下に於ては絕對に斯かる現象の存在を許容しない。ソヴエート職員中に若し貪汚腐化消極怠業及び官僚主義的分子を發見すれば、民衆は直ちに其の誤謬を指摘し得るのである。而してソヴエートは直ちに彼等を懲罪に付し、決して姑息な處置を取らぬのである。斯かる充實せる民主的精神も亦ソヴエート制度の下に於いてのみ存在するものである。

ソヴエートの民主的精神は其の行政區域の劃分に現はれて居るソヴエートは官僚主義的にして大且つ不適當なる舊行政區域を解消し、省より鄉に至る各級ソヴエートの管轄區域は總て小さく改革した。此れは如何なる意義を有するか、此れは卽ちソヴエートをして大衆に密接に接近せしめソヴエートをして管轄地域の大ならざるに因り、大衆の要求を周知せしめ、大衆の意見を迅速にソヴエートに反映し來らしめて、迅速に討議解決せしめ、大衆の動員をして戰爭の爲、ソヴエートの建設の爲、非常に便利ならしむるものである。國民黨軍閥が封建時代の大省大縣大區鄉制度を利用するのは民衆と隔絕する便利あるのみにして、ソヴエート政府としてはかゝることはなさないのである。此の點に於て當然村の劃分に關する事は重要であることが判明する。何故なら、鄉ソヴエートの下に於てソヴエート工作を執行する最も便利な方法は、村を以つて單位として大衆を動員し、村の適當なる劃分、村の民衆組織の樹立、村の代表と代表主任との全村に對する有力なる指導に依り、鄉ソヴエートの工作が始めて能く最大の成功を收め得るからである。

現段階に於ける中國ソヴエートの全貌

(C)ソヴエートの地主資本家階級に對する態度を說明する

ソヴエートは世界中に於て最も完備せる民主制度を實現した。ソヴエートは廣大なる民衆に直接參加させ、一切の民主的權利を與へた。ソヴエートは大衆に對して絕對的に如何なる强權をも行使せず亦行使する必要もない。だが地主資本家階級、卽ち革命的民衆から打倒される一切の搾取分子に對してはソヴエートの態度は異なるのである。

地主資本家階級は彼等が搾取者にして過去の統治者であつたが故に、彼等はソヴエートに對して非常に深酷なる怨恨を懷いてゐる。彼等は顚覆されたが未だ消滅するに至つてゐないのみならず尙鞏固な社會的基礎を有し、又優越なる智識と技術を有するが爲に、覆されても依然として復活を企圖し、ソヴエート政權を打倒して舊制度を復活せんことを劃策してゐるのである。特に國內戰爭時代に於ては敵はソ區に對して不斷に軍事的攻擊をなし、更に

多くの地位から顚覆された搾取者をして、絕へず反革命的行動を以つて敵の攻撃に呼應せしめて居る。故にソヴエート政權は是等の分子に對して各方面より嚴重に制裁し鎭壓せざるを得ないのである。

ソヴエートの搾取分子に對する制裁政策は、其の第一項に於て彼等を政權外に拒絕することを規定してゐる。ソヴエートの憲法は地主資本家階級及び其他の一切の反革命分子に對し彼等の選擧權、彼等の赤軍及び地方部隊內に於て兵役に服する權利を完全に剝奪してゐる。だが、是等異分子は種々の便法を講じてソヴエートの機關、赤軍、地方部隊への混入を企て、特に新開拓地のソ區に於て民衆鬪爭の發展を不充分ならしむべく努力するのである。是等の地方は彼等異分子が機會を利用して混入するに容易であるからである。過去の經驗は、此等の階級的異分子の革命政權に混入せんとする活動に對して、果敢なる鬪爭を開始することはソヴエートに取つて一つの極めて重要なる任務であることを完全に證示してゐる。

第二項は一切の地主資本家階級の言論・出版・集會・結社の自由を剝奪することである。此等の自由はソヴエートは唯革命的民衆のみに與へ、如何なる地主資本家階級にも與へないのである。地主資本家階級は必ず此等の自由を利用して彼等の反革命の道具となすのである。故に此等異分子の自由を剝奪することは絕對的に必要である。ソヴエートを日々に强化する所以は此等の階級に敵の自由を剝奪し、彼等が之を利用して活動する機會を減少せしむることが重要な一原因である。

第三項は革命武力と革命法廷とを利用して一切の反革命分子の活動を鎭壓することである。ソヴエートは民衆武裝の任務に基づいて强固なる赤軍と地方部隊とを組織した。これはソヴエートが直接に依據する鐵の如き力である。ソヴエートはこの力に依つて始めて帝國主義國民黨に戰勝し、ソ區內の反革命分子の活動を鎭壓することが出來るのである。だがソヴエートは更に此れと關聯して反革命の活動を鎭壓する一武器を所持してゐる。それは卽ちソヴエート法廷である。

ソヴエート法廷は直接武裝により國家政治保衛局の活動に依り廣大なる大衆の階級鬪爭に依りソ區內の一切の反革命的企圖をして嚴重なる鎭壓の下に潰滅せしめるのである。數年來各ソ區內に反革命の重大なる活動が發生した。

例へば中央ソ區及び湘鄂（湖南江西）ソ區等に於けるAB團、福建の社會民主黨、湘鄂（湖北）西、鄂豫（河南）贛、閩（福建）浙（浙江）贛、閩贛等々の地に於ける改組派、湘鄂贛に於けるト陳解黨派等の如き、或は反革命的活動を企て、或は其の活動を實行した。だが、結果は凡てソヴエート法廷の嚴重なる鎭壓をうけ、彼等の暴動陰謀を征服し、ソヴエート政權を鞏固にした。この方面に於て政治保衛局とソヴエート法廷とは已に豐富なる經驗を取得してゐる。過去に於て幾多の地方で明確な階級的コースを辿らなかつた誤謬を糾正した。ソヴエート法廷の大衆化、卽ちソヴエート法廷の反革命制裁は當然廣大なる民衆の反革命掃蕩の爲めの鬪爭と聯繫すべきで、現在此れ亦一層の進步を示し、巡廻法廷の普遍的使用は卽ち之を明示してゐる。

綜觀するにソヴエートは廣大なる民衆に對し廣泛なる革命的民主々義を具備して居り、同時に亦この民主々義政治に於てその絕大なる權力——百千萬の勞農大衆の堅固なる信賴と自覺せる要求の上に構築せられたる權力——を構成した。ソヴエートの此の權力運用は自己の獨裁を形成し、革命戰爭を組織し、ソヴエート法廷を組織し、階級敵に向つて各方面の激烈なる攻撃を展開せしめ、而してソヴエート法廷は、ソヴエート領土內に於て反革命派の活動鎭壓の偉大なる作用を起すに至つたのである。

若し勞農獨裁のソヴエート法廷と地主資本家階級專政の國民黨法廷とを比較すれば、是れ實に一幅の妙絕なる繪畫である。

ソヴエート法廷は地主資本家階級の鎭壓を目的とし、勞農分子の犯罪に對しては、一般的に輕く取扱ふが、國民黨法廷は勞農階級の彈壓を目的とし、地主資本家階級の犯罪に對しては一般に之を輕く取扱ふ。而して其の法廷に於ける作用は完全に支配階級性の決定に準據してゐるのである。

現段階に於ける中國ソヴエートの全貌

ソヴエート法廷は一方反革命分子の活動を嚴重に鎭壓する。ソヴエートは斯かる分子に對して當然寸毫の姑息手段だにとつてはならぬのである。だが、逮捕犯人に對する一切の非人道的處置は絕對禁止するものである。ソヴエート中央政府は已に命令を發して非人道的な體刑廢止を宣布した。これは亦歷史上絕大の改革である。國民黨法廷は今日に至るも依然中世紀的な非人道的極刑を行つてゐる。ソヴエートの監獄は死刑以外の犯罪者に對して感化主義を取つて居る。これは共產主義の精神と勞働規律とを用いて犯人を敎育し、犯人の犯罪を本質から善導せんとしてゐるのである。然るに國民黨の監獄は純然たる封建的な野蠻なる慘殺、ファストの極刑を行ひ、勤勞大衆・革命家に對する人間地獄である。

敵階級の反革命の陰謀を消滅してソヴエート領土內の革命的秩序を保ち、司法の範圍內に於ける一切の野蠻なる封建的殘滓を廢棄することはソヴエート法廷の目的である。ソヴエートの此の方面に於ける總ての改革は歷史的意義を有するものである。

(D)ソヴエートの勞働政策を說明する

ソヴエートはその政權の階級性に基づき、その勞働民衆を武裝せしめ革命戰爭に依つて、帝國主義國民黨を打倒する偉大なる任務を以つて、勞働者の階級鬪爭を斷乎として啓發し、彼等の日常の利益を保障し、彼等の革命的積極性を發展せしめ、偉大なる革命

戰爭にまで到達せしめ、彼等勞働者をして革命戰爭の積極的指導者たらしめ、ソヴエート政權を鞏固にし發展せしめる柱石たらしめねばならぬ。こゝにソヴエート政權の出發點があるのである。ソヴエートの勞働政策下に於ては勞働者の利益は完全に保證されてゐる。これを過去及び現在に亘る國民黨支配下に於ける狀態と比較すれば、そこには實に天國と地獄との差異あるを發見するであらう。

ソヴエート區が尙は國民黨支配下に在つた時代の勞働者は雇主の奴隸であり、勞働時間は長く、賃銀は安く、待遇は殘酷であり更に彼等の地位には何等法律上の保障がなかつた。これ等のことは勞働者が永遠に忘却し得ぬものであるが、現在の國民黨支配區域に於いては依然としてこれ等のものは存在するのみならず、更にその深刻さを增してゐるのである。最近の白區の狀況は勞働者の實際收得する賃銀は百分の五十以上減少し、陶汰・解雇・工場閉鎖は資本家が勞働者を攻擊する普通の手段であつて、これが爲めに失業者の洪水を現出した。產業勞働者のみに就いて云ふも失業者數は百分の六十以上に達してゐるのだ。一切の勞働者と資本家との爭議に對して國民黨は全く資本家の走狗として勞働者を壓迫するのである。

だが、かゝる罪惡はソヴエート區內に於ては完全に克服一掃されてゐる。

ソヴエート政權下に於ては勞働者は主人公であり、彼等の多數は農民を指導して、ソヴエートを鞏固にし發展せしめる偉大なる責任を負ふてゐる。これに因りソヴエート勞働政策の原則は、勞働者の利益を保護し、ソヴエート政權を鞏固にし發展せしめるに在る。この原則に準據して、一九三一年十二月勞働法を公布し、一九三三年之を改正して新に公布した。

今回改正した勞働法は都市農村、大小企業に對して總て適用し得るものである。

現在ソヴエート區に於ては一般的に八時間勞働制を實行し、勞働契約と集團契約とを締結した。都市及び幾多の農村に於ては已に普遍的に勞働檢查所を設け檢查員を配置し、雇主のソヴエート勞働法に對する違反行爲なきかを嚴重に監視せしめてゐる。雇主の違法行爲に對する制裁は專門的に設立せる勞働法廷に於て處理せしめるのである。資本家の勞働力操縱を防止し、失業者を保護する爲に、ソヴエートは一切の勞働紹介權を有し資本家の勞働者聘請は、一切ソヴエートの設立せる勞働者紹介所を通じてなさしむることゝしてゐる。失業者救濟機關の設立は現在日々に廣く行はれ、失業者は一般に具體的に救濟されてゐる。農業勞働者も亦悉く土地を分配された。社會保險制度は確立し、社會保險局がソヴエート區の各都市に設立せられた。此等の事は國民黨政權下に於ては全て勞働者の取得し得ざるものである。併しながら、ソヴエート政權は此等の政策の實行を自己の最大なる責任として居るのである。ソヴエートが自己の政策を斷行することにより、ソヴエート區の勞働者の生活は大いに改善された。

先づ第一に賃銀を見るに左の如く、ソヴエート區域內各地の實際賃銀は革命以前に比較して一般的に增加してゐる。

職業	最高賃銀			最低賃銀			平均賃銀
	革命前	現在	增加額	革命前	現在	增加額	革命後革命前の統計なし
製菓工（一ケ月）	一〇元	三三元	三元	二元	三三元	一元	二〇元
製紙工	一〇	一三五	三五	三	三一	二八	三三
製油工	八	一三	五	三	三	九	一五
製藥工	六	二〇	一四	二	六	四	八
葉煙草刻工	七	一三	六	二・五	三〇	二六・五	二八
印刷工	一五	二六	一一	五	一八	一三	二四
金物工	六	一八	一二	—	一四	—	一六
船頭（汀洲より杭に至る）	一四	四六	三二	—	一八	一六	一九
染業工	六	二〇	一四	二	一八	一六	一九
油紙工	五	二一	一六	二	一七	一五	一九
釀酒工	六	二〇	一四	三	一八	一五	—
織布工	一〇	二五	一五	二	二一	一九	二三
大工（一日）	六角	八角	二角	—	—	—	—

上に揭げたるものは汀州（福建省）に於ける一例である。

前表に依れば汀州に於ける勞働者の賃銀は革命前に比し最底三二%（大工）、最高一、四五〇% 卽ち十四倍半（織布工）增加した。此の驚くべき增加は全く國民黨時代の驚くべき低賃銀の反映である。汀州勞働者の賃銀は他のソヴエート區の都市に比して特に高い（食事も含まれてゐる）のであるが、その他の都市の賃銀も亦增加したのである。例へば瑞金のセメント工、大工の如きは最近に於て革命前の一日二角五分より一日四角五分に增加し、その增加率は八〇%である。

都市のみならず農村の賃銀も增加した。次に揭げるものは甌縣の農村に於ける冬期臨時傭の賃銀の比較である。

最高賃銀（一日）

手藝工人		製紙工		日傭農	
革命前	三角	革命前	二角八分	革命前	四角半
一九三一年五月一日前	三角	一九三一年五月一日前	三角	一九三一年五月一日前	六角七分五
現在	三角半	現在	三角二分	現在	九角六分
革命前に比し增加	〇角五分	革命前に比し增加	〇角四分	革命前に比し增加	五角一分

平均賃銀

手藝工人		製紙工		日傭農	
革命前	二角二分	革命前	一角〇分	革命前	二角六分
一九三一年五月一日前	二角四分	一九三一年五月一日前	一角五分	一九三一年五月一日前	三角九分

現在	三角〇分	三角〇分	二角〇分	五角〇分	
革命前に比し增加	〇角八分	〇角八分	一角〇分	二角四分	

最低賃銀

	手藝工人	製紙工	日傭農	運搬苦力
革命前	一角〇分	一角四分	〇角三分	一角〇分
一九三二年五月一日前一角五分	二角一分	〇角六分	—	
現在	二角〇分	二角五分	一角〇分	二角〇分
革命前に比し增加	一角〇分	一角一分	〇角七分	一角〇分

此の表は一農村のものであるが、併し其他の農村の賃銀も一般に增加してゐる。國家企業の賃銀に至つては最近二ヶ年來の中央直轄の若干の企業に就て云へば一般的に二〇%の增加を見、最高は四〇%增加したのである。

賃銀の支拂は一般に定期に全額を支給することになつてをり、ソヴェートの監督に依つて雇主の賃銀支拂遲滯は非常に減少した。少數の頑固な資本家も勞働法廷の制裁がある爲勞働者を困憊せしめ得ないのである。

法定勞働時間―八時間制の實施に關しては、二ヶ年來ソヴェート區の一切の都市に於て普遍的に實現してゐるのである。農業プロレタリアートは實際に於ては每日八時間より少し長く勞働してゐる。十六歲より十八歲に至る雇傭勞働者は一般に成年者に比較して少いのである。婦女及び未成年者の保護に關しては同一勞働に對する同一報酬、產前產後の休養、十四歲以下の幼年工使用禁止の如きは凡て一般的に實行された。見習の保護に關しては、一般的に見習年限を短縮し、見習の待遇を改善して、見習に對する封建的壓迫を一掃した。見習の生活は非常に改善され、見習の賃銀も增加した。(江西方面の見習は最少一ヶ年十五元の手當を受け、多きは一ヶ月三元の者もある。)

一般の待遇に關しては、都市特に國家企業に在りては勞働者の衛生及び食事は非常に改良され、各都市勞働者の食事は普通一ヶ月六元以上で、農村勞働者の食事は殆んど雇主と同等である。

ソヴェート區の勞働者は堅固なる組合を組織した。この組合はソヴェート政權の柱石であり、勞働者の利益を保護する堡壘であり、同時に多數の勞働者大衆の共產主義を研學する學校である。ソヴェートは勞働組合に對し法律上その權利を保障してゐる。これにより勞働組合員は非常に發展したのである。中華全國總工會の統計に依れば、現在ソヴェート區の勞働組合員數は僅かに中央ソヴェート區及び其の附近の數個のソヴェート區のみで二十二萬九千人を算し、其の分布は中央ソヴェート區一一〇、〇〇〇人、湘(湖南省)鄂二三、〇〇〇人、鄂閩四〇、〇〇〇人、閩浙二五、〇〇〇人、閩贛六、〇〇〇人、閩北五、〇〇〇人で、中央ソヴェート區の材料に據れば、組合に加入せざる勞働者は僅かに三千六百七十六人あるのみにて、全勞働者の百分の五に達しないのである。卽ち百分の九十以上の勞働者は給會に加入してゐるのである。一部の地方例へば興國(江西省)の如きは百分の九十八に達してゐる。かゝることは國民黨區域に於ては發見し得ざることである。否！單に中國のみならず、全世界に於てソ聯を除けばどの帝國主義國家にも見出し得ない狀態である。

二ヶ年來、ソヴェートの勞働法はソヴェート區の總ての都市に於て實行され、鄉村に於ても亦その主要な條令は實行されてゐるこの二ヶ年間に於て、資本家富農の勞働法に對する抵抗に屢々遭遇した。だが、勞働者大衆の積極的鬪爭とソヴェートの嚴重なる監督とに依り、是等の抵抗を無效に歸せしめ、同時に私人生產者及び中農、貧農、勞働者の勞働法に違反せる場合は懇切に勸告して了解させ、自動的に勞働法を擁護させた。その結果、勞働者の生活は大に改善され、彼等の革命的積極性は驚異的な發展を遂げ、革命戰爭及びソヴェート建設に重大な役割を果すやうになつた。

中央ソヴェート區の公略、萬太、龍岡、興國(江西)、勝利、西江、雩都(江西)、尋鄔(江西)上杭(福建)、寧化(福建)、長汀(福建)、新泉の十二縣の統計に依れば勞働組合員七萬五百八十人中現在赤軍及び遊擊隊に服務する者一萬九千九百六十人で全組合員の百分の二十八に當り、ソヴェートの革命機關の工作に參加する者六千七百五十二人で全組合員の百分の十に當つており、彼等の大部分はソヴェート機關に關係してゐるのである。以上二項の合計は二萬六千七百十二人で、全組合員の百分の三十八を占め、現在尙ほ自宅に在る組合員は四萬三千八百六十八人である。この十二縣の自宅に在る組合員は第二期公債四萬三千八百五十五元を返還し、最近經濟建設公債十九萬七千八百〇三元を買取り、自宅に在る組合員は平均一人四元五角の公債を買取つた。自宅にある組合員にして現在黨・同盟員である者は一萬二千四百三十五人で、その組合員數の百分の二十八に當つてゐる。此等の統計に依り勞働者大衆が積極的に赤軍に加入し、革命戰爭に參加し、又、中國共產黨を擁護してゐることが證明されるのである。而して此等は全てソヴェートが勞働者の利益を保護し、勞働者の積極性を發揮せしめ得た爲であつて、かの――勞働者は革命後何物も得る所なく積極的に發展せず――との饒舌は全く出鱈目であることを暴露するものである。

(E)ソヴェートの土地革命を說明する

中國ソヴェート及び赤軍の目標は土地革命にある。成長發展し來つた多數の農民大衆は、土地革命によつてのみ地主階級及び國民黨軍閥の慘酷な壓迫搾取により解放されるのである。

ソヴェートの土地政策の原則は地主階級及び國民黨軍閥の一切の封建的半封建的搾取と壓迫を完全に覆滅するに在る。過去及び現在に亘つて國民黨區域の農村に於ては驚くべき高い地租(百分

の六十乃至八十)が徴せられ、驚くべき高利(百分の三十乃至百分の百)の貸付が行はれており、更に驚くべき苛税や雜税(全國合計一千七百餘種の多きに上つてゐる)が徴收されてゐる。その結果土地は地主と富農に集中し、大多數の農民は土地を失ひ、悲慘にも餓死線上を彷徨してゐる。

土地の無情な收奪をうける爲に農民は災害不作を防禦する能力を失ひ、其の結果水災・旱魃が全國に遍り、一九三一年の被害區域は八百九縣に達し、被害人口は四千四百餘萬人を算へたのである。頻繁に加へられる掠奪の爲に農民の生産能力缺乏し、多くの耕地は荒廢し、同時に農民の收穫は減少した。又帝國主義の農産物ダンピングに壓倒され、爲に中國農村經濟は完全に破産狀態に陷つた。されば農村の土地革命の火焰は斯かる基礎の上に爆發して炎々燃へ熾つてきたのである。

ソヴエート土地革命の威力は一切の封建的殘滓を掃蕩し、百千萬の農民大衆は長期の暗黑より覺醒して、地主階級の一切の土地財産を奪取し、富農の肥田を沒收し、高利貸を廢除し、苛税を取消し、あらゆる革命の敵を打倒して自己の政權を樹立し、農民大衆はかつての彼等の主人公の地位を取得した。これ卽ちソヴエート政權下と國民黨政權下とに於ける農村狀態の根本的差異である。

第一回全ソ大會は土地法を公布し、全國土地問題解決の正確なる標準たらしめた。農村に於ける階級鬪爭の尖銳化に因て階級分析問題上に幾多の論議が繰返された爲に、人民委員會は過去の土地鬪爭の經驗に依據して『土地鬪爭に關する種々の問題解決』を作り、地主・富農・中農・貧農・ルンペン等々の幾多の問題に對して正確なる解決を與へた。

農村鬪爭は將に一層擴大發展せんとしてゐる。土地分配方法上の幾多の問題、例へば、肥瘠・青苗・山林・池沼等々に關しては各地の經驗を蒐集して可及的速に必要なる決定を作成しなければならぬ。これは新ソ區の土地分配指導上缺くべからざる重要事である。

封建的殘滓勢力を徹底的に消滅せしめ、土地革命の果實を完全に日傭農・貧農・中農の手中に收めしむる爲に中央政府は廣範圍に亘り、且つ苛酷なる査田運動を起した。一九三三年七・八・九の三ヶ月の統計に依れば、中央ソヴエート區江西・福建・廣東の三省に於て、地主六千九百八十八戸、富農六千六百三十八戸を査出し、此等地主富農の手より收獲一萬七千五百三十九擔に當る土地を回收し、地主から沒收した現金及び富農の稅金は合計六十萬六千九百十六元に達した。農民大衆の革命的積極性は更に加はり、雇農(農業プロレタリアート)組合と貧農團はソヴエートの農村に於ける柱石となつた。三ヶ月間に斯かる偉大なる成績を擧げたことは農村の階級鬪爭にソヴエートは尙一層の注意を拂ふ必要のあることを說明するものであり、査田運動は農村の鬪爭を繼續發展せしめ、封建的殘滓物を徹底的に掃せ蕩する有力な方法たることを亦明かに證示してゐる。

土地鬪爭の階級コースは農業プロレタリアート、貧農が中農と聯合して富農を打倒し、地主を消滅せしめるにある。このコースの正確なる應用は土地鬪爭の發展及びその勝利を保證する關鍵であり、ソヴエートの農村に對する具體的政策の基礎である。故にソヴエート政府は中農侵犯(主として富裕なる中農の侵犯)及び富農掃蕩上に於ける多くの誤れる傾向に對し、嚴重に制裁するものであり、同時に地主富農と妥協せんとするが如き誤謬に對しても手を緩めぬのである。斯かる一切の誤謬に反對することに依つてのみ土地鬪爭は始めて正確なる軌道を走ることが出來るのである。

土地鬪爭の大衆工作は二ヶ年來少からざる經驗を得た。その要點を綜合すれば、(一)土地分配運動と査田運動とは何れも全力を盡して多數の貧農中農及び農村勞働者を動員し、自動的に地主富農に向つて鬪爭しなければならぬ。

分田・査田工作は全て民衆の同意を經るを要し、各階級の處理は必ず民衆會議を通過するを要すのである。

ソヴエートの職員が單獨に少數人で土地の分配、階級の淸査を進めることは大衆鬪爭の熱情を低下せしめる危險がある、(二)地主階級の土地以外の財産及び富農の剩餘農具・耕牛・家屋を沒收した場合、必ずその大部分を貧窮大衆に分配すべきであり、かくの如くせずして少數人に使用さするときは、民衆の不滿反感を買ひ、搾取分子をして彼等の反抗を有利に展開せしめる。(三)土地の分配は長期間不決定狀態の下に置くべきでなく、當然相當の短期間内に妥當なる分配をなし、農民の所有として確定せしめるを要し、分配後は多數の民衆の要求無き限り、之を更に改めて分配すべきでなく、若し分配すれば農民の意見に違反し農民の土地生産に對する積極性に影響するのみならず、又前項同樣搾取分子に利用されるに至るのである。此れは土地鬪爭の發展を阻害するものである。(四)査田運動の目的は搾取分子を正確に調査する爲であり、被搾取分子の調査を目的とするものではない。故に家や地積に就き精査するよりも多數の民衆を動員し、隱れて財産を蓄積せる多くの地主、富農について精査すべきである。(五)分田査田に障害を來さしめる反革命的分子に打擊を與へ、民衆の同意の下に逮捕・監禁・民衆の公審・銃殺による處罰を課すべきであるが、最も重く罰すべきである。

若し斯くすることを怠れば土地鬪爭は極めて重大な障害をうける。(六)全力を盡して階級鬪爭を發展せしめ、部落間の鬪爭及び宗族間の鬪爭を避けなければならぬ。地主階級及び富農は極力階級鬪爭を以て部落鬪爭・宗族鬪爭に代らしめ、土地鬪爭の進行を阻止せしめんとする者である。故にソヴエート關係者は彼等の欺

現段階に於ける中國ソヴエートの全貌

瞞を警戒せねばならぬ。(七)土地革命の發展は農村に於ける基本大衆の階級的覺醒と組織の程度の向上に依存してゐる。故にソヴエート關係者は必ず廣範圍に亘り且つ深く入込んで宣傳し、貧農團と雇農組合との組織を健全にしなければならぬ。土地革命は唯に農民をして土地を取得せしめるのみならず、且つ農民をして土地に依る生産力を發展せしめるを要すのである。ソヴエート區内の農業生産は廣範圍に亘つて發展を遂げた。

此等の基礎の上に立てば農民の生活は非常に改善されるのである。農民が地主と國民黨との搾取を覆せば生産品は自分のものとなる。故に現在農民の生活は國民黨支配時代に比し、少くとも二倍に改善されてゐる。農民の最大多數は過去に於ては一年中多くの月日は飯を腹一杯喰ふことが出來なかつた。最も困憊した時には樹皮・糠を喰つたことも少くなかつたのである。だが、現在では一般に飢餓などゝいふものはないのみならず、生活は日々に潤はされてゐる。過去に於いて最大多數の農民は肉類を食したことは稀であつたが、現在では肉食するものが多い。過去に於ては最大多數の農民は襤褸を纏ふてゐたが、現在では一般に改善されて非常に好くなつてゐる。

如何なる生活、如何なる政權が農民大衆の希望するところのものであるか？　總ての國民黨區域の農民大衆に此の問題に對する回答を求めたい。

(F)ソヴエートの財政々策を說明する

ソヴエートの財政上の目的は革命戰爭の給與と供給を保證するに在り、亦ソヴエートの必要とする革命の一切の經費を保證するにある。

だが、廣範圍に亘る革命戰爭の費用と革命工作の經費を要するソヴエート共和國は、全國的に看て比較的小部分で亦多くは經濟的に貧弱な地方であり、その上に多數の民衆の納稅に便利なる政策を實行してゐるのであるが、外部の者は多くはソヴエートの財政的活路が如何なる點に在るかを識らないのである。

國民黨は廣大なる地域を占領して人民の膏血を大々的に搾つてゐる。だが、反つて破產狀態に陷つてゐる。

この事に關しては何等の奇怪もない。ソヴエートの財政々策及び經費の使用が國民黨と根本的に異つてゐるからである。

ソヴエートの財政々策は階級的及び革命的原則の上に樹立されて居るのである。故にソヴエートの財源は(一)一切の封建的搾取者に對して沒收或は徵發の步を進めること、(二)徵稅、(三)國民經濟事業の發展である。所謂封建的搾取者に對して沒收徵發の步を進めるとは、卽ちソ區及び白區に於ける地主富農を對照とする政策である。過去の經驗に依れば此の方面の收入は常に主要の地位を占めてゐる。此の點は國民黨の財政々策と全く相反するもので、ソヴエートは主要なる財政收入を搾取者に負擔させてゐるに反し、國民黨は主要なる財政收入を勞農勤勞大衆に負擔させてゐるのである。

ソヴエートの租稅は統一的累進稅にして現在簡單なる方面より之を實行しておる。それは卽ち商業稅と農業稅であり、租稅の基本原則は等しく搾取者に重き負擔をかけるのである。

商業稅の徵收は關稅と營業稅とに分ち、關稅はソ區内の需要に應じて貨物の輸出入を統制するを目的とし、これが爲に免稅するものもあれば亦百分の百の高率を課する場合もある。

中國々内に於ては只ソヴエート區のみが完全なる關稅自主を實行し、如何なる外國政府の干涉も受けず、一切の貨物は境界の稅關で納稅せしめた後は全ソ區何れの地にても自由に運搬させ、第二回の徵稅を行はず、國民黨の各地で度々徵する落地稅の如き虐政を一掃したのである。

營業稅は卽ち商業所得稅である。(二)工業稅は現在に於いては徵收せず。(三)商業資本の大小收益の多少により統一的累進稅を徵收し、資本の小なるもの、收益の少きもの、稅金は輕く、資本の大なるもの、收益の多きものの稅金は重い。資本百元以下のもの、或は民衆の組合及び農民の剩餘農產物の直接賣出しに對しては總て免稅を實行してゐるのである。

現段階に於ける中國ソヴエートの全貌

農業稅は農民の革命的熱情により、自ら納稅を希望せしめるのであるが、是亦前項同樣累進稅を原則とする徵收法を取つてゐる一家の人口少く分田少き者の稅金は輕く、人口多く分田多き者の稅金は重いのである。貧農、中農は稅金輕く、富農は稅金重く、雇農及び赤軍家族に對しては免稅し、被災地域は其の輕重に依り、或は減稅し、或は免稅するのである。

ソヴエートの採用する統一的累進稅法は世界に於ける最善の稅則であり、總ての資本主義國家の採用し得ざるか、或は徹底的に適用し得ざるものである。

國民黨の稅收に至つては全く帳簿上に於て糊塗するものである其の原則として主要なる收入を農民及び小資產家階級に求め、正稅の外に無數の附加稅を負擔させるのである。一九三二年三月二十二日の天津大公報に依れば、國民黨區域内の課稅名目は合計一千七百五十六種の多きに達し、四川に於ては田賦を一九八九年度迄前納させ、廣西の田賦は國民黨の勢力下に置かれた以前に比し二十五倍增加したと。此れは國民黨の勤勞大衆に惠んだ『恩德』である！

國民經濟を發展せしめて、ソヴエートの財政的收入を增加せしめることはソヴエート財政々策の重要な點であり、その效果的な成果は已に閩浙贛ソ區に現はれてをり、又中央ソ區に於ても現はれつゝある。されば、この方面に重點を置いて進行することがソ

ヴエートの財政及び經濟機關の責任である。この點に就て當然次の事項を指摘しなければならぬ。卽ち國家銀行の紙幣發行上の原則は國民經濟發展の必要に準據し、財政上の必要を第二義的地位に置くべきである。又、この點に充分の注意を拂ふことは絶對的に必要である。

財政上の支出に至つては當然節約を方針としなければならぬ。亦、一切のソヴエート職員をして貪慾浪費に對する鬪爭は過去に於て相當の成績を擧げたが、今後更に一層努力すべきである。一枚の銅貨の節約も戰爭及び革命事業の爲であり、且つこれがソヴエート會計の原則である。ソヴエートの財政上の支出は必然的に國民黨のそれとは絶對的に異るのである。

ソヴエートの財政は困難でないではない。赤軍の擴張、戰爭の發展はソヴエートを財政的困難に直面せしめるものである。だが困難の征服は困難自體の內に包含され、我等の革命戰爭を展開せしめ、吾等のソヴエート工作を改善し、一切の國民黨區域に向つて吾々の財政收入を擴大し、一切の搾取分子に向つて、ソヴエート財政を負擔させ、國民經濟の發展に依つてソヴエートの收入を發展せしむることが、卽ち困難征服の方途である。

(G)ソヴエート經濟政策を說明する

厚顏無恥の國民黨軍閥は自己の支配區域內の住民をして財政上の窮地に陷らしめてをきながら、而も謠言を流布して、ソヴエート區は斯くの如く破局に在ると宣傳してゐる。然り帝國主義國民黨の目的は完全にソ區を潰滅するにあるのだ。彼の云ふ破局のソヴエートは今正に前進的に建設中であり、已に百千萬の勞農大衆解放の福利をもたらした。故に反革命派は啻に一切の武裝組織の下に軍事上の『圍剿』を進めるのみならず、更に經濟上より慘酷な封鎖政策を進めてゐる。併しながら、ソヴエート政府は多數の民衆及び赤軍を指導して、屢々敵の『圍剿』を突破したのみならず、更に一切の可能にして必要なる經濟建設に從事し、敵の經濟封鎖の毒計を打破した。ソヴエートのこの行動は現在着々勝利を得つゝある。ソヴエートの中心的任務は帝國主義國民黨に對し戰爭上の勝利を獲得するにあると同時に、目前のソ區は經濟上比較的貧弱な地域で又敵の經濟封鎖下に在るが故に、ソヴエートの經濟政策の原則は一切の可能にして必要な經濟的建設を進め、經濟力を集注して、戰爭に供給し、同時に極力民衆の生活を改善し、勞働者及び農民の經濟的方面の聯合を鞏固にし、無產階級の農民に對する指導を保證して將來發展せしめ、社會主義的建設に到達する前提及び優勢を形成するにある。

ソヴエートの經濟的建設の中心は農業生產の發展、工業生產の發展、對外貿易の發展及び組合運動の發展にある。

ソ區の農業は現在明かに發展中である。一九三三年の農業は中央ソ區に於ては一九三二年に比して百分の十五增加し、閩浙贛ソ區は百分の二十增加した。ソ區は暴動後の第一、二年に於ては農業生產は往々後退の形勢を呈した。但し分田の確定、ソヴエートの奬勵及び農民大衆の勞働に對するより眞摯な熱心の昂揚に依り生產は復活の形勢を取るに至つた。現在多くの地方では復活したのみならず、更に暴動前の生產よりも增加した。又多くの地方に於ては暴動中に荒廢した土地を復墾せしめたのみならず、更に新たに土地を開發した。多くの地方に於ては勞働互助會及び耕田隊を組織して農村の勞働力を調整し、犂牛組合を組織して耕牛缺乏問題を解決し、同時に多數の婦人大衆が生產戰線上の突擊に參加した。斯かる狀況は國民黨時代にあつては決して爲し得なかつたものである。國民黨時代の土地は地主の私有財產であり、農民は自己の力で土地を改良することを希望せず、亦不可能でもあつた。ソヴエートにして始めて土地を農民に分配し且つ奬勵して農民大衆の勞働に對する積極性を勃發せしめ、偉大なる生產的勝利に到達せしめ得るのである。この點に於て目前の條件下にあつては農業生產がソヴエートの經濟的建設の第一位であり、それが最も重要なる食糧問題の解決を負擔するのみならず、且つ衣服・砂糖・紙等の日用品の原料問題（棉花・麻・蔗・竹等）をも當然負擔するのである。森林の培養・畜產の增殖も亦農業の重要部分である。小農の經濟的基礎の上に在つては或る種類の農產物の相當な生產計劃に對し、農民を動員して、この計劃の爲に（例へば各省棉花若干萬斤を生產するといふが如し）努力すべきであり、又かくすることは必要である。ソヴエートは此の方面に於て一步進んで注意し、亦努力しなければならぬ。農業生產に關する殘多の基本條件、例へば勞動力問題、肥料問題、種子問題、水利問題等の如きは、ソヴエートとしては必ず極力農民を指導して解決に到達せしめなければならぬ。勞働力に關する組織的調整、婦女子の生產參加はソヴエート區の農業生產上の基本的問題である。而して勞働互助會及び耕田隊の組織、ソヴエートが春夏等の耕作重要季節に當り全農村民衆に對する動員及び督促は此の問題を解決する有效なる方法である。

一部農民（約百分の二十五）の耕牛缺乏は重大問題である。故に犂牛組合を組織し一切の耕牛無き者を動員して共同で牛を買入れ、共同で之を使用せしめることに關して、ソヴエートは當然注意すべきである。水利は生產の命脈である。さればソヴエートは甚大なる關心を拂はなければならぬ。現在は勿論ソヴエート農業及び集團農業に關する問題を提出することは出來ない。但し農業を促進する目的で各鄕各區に一個の小規模のソヴエート農事試驗場を設け、且つ農業研究學校及び農產品展覽所を設立することは切迫せる必要事である。敵の封鎖が吾々の輸出をして困難ならしめた結果、ソ區の手工業生產は減少した。煙草・紙等はその最も

著しきものである。だが、この輸出困難は決して征服し得ないものではない。ソ區の多數の民衆の需要は自ら廣大な市場を形成してゐる。勿論、輸出も考慮しなければならないが、重要なことは自給の點である。此れが爲に計劃的に工業を發展せしめなければならぬ。二ヶ年來特に一九三三年上半期よりソヴエートが注意を拂び始め、民衆の生産組合が逐次發展した結果、幾多の工業は現在復活に向つて進みつゝある。此の點に關して重要なものは煙草・紙・タングステン・樺腦・農具及び肥料、石灰等である。

自ら布を織り、自ら製藥し、自ら砂糖を製造することも亦現下の環境に於ては忽視すべからざるものである。閩浙贛方面の多くの地方に於いて、從來缺乏してをつた工業・例へば造紙・織布・製糖等の如きは現在之を開始するに至り、且つ成功してゐるのである。彼等は食鹽の缺乏を克服する爲に硝鹽の製造をも進行させてゐる。工業の進行に關しては更に適當なる計劃を必要とするのである。散漫なる手工業の基礎の上に於ては全面的に精密に計劃することは當然不可能であるが、此等の主要なる工業に於て先づ國家と組合との經營する事業に對し精密なる生産計劃を立てる區ことは絶對に必要である。確實に原料の生産を測定し白區及びソの販路を測定することは、各ソヴエート工業及び組合工業の進行を開始する上に於て注意すべきことである。

ソヴエートの計劃的對外貿易並に數種の必需商品の流通するやう直接經營すること、例へば食鹽・織物の輸入・穀物・タングステンの輸出及びソ區內に於ける穀物調節等は現在非常に必要である。この工作は閩浙贛に於て比較的早く實行された。中央ソ區は一九三三年の春之を開始し、對外貿易局等の機關の設立により、已に第一步の成績を上げるに至つた。現在ソ區の國民經濟の發展は國營事業・組合事業・個人事業の三方面より同時に進行してゐる。

國家經營の經濟事業は現在に於ては單に可能なるもの及び必要なるものゝ一部分に限つてゐる。この方面に於て現在工業・商業の別なく共に已に着手してゐる。その前途は勿論制限す可からざるものである。ソヴエートは個人經濟に對し單にソヴエートの法律の範圍外に出でざることを要求し、阻止せざるのみならず、更に提唱し奬勵してゐる。現在の個人經濟の發展はソヴエートの利益上必要であるからである。個人經濟は現在絕對に優勢であることは勿論であるが、更に相當長期間に亘り必然的に優勢であらう現在の個人經濟のソ區內に於ける發展は一般的に小資本の形式をとつてゐる。

組合事業は極めて迅速に發展しつゝある。一九三三年九月の江西、福建二省內十七縣の統計に依れば、各種の組合は合計一千四百二十三個、株金三十萬五千五百五十一元である。經濟建設大會の奬勵に依り、例へば瑞金・興國等の縣の如きは大會後、一ヶ月間に於ける發展は、大會前の全數に達した。組合の大規模の發展の中現在主要なるものは消費組合と穀物組合であり、その次は生産組合である。信用組合に至つては現在僅かに第一步を踏み出したばかりである。

組合運動の發展が將來ソ區經濟發展の樞軸をなすに至ることは何等疑のないところである。組合經濟は國家經濟と連絡して將來經濟的方面の重心的力となり、個人經濟との長期の鬪爭過程に於て逐次指導的となり、優越なる地位を取得し、ソ區の經濟をして社會主義經濟を發展せしめる條件となるであらう。故に可及的に國家企業及び組合事業を發展せしめることは個人經濟の發展を奬勵することゝ並行して進むべきである。

國營企業を發展せしめ組合運動を援助する爲に、人民委員會は民衆の擁護の下に三百元の經濟建設公債を發行した。かくて民衆の力に依り經濟建設の資本問題を解決することは、即ち現下の唯一の可能なる方法である。

全中國が經濟恐慌に卷きこまれ、數億の民衆が飢寒交々迫るといふ苦難狀態にある時、ソヴエート政府は一切の困難を顧みず、革命戰爭の爲に眞面目に經濟建設を進めてゐる。事情は極めて明白である。ソヴエートがその計畫的組織的經濟建設を實行することに依つてのみ、全國數億の民衆を空前の恐慌より救ひ出し得るのである。

現段階に於ける中國ソヴエートの全貌

(甘)ソヴエートの文化教育に就て說明する

革命戰爭の勝利、ソヴエート政權の鞏固と發展の爲には、民衆の一切の力を動員して偉大なる革命鬪爭に參加せしめ、革命の新時代を創造する爲には、ソヴエートは必然的に文化教育の改革を實行し、反動支配階級の勞農大衆の精神上に刻印せる束縛を解除し、以つて新なる勞農ソヴエート文化を創造しなければならぬ。

國民黨支配下の一切の文化教育機關が、悉く地主資本家階級の手中に操られてゐることは周知の事實である。彼等の教育政策は一方に於て反動的武斷宣傳を實行して被壓迫階級の革命思想を消滅せしめ、他方に於ては愚民政策を施行し勞農大衆を教育圈外に排除してをくことである。

反動派國民黨は教育經費を革命攻擊に流用し、學校は大部分閉校し、學生の大部分は失學してゐるのである。この爲に國民黨支配下に於ては人民が蒙昧無智となり、全國の文盲の數が全人口の百分の八十以上を占めるに至つてゐる。革命的文化思想に對しては極端に慘酷なる白色テロルを實行し、如何なる左翼文學者社會科學者、全ての文化教育機關の革命的分子に對しても悉く國民黨「フアッシスト」は破壞の手を延ばし、一切の教育機關を暗黑化した。これが卽ち國民黨の教育政策である。これに反して吾々の

ソ區を一瞥すれば、そこには自由の新天地があることを看取するであらう。

江西・福建・廣東三省の統計に依れば二千九百三十一の鄉中に『レーニン』小學校三千五十二校、學生八萬九千七百十八、補習夜學校六千四百六十二校、學生九萬四千五百十七人を有し、識字組（本項は江西・廣東二省のみ、福建省は未計）三萬二千三百八十八組員十五萬五千三百七十一人、俱樂部一千六百五十六、工作人員四萬九千六百六十八人を有してゐるのである。此れはソヴエート區の單に一部分の統計である。

ソ區内の多數の地方に於て、最大多數の學齡兒童はレーニン小學校に通學してゐる。例へば興國の學齡兒童總數二萬九百六十九人（内譯男一二、〇七六、女八、八九三）その中レーニン小學校在學者一萬二千八百〇六人（内譯男八、八二五、女三、九八一）失學者八千一百六十三人（内譯男三、二五一、女四、九一二）在學と失學の比例は百分の六十對百分の四十である。ソ區の多數の地方の兒童は現在大部分の時間を以つて定庭勞働に參加してゐる。此れは國民黨時代と全く相反する現象である。兒童は同時に亦ピオニールに參加してゐる。このピオニールは兒童が共產主義を修學する學校である。

婦人大衆の教育熱が昂まつてゐることは、實に從來見ざるところである。興國の夜學生一萬五千七百四十八人中、男四千九百八十八人で百分の三十一に對し、女は一萬〇七百五十二人で百分の六十九である。興國の識字組員二萬二千五百十九人中、男九千人で百分の四十に對し、女一萬三千五百十九人で百分の六十を占めてゐる。興國等の地方の女性は文盲より初步の解放に到達した。此れが爲に婦人の活動はかなり積極的になつてきた。婦人は自ら教育を受けるのみならず、教育の主任者となるに至つた。多數の婦人が小學校や夜學校の校長となり、教育委員會及び識字委員會の委員となつてゐる。

女工・農婦代表會はソ區に於ける一種の普遍的組織である。同會は勞働婦女大衆の全利益に注意し、婦人教育も亦當然彼等の注意する一環である。

大衆識字會の人數は迅速に增加した。識字方法として、夜學校識字運動、識字團がある。夜學は一定の地點に於て授業し、識字運動は鄉村の識字運動委員會がこれを指導する。興國に就て云へば全縣に一百三十個の鄉識字運動總會、五百六十一個の村識字運動分會、三千三百八十七個の分會の下に識字小組二萬二千五百二十九人の識字小組加入者がある。これは文盲一掃の極めて大規模の大衆運動である。この運動は之を全ソ區の總ての都市鄉村に展開せしめなければならぬ。ソ區の民衆文化運動の迅速なる發展は、吾々は新聞紙の發行の點からも之を看取し得るのである。中央ソ區に現在大小の新聞紙が三十四種あり、その中『紅色中華』は三千部より四千部に增加し、『青年實話』は二萬八千部、『鬪爭』は二萬七千一百部、『紅星』は一萬七千三百部を發行し、民衆文化の水平が迅速に向上したことを顯かに證左してゐるのである。

ソ區に於ける民衆の革命的藝術もまた創造に着手され、勞農劇團、藍衫運動及び農村の俱樂部運動は廣範圍に亘つて發展しつゝある。

民衆の赤色體育運動もまた迅速進展し、寒村でも徒步競走が催され、運動場は多くの地方に設置されてゐる。ソ區には未だ專門教育機關が缺乏してゐる。だが、革命鬪爭の指導者幹部養成の爲に已に『赤軍大學』『ソヴエート大學』『マルクス共產主義大學』が設立され、教育部の指導の下に多くの幹部養成學校が設けられてゐるのである。中等教育と專門教育は初等教育の發展と俱に必然的に發展すべきもので、教育計劃中の一部分であることは疑ふまでもない。

革命的智識分子養成、文化教育の發展の爲に地主資本家階級出身の智識分子を利用してソヴエートの爲に服務せしめることも亦ソヴエート文化政策中忽視すべからざるものである。

ソヴエート文化教育の全方針は如何なる點にあるか？　共產主義的精神を以つて多くの勤勞大衆を教育し、文化教育をして革命戰爭及び階級鬪爭の爲に役立たしめ、教育と勞働とを聯繫せしめるにある。

現段階に於ける中國ソヴエートの全貌

ソヴエート文化教育の中心任務は何であるか？　全部に亘つて義務教育を勵行し、廣範圍に亘つて社會教育を發展せしめ、文盲の一掃に努力し、鬪爭を指導する高級幹部を多數養成することにある。

是等の方針及び任務はソヴエート政權下に於てのみ始めて實現されるものである。これは階級鬪爭の非常に尖銳化した結果の現象であり、人類の精神的解放の絕大なる勝利である。

(一)ソヴエートの婚姻制度に就いて說明する

婦人大衆を野蠻なる封建的婚姻制度の下より解放し、眞正の男女平等の婚姻制度を實行する爲に、一九三一年十一月中央執行委員會はソヴエートの婚姻條例を公布した。此れに依り婚姻と離婚の自由を完全に確立し、請負的强制的賣買的婚姻を廢し、子供の妻を養ひ置くことを禁止した。二ヶ年來一切のソヴエート區域内に於ては一法令を實施し、凡そ五代以内の親族血統でなく精神病或ひは危險なる傳染病にあらざれば男子は滿二十歲、女子は滿十八歲に達すれば、双方の同意及び鄉ソ或ひは市ソに登記することに依つて婚姻することが出來るやうになつた。離婚は男子の一方が之を要求し、鄉ソ或ひは市ソに登記すれば完了するのである。

この民主主義的婚姻制度は數千年來人類を束縛し殊に女子を束縛した封建的な鎖を打破し、人類に適合する新なる規律を樹立し

た。是は人類の歷史上偉大なる一勝利である。だが、この勝利は勞農民主獨裁の勝利の後に於てのみ獲得される。何故なら、勞農勤勞大衆の婚姻制度上の解放はまづ地主資本家階級の專政を顚覆し、土地革命を實行し、男女勞働者大衆、就中婦人が第一に政治上の自由を有し、第二に經濟上の非常なる自由を獲得した後始めて婚姻の自由が最後的に保證されるのである。ソ區內の婦人勞働者は男子と同樣に選擧權を有し、且つ土地と農具を分配されるが故に、新制度は完全に實行されるのである。

數千年來の婚姻關係は野蠻にして人性を無視したものであり女子の受ける壓迫は男子のそれに比して甚大である。故に現在のソヴエートの婚姻法は女子の保護に重きをおき、離婚によつて發生する義務は男子により多く負擔させるのである。

青年は革命繼承者である、過去の社會的慣習は青年の保護に多くの注意を拂はなかつたが、青年保護に關しては婚姻法上別個に規定してゐるのである。就中私生兒の地位の承認とその保護に關しては特別の注意を拂つてゐる。

この婚姻制度の實行はソヴエートをして大多數の民衆の擁護を獲得せしめ、廣大なる民衆をして政治上及び經濟上解放に到達せしめたのみならず、男女關係の點に於ても解放の域に達したのである。卽ち婚姻制度から云ふも、ソヴエート區域と國民黨區域とは絕對的に相反する世界である。

(J)民族政策に關して說明する

一切の被壓迫少數民族をソヴエートの周圍に集合せしめ、反帝國主義反國民黨の革命の力を倍加せしめることが、ソヴエート民族政策の基本的綱領である。

國內の幾多の少數民族、例へば蒙古人・西藏人・朝鮮人・安南人・苗人・黎人等々の如きは、從來悉く中國の封建的皇帝、封建的軍閥の搾取及び支配をうけてゐた。國民黨はこの支配を繼承してゐるのである。そこには何等變つたところはない。所謂『五族共和』とは單なる欺瞞的鬼話に過ぎない。馮玉祥は甘肅の回教徒を慘殺し白崇禧は廣西の苗族を殺戮し、國民黨は最近『圍剿』の狼火をあげてゐるではないか。

少數民族の自己の同類に屬する支配階級である者、例へば王公活佛・喇嘛・土司の如きは、中國々民黨軍閥と結合して、是等の民族中の最大多數の勤勞大衆をして一層甚大な壓迫と搾取とを受けしめてゐる。又彼等は(例へば西藏・新疆・內蒙古の如く)直接帝國主義に投降し、帝國主義の手先になり下つて、此等の區域を急速に殖民地化せしめ、更に一步進んで、勤勞大衆を掠奪せしめてゐる。此れは少數民族の過去及び現在の姿である。

ソヴエート政府は一切の帝國主義及び國民黨軍閥の少數民族に對する支配及び掠奪に斷乎として反對し、一九三二年第一次全國ソヴエート代表大會はその發布した憲法大綱第十四條中に於て次の如く宣言した!

『中國ソヴエート政府は中國內の少數民族の民族自由權を承認す其の範圍は各民族が中國を離れて、自己の獨立自由國を建設することに及ばしめる。蒙古人・回敎徒・西藏人・苗族・黎族・朝鮮人等の中國々內に居住する者は、彼等が中國ソヴエート聯邦への加入、ソヴエート聯邦よりの脫退、自己の自治區域建設に就いては、悉く各民族の意志に依つて決定せしむ。中國ソヴエート政權は現在これらの弱小民族の援助に努力し、彼等をして帝國主義國民黨軍閥・王公・喇嘛・土司等の壓迫支配より脫せしめ、完全なる解放に到達せしむべきものとす。ソヴエート政權は是等の民族間に於て彼等自らの民族文化・民族言語を發展せしむるものとす。』

此れは全世界の帝國主義(中國々民黨を含む)が民族に對して慘酷なる植民地政策をとる事に對する峻嚴な回答である。中國の多數の勞農大衆及び其のソヴエート政府は、今斷乎として革命戰爭を進めて帝國主義の羈絆を脫せんとしてゐるのみならず、更に國內一切の弱小民族に向つて同時に中國の支配階級及び帝國主義の羈絆を脫出して完全なる獨立に到達せよと呼びかけてゐるのである。が、更にソヴエート憲法大綱第十五條は次の如く說いてゐるのである!

『中國ソヴエート政權は革命行動に因て反動的支配の迫害を受くる中國民族及び世界各國の革命戰士に對して、ソヴエート區域に庇護せらるゝ權利を與へ、且つ鬪爭力を再び恢復するやう援助し、是等の民族及び國家の革命運動が完全なる勝利を得る迄之を繼續す』

ソ區には多くの朝鮮・臺灣・安南の革命同志が寄居し、第一次全ソ大會には朝鮮代表が出席し、且つ此の大會に出席した數名の朝鮮・臺灣・安南の代表はソヴエートのこの宣言の眞實であることを證明した。革命の共同の利益は中國勤勞大衆と一切の少數民族勞働大衆をして眞實に結合するに至らしめた。民族的壓迫は民族的搾取に基くのである。この民族的搾取制度を顚覆し、民族的の自由聯合を行へば、卽ち民族的壓迫を除去し得るのである。中國ソヴエート政權の徹底的勝利のみが之を可能ならしめ得るのである。中國ソヴエート政權の全國に於ける勝利を助成することは各少數民族の責任である。

(五)ソヴエートの第五次『圍剿』粉碎と全國革命の勝利に關する當面の具體的戰鬪任務

吾々が現下の狀勢に言及し、二年來ソヴエート政權が帝國主義

に反對し、『闇討』に抗して鬪爭したことに言及し、ソヴエートの基本政策實施に言及する時に當り、吾々をして一種の確定的結論に到達せしめる。それ卽ちソヴエート運動が大膽果敢なテムポを以つて前進してゐることである。二年來のソヴエート運動の勝利は明かに彼我兩方面の力を變動せしめた。敵は動搖と崩壞の度を加へ、ソヴエート運動は猛烈に發展しつゝある。革命の力は更に增大し、革命的陣營は更に鞏固になつた。民族戰爭と革命的國內戰爭は中國の廣大なる範圍に亘つて展開してゐる。赤軍は已に戰爭に依つて破り難き勢力となつてきた。勞農民主獨裁の基礎は已に確立した。ソヴエートの建設工作は已に各方面に於て偉大なる成績を上げた。ソヴエート中央政府の集中的指導はソ區に於て堅固なる基礎を築いたのみならず、國民黨統治區域內に於ても亦最大多數の大衆の革命的旗幟となつた。現在此等の事は悉く否認すべからざる客觀的存在の事實となつてゐるのである。

併し革命の前進は吾々が別な多くの情勢を測定し、吾々が深刻なる自己批判の精神を以つて、革命戰線中に存在する弱點を剔抉することを要求するのである。此れは吾々が放棄すべからざる責務である。

吾々が弱點を測定するには、先づ現在ソヴエートが已に勝利を獲得した區域は非常に廣大ではあるが、併し全國的に云へば、尙ほ比較的狹少な範圍で、又經濟上比較的貧弱な地方であることを明白にしなければならぬ。反革命派は依然として彼等の廣大なる區域を保持し、亦重要なる都市を占據してゐる。故にソヴエートが全國的勝利を獲得し、一省及び數省の首先勝利を獲得すべき任務は最も嚴重に吾々の肩に荷はされてゐる。日每に深刻化する二重政權の決死的鬪爭は吾々に極めて大なる努力に依つて此の問題を解決せんことを要求し、小成に安んずるが如き氣分が吾々の革命隊伍中に少つでも存在するを許さず、又倦怠の如き態度も斷じて許容せぬのである。

過去二ヶ年間に於て全國民衆の反帝運動は廣大なる範圍に亘つて展開し、ソヴエート中央政府の運動に對する指導も亦少なからざる成績をあげたが、併し、當面の民族的危機の重大性と比較し帝國主義的侵略及び國民黨の投降賣國を阻止すべき重大なる任務と比較すれば、卽ち現在發展した反帝鬪爭の力は明かにまだ甚大な不充分さである。ソヴエートは尙は幾多の方法をとり、廣大なる民衆の民族的階級的覺醒を啓發して民衆の反帝鬪爭團體を組織せしむるに至らず、又民衆の自發的反帝鬪爭に對し、ソヴエート政府の直接の援助と指導とは未だ非常に不充分である。廣大なる白區勞働者の反資本家階級の鬪爭に對し、農民の反地主鬪爭に對して、ソヴエートは未だ充分に其の組織と指導の責任を果たしてゐない。

ソ區の周圍の國民黨區域に於ても未だ最大の努力を拂つて大衆

鬪爭をなさしめ、此等の區域を急速にソ區に變ぜしめる條件たらしめ、赤軍をして此等の區域に於て作戰せしめ、より多くの民衆との聯絡を形成せしめ、特に白軍兵士部隊に於て暴動を發生せしめ、赤軍に呼應させる局面を造るに至つてゐない。

赤軍は量的質的に迅速に擴張され强大になつたが、帝國主義國民黨の軍事的全力に戰勝し、全國的に革命の勝利を獲得すべき偉大なる任務を遂行する上に於ては尙ほ甚しく不完全である。赤軍の後方擴大工作は尙ほ前線の要求に適應するに至つてゐない。赤衛軍少年先鋒隊の編制及び其の訓練は、多くの點に於て尙ほ極めて不滿足である。遊擊隊の組織及び行動は一般に未だ非常に不完全である。赤軍の家族優遇工作には多くの不行屆な點がある是等の總ては、革命戰爭の發展をして實に過去の成績程度に限定し、吾々をして每次の『闇討』擊破後、勝に乘じて直進して、更に偉大な勝利を獲得せしめないのである。

一切の戰爭の爲の任務を帶びながら、未だ一切のソヴエート工作をして革命戰爭の要求に適應せしめ得ないでゐる。これは土地鬪爭・勞働者鬪爭・經濟建設・財政確立・反革命掃蕩及び文化教育等總てに弱點があるからである。これらの一般的弱點は卽ち、革命戰爭は此等の工作の非常な成績の急速な獲得を要求してゐるのに、各地に於て實績あがらず、その執行の不統一であるといふことにある。多數の地方が最大速度・最大成績の標準にまで眞に到達し、該地方の工作が革命戰爭をして非常に大なる援助を得させる結果となつたが、他の地方に於ては工作が進行せず、非常に緩漫であつたのみならず、甚しきは長期間を經過しながら當然の成績をも上げることが出來なかつたのである。殊に新ソ區に於ては此の工作が非常に不良であつた。斯る狀態の主要なる原因は是等の地方のソヴエート機關中にソヴエートの法令政策を了解せざる分子及び甚しきは之を執行することを欲せざる分子が存在したからである。此等の分子中には多くの日和見主義者、官僚主義者があり、地主資本家階級の派遣した密偵があつた。彼等はソヴエート工作を進行せしめる者ではなくして、その進行を妨害する者であつた。彼等はソヴエート工作をして戰爭に服從せしめず、戰爭と無關係の立場に置いた。彼等は大衆鬪爭を展開せしむることを欲せず、大衆鬪爭をして停頓せしめた。彼等は多くの民衆に對する動員に從はず、民衆に對する說服教育に從つてソヴエート工作を執行することをせず、唯空騷ぎに終始し、甚だしきは命令を强制する官僚主義に依つてソヴエート工作を執行した。彼等は下層の狀況を了解せず、新幹部を教育せず、民衆の意見を聽取せずして專ら日和見主義的に下級幹部の不良なる點を非難した。これが爲にその地方の民衆には革命的積極性が失せたのである。此等の地方に於てはソヴエートの民主政治は充分な發展を遂げたかつたのみならず、多數の民衆を獲得してソヴエートの選擧に參加せ

現段階に於ける中國ソヴエートの全貌

しめるに至らず、民衆中の多數の積極分子を獲得してソヴエート工作に參加せしめ得なかつた。此等の地方の市鄉代表會議制度は未だ完全なる樹立をみるに至つてゐないのであるが、更に、ソヴエートをして眞に最大多數の民衆自身の政權機關たらしむるに至つてゐないのである。故に此等の地方は未だに當然の成績の收獲なく、甚だしきに至つては革命戰爭の切迫せる要求に適應せしめることが出來ないのである。此等はソヴエート工作中の最も重大にして明白な弱點である。

此等總ての存在は吾々に深刻なる覺醒を與へるものである。是等の缺點を克服して後始めてソヴエート運動が一切の客觀的有利な條件に適應し得て、更に大規模に且つ廣大なる範圍に亘つて發展するのである。

吾々は已に偉大なる力を把持してゐる。此の力は吾々の發展の其礎である。だが革命的情勢の要求する所は吾々の力を超越し、吾々の力は未だ不充分である。故に吾々は須らく力を倍加すべきである。

帝國主義國民黨の『圍剿』を徹底的に粉碎し、全國的革命の勝利を獲得するには、ソヴエートは全ソ區全中國の一切の革命的民衆に左記各項の具體的戰鬪任務を遂行するやう斷乎として呼びかけねばならぬのである。

（一）赤軍の建設に關するもの

中央革命軍事委員會の全國赤軍に對する指導を更に一歩進んだ强健なるものたらしめ、全國赤軍の運動をして、過去に比較して一層統一的戰略意志の下に相呼應し相提携せしめ、各地方の軍事機關をして一層完全に中央の指導の下に彼等自身の職務を執行せしむべきである。

鐵の如き赤軍を百萬に擴大せよとの標語を普遍的に徹底的に全ソ區全中國の多數の勞農勤勞大衆に宣傳し、民衆に最短期間内に此の最底限度の標語を實現する爲に鬪爭せよと呼びかくべきである。民衆をして眼前に逼れるソヴエート政權と國民黨政權との角逐の勝負を決定する戰鬪はソヴエート政權對帝國主義の直接にして廣範圍に亘る大衝突である。吾々數百萬の大赤軍の創立によらなければ之に對抗して戰捷を獲得するは至難である。故に赤軍百萬の創立への邁進はソヴエート及び各勞農大衆の神聖なる責任であることは明白である。中央革命軍事委員會及び各地方のソヴエートは當然責任を以つて二ヶ年來、殊に昨年五月以來各地に於て赤軍を擴張した經驗を蒐集しなければならぬ。此の點に關しては次の事項に重點を置き、充分なる政治的鼓舞を以つて强制方法に代へ、慘酷なる階級鬪爭とソヴエートの此の方面に於ける法令とを以つて赤軍の擴張妨害・脫走兵を指導する階級的異分子・不良

分子に對抗し、ソヴエートの赤軍戰士及び其の家族優遇に關する一切の法令並に方法を充分に實行して、赤軍戰士の社會的地位を向上せしめ、精神的慰安を增加し、一切の物質的生活上の困難を解決することが赤軍擴張の重要な方法である。又、赤軍家族に耕作地及び日用必需品を供給することが優遇工作の重要部分であることを指摘しなければならぬ。一切の赤軍戰士及び其の家族優遇に對して怠り、消極的であり、或は表面的勵行を裝ひ、裏面で違背する輩に對しては當然ソヴエートの裁判に問ふべきである。

鞏固なる赤軍を赤軍建設の重要なる地位に置くべきである。斯くして始めて赤軍をして迅速に擴張せしめるのみならず、更に極めて迅速に强健ならしめ得るのである。又一步進めて、赤軍戰士の政治教育を向上せしめ、各赤軍の戰士をして悉く自覺的にソヴエート新中國の爲に徹底的に奮鬪せしめ、赤軍をソヴエートの宣傳者たり組織者たらしめ、新ソ區の創造執行者たらしめ、赤軍戰士と廣大なソ區及び白區の勞農勤勞大衆との間に更に密接なる聯繫を作るべきである。

政治教育上より赤軍をして自覺的に規律を向上せしめ、彼等をして、是が戰勝を保證する武器たることを識らしむべきである。政治委員制度は當然一切の赤軍部隊・地方部隊・遊擊隊内に設けらるべきである。又更に多數の勞働者を拔擢して各級の軍事及び政治指導員たらしめなければならぬ。赤軍學校は、過去に比して多數の高級及び初級の軍事政治幹部を訓練する學校たらしめねばならぬのである。赤軍内の成分の考察に注意し、地主資本家階級分子が赤軍内に混入して赤軍の破壞を企圖することに對して斷乎打擊を加へねばならぬ。赤軍を鞏固にし、赤軍をして鐵軍たらしむる工作は政治工作と等しく重要であり、現在赤軍に最も切迫しておる要求である。卽ち此れは軍事技術の向上であり、この任務の解決は戰爭の規模日に擴大し、帝國主義國民軍が日と俱に新軍事技術を採用しつゝある今日、吾々にとつて最高の重要事である『學會と新軍事技術の向上』なる標語は當然赤軍各戰士間に廣く行き亘らしめ、赤軍學校は此の目的の爲に其の最大の努力をなすべきである。

赤衛軍少年先鋒隊の新編制法はソ區内の全地方に及ぼし、一切の勞働青年成年男女を全部武裝せしめなければならぬ。赤軍後方部隊と地方守衛隊との作用及び責任を各赤色少年隊員に明確に認識せしめるべきである。義務兵役制が將來一層大規模の國内戰爭の際に必要とする所であること及びその作用に就いて現在一切の勤勞民衆及び赤色少年隊員に向つて適當に宣傳しなければならぬ亦一切の可能にして必要なる軍事訓練及び政治訓練は極力進行せしめ、野營演習は可及的に一切の地方の赤色少年隊に實行せしめるべきである。敵の進攻及びソ區内の搾取分子が攪亂を企圖しつゝある狀態の下に於て赤色少年隊の地方保衛の責任は云ふ迄もな

現段階い於ける中國ソヴエートの全貌

く特に重大であり、幾多の地方の赤色戒嚴の怠漫は速かに糾正しなければならぬ。赤色少年隊の模範部隊を動員して全部赤軍に加入せしめ、動員後は直ちに其の補充部隊を編制することは赤軍擴張の最善の方法である。赤軍の作戰と不可分離にして其の支隊として偉大なる作用を爲すものは新區邊區及び白區中の赤色遊擊隊である。現在の遊擊戰の豐富なる經驗を蒐集し、遊擊戰術の教育と指導とを極力强大にし、多くの遊擊隊を白區に進出せしめ、敵の側面後方に進出せしめて、それ等の地方に於て敵を襲擊し、大衆鬪爭を發展せしめ、遊擊區域を創造して、新ソ區の創造に發展せしめ、特に尙ほ未だ一體としての聯絡の成立せざる各ソ區に於て此等の工作をなし、主力赤軍の行動と相呼應することはソヴエートに取つては非常に切迫せる任務である。一切の方法を用ひて赤軍に對する給與供給及び運輸を保證しなければならぬ。ソヴエートの財政機關經濟機關及び軍事系統中の供給、運輸、衞生機關はこの共同の目標の爲に努力するを要すのである。

運輸隊の動員は、過去の弱點を克服して、赤軍をして運輸員の缺乏に因る運動と作戰との妨害をもたらしめるが如き事無からしめなければならぬ。一切を犧牲にして一切の努力を拂つて戰爭の爲に行ふことは各ソヴエート關係者及び各革命分子の責任である。

(二)經濟建設に關するもの

敵の封鎖を打破し、奸商の操縱を制し、革命戰爭の需要を保證し、工農大衆の生活を改善する爲にソヴエートは必ず計畫的に各種の必要にして可能なる經濟建設を進行せしめなければならぬ。

先づ第一に遂行すべきものはソ區の農業生產の發展である。ソヴエートは一切の方法を用ひて農民大衆の生產熱を向上せしめなければならぬ。又春夏の耕作・秋の收獲等各種重要農事季節は悉く生產增加の普遍的大運動を進行せしめ、全農村民衆を動員して一齊に生產戰線に參加せしめるべきである。普遍的に勞働互助社及び耕田隊を組織し、計畫的に鄕村勞働力を調整し、多數の婦人大衆を動員して生產に參加せしめることは生產增加の重要な方法である。農民を指導援助して耕牛・農具・肥料・種子・水利・及び害虫防止等々農業上の具體的重要問題を解決しなければならぬ。耕作組合は當然普遍的に組織すべきである。昨年の春夏耕作期に於ける運動の經驗に依り、『荒廢地の完全なる消滅』『本年度の收獲二割增加』を戰鬪的標語たらしむべきである。棉花改良の經驗に依りソ區の棉花生產を發展せしむべきである。又植樹運動を起し、農村に於て一人毎に二十本を植へるべく勸告しなければならぬ。畜產の增殖もソヴエートの注意を拂ふところである。農業部門、例へば穀物棉花等の如きは中央國民經濟人民委員會及び各省國民經濟委員會に於て當然具體的實施計劃を作り出さなければならぬ。ソヴエート穀物部穀物調節局は民衆の穀物組合と工作上密接に聯絡して赤軍及び民衆に對する穀物の供給を完全に保證する爲に努力しなければならぬ。

ソ區の廣範圍に亘る手工業の恢復、軍需工業の確立はソヴエートの經濟建設上重要なる任務である。ソヴエートの工業恢復發展計劃は當然戰爭の需要・民衆の需要・白區への輸出の可能を基礎とし樹立しなければならぬ。『タングステン』『礦石・石炭・鐵・石灰・農具・煙草・紙・布疋・砂糖・藥品・硝鹽・樟腦・木材等は主要な經濟部門である。故に甚大なる努力を拂つて、是等の工業に對する民衆生產組合を發展せしめ、失業勞動者・獨立勞働者及び農民を出來得る限り生產組合の組織に參加せしむべきである。同時に又個人資本の投資を許容奬勵し以つて、ソ區の是等の生產の增加を計るべきである。ソヴエートは現在に於ては全ての生產獨占を企圖すべきでない。とは云へ、或る種類の特に必要なるもの及び特別に有利なる國有企業の創業及び發展は企つべきである。勞働に對する熟心を向上せしめ、生產共進會を發展せしめ、生產戰線上の成績顯著なる者を表彰することは生產を增加せしめる重要なる方法である。

敵の經濟封鎖を突破し、ソ區の對外貿易を發展せしめ、ソ區の剩餘の生產品（穀物・タングステン・礦石・木材・煙草・紙等）と白區の工業品（食鹽・布・疋石油等）との交換は國民經濟を發展せしめる紐帶である。

ソヴエートの對外貿易局及び各種の商業機關は一層健全ならしめなければならぬ。同時に個人商業を奬勵し、彼等をして輸出及び各種の必需品の輸入に努力せしめるべきである。而して組合を普遍的に發展せしめ、多數の工農大衆を組合組織に參加せしめ、白區の物品を安價に購入し、ソ區生產品を高價に賣出すことはソヴエートの貿易及び全體の經濟建設上特に重要な地位を占むるものである。ソヴエートの消費組合中央本部及び各省縣本部に對する指導を强化しなければならぬ。尙ほ未だ省縣の本部を設立せざる地方は速かに之を設立すべきである。

經濟建設中の資本問題の解決は民衆の資本を集めて彼を生產・消費・信用組合の組織に參加せしめることが主であり、信用組合の發展に注意し、高利貸的資本家を打倒した後に於て其の代理者たらしむることである。建設公債及び銀行の株式募集預金等の方式を通じ、民衆の資本を集めて國家企業を建設し、對外貿易を發展せしめ、且つ組合事業を援助することは必要な方法である。

ソヴエートの法律の許す範圍に於て出來得る限り個人の投資を奬勵し、ソ區の資本を一層充實しなければならないのである。可及的にソヴエート銀行の作用を發揮し市場の需要に依り、適當數量の紙幣を發行し、民衆の預金を集め、有利なる生產事業に貸付

け、計劃的に全ソ區の金融を調節し、民衆の組合を指導して投機商人と鬪爭せしむべきである。此等は總て銀行の任務である。

(三)ソヴエートの建設に關して

ソヴエート中央政府の樹立は、全國のソヴエート運動をして全般に亘る指導機關を得させ、中國革命に絶大の意義を附與するものである。

二ヶ年來反帝國主義反國民黨鬪爭の指導の下に光榮ある偉大な勝利に到達した。吾々は中央政府が自己の組織上及び工作上に於て尙は幾多の不健全なる且つ不充分な點の存在することを指摘すべきである。

中央政府の各ソ區及び全國革命の經指導を強化する爲には必ず中央執行委員會と人民委員會とを工作上劃分し、必ず中央執行委員會の組織と工作を健全にし、各人民委員部の工作人員を充實し且つ彼等の工作方法を改善し、必須の人民委員即ち穀物委員部の如きものを增設し、中央政府をして革命情勢が一層展開した今日にあつて、全ての方向に亘つて政府の發動作用を充分に發揮せしむべきである。

省ソヴエートは地方政權の最高指導機關であり、中央政府と各縣區ソヴエート間の連鎖であり、中央政府の各省ソヴエートに對する指導を極力强化せしめ、中央政府と各省ソヴエート間の連系

(中央區各省と中央區以外の各省)を密接にし、各省ソヴエートの工作を嚴密に檢査すべきであり、亦工作方法を改善し、集團討議を實行し、分業を精確にし、個人の責任制度を確實にし、各縣ソ區の工作の檢査に努力し、過去に於ける多くの省ソヴエート工作上の怠漫及び不集中の現象を改善すべきである。

鄉ソ、ソ市はソヴエートの基本組織である。故に極力鄉ソ・市ソの工作を改善すべきである。

代表會議制度を未だ實行して居らぬ地方に於ては是非この制度を設けしめ、各地代表會議の工作を更に一步進めて强化し、其の主席團を設くべきである。又その他幾多の委員會を設け、且つ其の委員會制度の樹立を村內に及ぼし、多數の勞働者及び農民の積極分子を拔擢して委員會の工作に參加せしめるべきである。各代表と一定人數の居住民との間に關係を造らしめる制度を樹立し、代表主任制を實行し、各村に全村工作を擔任する主任代表社を置き、その者には當然一村の代表及び居住民を召集して村內工作に就き會議する權限を與ふべきである。鄉ソ・市ソは民衆を動員してソヴエート工作を執行する直接の責任機關であり、其の工作の中心は如何にして健全に充分に全鄉全市の民衆を動員し、ソヴエートの各任務各工作の完全なる實現の爲に鬪爭するかといふことにある。鄉ソと市ソ區とは極めて甚大な注意を以つて、各村各街道の實際工作に對し、定期檢閱制度を實行しなければならぬ。各村各街道の革命工作・共進會は工作の速度を早める有效なる方法である。鄉ソ・市ソの切實且迅速なる改善は區ソ及び市ソの正確にして且つ具體的な指導によるものである。區ソ・市ソは、各鄉ソ市ソ・區ソのソヴエート工作の上充分な注意を拂ふべきである。法令その他の咀嚼的解譯、頻繁な巡視、切實な檢査及び民衆間に於ける試驗等々には區ソ市ソの指導方法の要點である。

縣ソが區ソの工作に對する考査も亦當然之等のことを標準とすべきである。

各省ソは必ず自己の注意を極力新開拓地のソ區に注ぎ、新區に於ける革命委員會の設立並に之を强大にする爲の工作を自己の職務と考ふべきである。

革命委員會の組織形式及び工作內容は悉く市鄉ソヴエートと幾多の不同がある。一切の白色區域がソヴエート區域に變成するには革命委員會の過程を經過する。故に革命委員會の組織及び工作を健全にし、革命委員會をして責任を負はしめ、民衆を武裝して鬪爭を發生せしめ、反動勢力を一掃せしめ、迅速にソヴエート政權の樹立に到達することは、各省ソ及び各新區・邊區・縣ソヴエートの當然の最大の注意を拂ふべきことである。

ソヴエートの民主政治は發展した。だが、幾多の地方に於て尙ほ甚だ不充分であることを指摘せねばならぬ。反官僚主義的鬪爭を極力展開せしめ、ソヴエートと民衆との間を塞ぐ多くの廢物を除去しなければならぬ。是等の廢物は卽ち官僚主義命令主義である。ソヴエートの職員は民衆に對する動員及び說服上よりソヴエート工作を執行し、民衆の要求及び提議に注意し、決して無視してはならぬのである。特にソヴエート勞農檢察委員會は多數の大衆を獲得して、ソヴエート機關內に在る不良分子に對して、多方面の批評・鬪爭より、ソヴエートの法律を適用して、嚴重に處罰しソヴエート民衆間の良好な聯繫を保證するに至るまで展開せしむべきである。ソヴエートの成分を健全にする爲には、ソヴエート選擧の大衆化を實行しなければならぬ。

然して民衆に向つて選擧の意義を解釋し、多數の民衆を獲得して選擧に參加せしむべきである。選擧中に於ては絶對的に階級的異分子・貪汚者・浪費者並に官僚主義的分子を排除しなければならぬ。多數の勞農積極分子を選擧して、國民工作を管理せしめるべきである。此の點に關しては選擧法の規定に依り、多數の勞働者幹部を引入れ、工人のソヴエート政權內に於ける指導的地位を强化することは、ソヴエート工作を健全ならしむるに重要なる關係を要することである。ソヴエート工作の大衆化の爲に、ソヴエートは勞働組合・農業プロレタリアート・女工・農民代表團・組合及び其の他一切の民衆團體と密接な聯繫を造り、此等の團體を通じて多數の民衆を動員し、ソヴエートの工作を執行することが必要である。一切のソヴエート工作を革命戰爭の要求に適合せしめる爲

現段階に於ける中國ソヴエートの全貌

には必ず極大の力を用ひて、ソヴエート工作關係者の怠漫不緊張の現象を除去し、彼等の工作に對する熱度を高め、自發的に勞農民主獨裁の國家工作の爲に努力せしめ、同時に工作規律を嚴嚴にし、工作に積極性を缺く者、職務を無視し、或ひは弛緩せしむる者、又はソヴエート工作を第二義的に考へる者等々の分子に對しては嚴格に鬪爭し、彼等の工作を免ずる位ひ迄に徹底的に追窮し、飽くまで貪汚浪費に反對しなければならぬ。かゝる現象は當にソヴエート財政經濟の損失のみならず、且つソヴエート工作員を腐敗せしめ、彼等をして工作に對する熱心と振興的精神を失はしむるのである。『一切の工作を戰爭に服從せしめよ』『工作の速度と質量を獲得せよ』との標語は必ず全ソヴエート關係者の間に普及せしめなければならぬ。此の方面に於て各級ソヴエートの主要なる責任者、特に勞農檢察委員會はソヴエート工作員に對して充分なる教育をなすべきである。

ソヴエートの法令政策の徹底的にして忠實なる執行を全ソヴエート關係者の肩上に移し、此れに違反する者は嚴重に處罰すべきである。勞働法の執行は十全を期し、其の各條文の解釋を多數の勞働者に對してなさしめねばならぬ。

八時間勞働制・最低賃銀の規定は勞働者の利益保護中心である。勞働檢査所及び勞働法廷は此等の規定をして完全にその作用を發生せしめなければならぬ。勞働者の利益を無視して、資本家と妥協せんとする者に對し斷乎として鬪爭すべきである。失業者に對しては具體的に直ちに救濟する方法を實行しなければならぬ。失業救濟委員會は總ての失業者を地方・地方に於て組織すべきである。

社會保險制度は、實行可能の地方に於ては眞に實行し、社會保險局の工作に適當の注意を拂ばなければならぬ。又、過去に於いて多くの地方で犯した保險金分配上の錯誤を繰返すことなく、この工作を切實に執行する爲にソヴエート勞働部を建全にし、勞働部と工會との關係を密接にすべきである。

土地法を切實に施行し、土地鬪爭に關する一切の法令を實行して、土地革命を全國的に擴大展開せしめることはソヴエートの重心的任務の一つである。地主階級の土地沒收の爲の鬪爭に力點を置き、一切のソヴエート新版圖に於て猛烈に展開しむべきである過去の土地鬪爭の經驗に基づき之を新ソ區に應用しなければならぬ。又査田運動を土地問題の未だ徹底的に解決されてゐない地方に展開せしめ、多くの地方の封建的殘滓勢力を迅速に一掃すべきである。土地鬪爭中に於ける正確なる階級路線と十全なる民衆工作とは土地革命の徹底的勝利を獲得する先決的條件である。

ソヴエート文化教育政策を進め、ソヴエート領土に文化革命を展開せしめ、共產主義武裝勞農大衆の頭腦を以て民衆の文化水準を向上せしめ、義務教育制度を實施し、革命戰爭中に於ける民衆動員力を增加することは同じくソヴエートの重要なる任務である

ソヴエートの搾取分子に對する制裁及び反革命分子鎭壓政策は斷乎として決行さるべきである。國家政治保衛局とソヴエート法庭とは必ず自己の警戒性に基づき、ソヴエート法令に違反する搾取階級及び一切の反革命活動を進める分子に對して嚴重に處罰し彈壓しなければならぬ。此の點に於て政治保衛局の工作及びソヴエート法庭の大衆化を計り多數の民衆を動員して反動分子一掃の鬪爭に參加せしめることは非常に必要である。

ソヴエート工作を速めその質的向上を計り、完全に革命戰爭の要求に適合せしめることはソヴエート工作の全面的方向である。

(四)反帝鬪爭及び白區工作の指導に關して

帝國主義の侵略に斷乎として抵抗し、全國の工農鬪爭を熾烈に展開せしめ、ソヴエート區域を全國に擴張する爲にソヴエート政府は全國の反帝鬪爭及び國民黨區域の勞農革命鬪爭に對する指導を强化しなければならぬ。此の方面に對する消極的態度は、帝國主義の强盜的侵略を逞ふせしめ、國民黨反動支配の壽命を長びかし、ソ區發展の速度と範圍を制限するものである。ソヴエート中央政府及び各省ソヴエートは必ず自己の眼光を廣大なる國民黨區に放ち、啻に個々の民衆をして自發的に反帝運動を行ふやう指導するのみならず、更に多數の民衆及び小資產階級民衆に向つて、現段階に於ける中國ソヴエートの全貌

帝國主義の侵略、國民黨の投降及び賣國行爲の具體的事實を利用して、彼等の民族的覺醒と階級的覺醒を啓發し、彼等をして團體を組織せしめ又武裝せしめて、帝國主義を驅逐し、中國の領土を保衛する爲に鬪爭するやう呼びかけねばならぬ。特に東三省・熱河・察哈爾・北支等、日本帝國主義の進攻地帶に於て、人民革命軍及び義勇軍を組織し、從來の義勇軍を指導し、之をして國民黨及び反動派の勢力下より脫却せしめ、以つて日本帝國主義と斷乎戰爭せしむべきである。

ソヴエート政府は勞働者の反帝鬪爭、農民及び小資本家階級の反帝鬪爭に對しては必ず可及的範圍に於て精神上物質上の援助を與へなければならぬ。

國民黨區の勞働者の反資本家階級鬪爭・農民の反地主鬪爭に對してはソヴエートは必ず一切の方法を講じて援助し指導しなければならぬのである。ソヴエートの全職員は若し、ソヴエート運動を發展せしめて全國に及ぼし、ソ區に國民黨區を編入せしめる條件を考へ、新ソ區の創造を思ひ、帝國主義國民黨の『圍剿』に抵抗するに際しては、白區民衆の援助を獲得せんとすることには甚大の注意を拂い、ソ區より係員を派遣して一切の必須なる物質的援助の準備をなし、白區の民衆鬪爭を組織し援助しなければならぬことを識らねばならぬのである。この方面の消極的態度は卽ちソ區の擴張及び革命戰爭の發展に對する消極的態度である。特に

ソ區附近の國民黨區に於ては、民衆はソヴエートの影響をうけることは最も甚大である。國民黨の軍事的使役、食鹽專賣等々の壓迫を受くること最も甚だしきに因り、ソヴエート特に省ソヴエート及び邊縣邊區の政府は必ず種々の時期及び機會を利用して此等の民衆と聯絡を取り、彼等の日常鬪爭を指導して遊擊戰爭を發展せしめ、大衆暴動に進め、新ソ區を建設して、舊ソ區と聯繫一塊たらしむべきである。此の點に於てソ區と白區の境界地方の工作は當然非常な重大性を帶びてくるのである。此等の地方に於てソヴエート（或は革命委員會）、遊擊隊は必ずソヴエートの基本政策を完全に遵守し、階級別を考慮することなく、土豪に對して無差別な襲擊を加へてはならぬ。地主階級及び反動派から沒收せる財物は當該地方の民衆に其の大部分を分配すべきである。其の他、赤白對立問題、逃亡民衆問題、食鹽封鎖問題、罹災民問題等に關しては必ず階級的民衆的路線に立脚して解決を與へ、赤白對立の形成及び民衆逃亡の原因を除去しなければならぬのである。又、境界地方の工作の改善は白區を變じてソ區たらしむる上に於て重大性を持つものである。（完）

附記　本文の繙譯は最初支那文によつたが、その正確を期するため、後英文の資料をも參照した。

二、支那ソヴエート政府の經濟政策批判

左は『インターナショナル』一九三三年第二四期上に揭載せられた王明の論文の支那譯よりの全譯である。——上海H譯——

一九三一年の中國ソヴエート區域第一次全國代表大會に於て經濟政策の基本的條例が通過され、又この條例の原則に準據して勞働法と土地法が通過されたことは何人も熟知するところであるがこの文獻は今日に至るまで中國ソヴエート區經濟政策の根本的指南となつてゐるのである。

現在中國ソヴエート區域內には一つの新たなる情勢が生まれ、其の結果新たなる任務が發生したので、中國共產黨は改めてソヴエート區の經濟政策に關する問題を特別に研究し、且つそれに對する決議を通過して、從前の指示に補充を加へて發表してゐる。一九三一年の中國ソヴエート區第一回全國代表大會が通過した經濟政策は、如何なる根本思想をその基礎としてゐるのであらうか？

第一、第一回ソヴエート全國代表大會の經濟政策に關する決議の根據する第一の思想は、中國革命の現段階の性質である。中國革命の現段階に於けるブルジョア民主性は、中國ソヴエート政府の經濟政策を制定する時一切を決定づける原則となるものである。同時に我等はこの問題に對して與へたスターリン同志の指示——即ちそれは中國ブルジョア民主主義革命にして、同時に反帝國主義の革命である——といふことを大いに尊重し重要視してゐる。故に中國ソヴエート政府の經濟政策の基本的任務は、中國に於ける帝國主義の經濟的地位及び國內の封建的殘滓消滅のため鬪爭することである。同時に中國共產黨はスターリン同志の指示——即ちブルジョア民主主義革命、勞農民主獨裁の段階にあつては、國家經濟中に於て資本主義關係は經濟機構の基礎とならざるを得ず、何となればソヴエート區內に於ては、小規模の簡單なる商品經濟が優勢を持し、それが資本主義的基礎を構成し、絕へず資本主義を生產するからである——といふことを決して忘れては

ならない。

故に中國ソヴエート區經濟政策の基礎を構成する第一の基本的思想は、ソヴエートがその全力を在華帝國主義と封建的殘滓打倒に集中し、中國民族の獨立と都市、農村の勞農大衆の物質生活の急速なる改良を保證することである。

中國ソヴエート區經濟政策の依據する第一の思想は、ソヴエート政府が現在直面してゐる客觀情勢、中國ソヴエートが處してゐる軍事的環境から生れたものである。この思想の主要なる基礎は中國勞農大衆をよく組織して中國反革命勢力及び帝國主義反對の武裝鬪爭をなさしめんとするにあり、この思想の主要なる根據はスターリン同志が指示したる如く『建設工作なくしては國內戰爭を進めることは不可能である』と云ふことにある。

又我等の經濟政策の第二の思想を約言すれば、それはこの經濟政策をして紅軍及びソヴエート區域勞働者の反革命勢力反對の武裝鬪爭中に於ける勝利獲得を最高限度に保證せんとするものである。

中國ソヴエート政府經濟政策の基礎を構成する第三の思想は、中國革命の前途に對する觀測であつて、スターリン同志が一九二六年この問題に與へた指示に根據してゐる。スターリン同志は當時次の如く述べた ——『中國の將來に於ける革命政權の性質は、一九〇五年ロシアに於て唱へられた政權に類似したものとなるであらう。それは卽ち勞農獨裁にして反帝國主義的政權としての重要性の區別があるに過ぎない。これは中國をして非資本主義に向つて發展せしめる——更に正確に言へば社會主義へ向つて發展せんとする過渡的政權である。』(スターリン『反對派を論ず』一九二八年版、四二九頁を見よ)

かくて中國ソヴエート區經濟政策の第三の根本思想の出發點は勞農獨裁によつて中國を非資本主義に向つて發展せしめんとする過渡的政權であることである。以上が中華ソヴエート共和國經濟政策を決定する實質的な三個の基本的思想である。

これによつて、中國ソヴエート政權の目前に於ける經濟政策の實質は半植民地國家の勞農獨裁を強化、發展せしめ、地主資產階級の國民黨及び帝國主義反對の國內革命戰爭を順調に進行せしめんとするものであるといふことを知り得るであらう。又これによつて一九三一年の中國ソヴエート區第一次全國代表大會が通過した經濟政策問題に關する決議——完全にこの原則に準據して決定された決議は、基本的に全く正確であるといふことが明らかに看取されるのである。

然らば中國共產黨中央及びソヴエート政府は經濟政策に就て如何なる補足と決定を差し加へなければならなかつたであらうか? 經濟政策上のこの補足と決定は、現在に於ける中國ソヴエート區の具體的環境の所產に根據したもので、かゝる環境の幾多の特

あらう。それは卽ち勞農獨裁にして反帝國主義的政權としての重要性の區別があるに過ぎない。これは中國をして非資本主義に向つて發展せしめる——更に正確に言へば社會主義へ向つて發展せんとする過渡的政權である。』(スターリン『反對派を論ず』一九二八年版、四二九頁を見よ)

かくて中國ソヴエート區經濟政策の第三の根本思想の出發點は勞農獨裁によつて中國を非資本主義に向つて發展せしめんとする過渡的政權であることである。以上が中華ソヴエート共和國經濟政策を決定する實質的な三個の基本的思想である。

これによつて、中國ソヴエート政權の目前に於ける經濟政策の實質は半植民地國家の勞農獨裁を強化、發展せしめ、地主資產階級の國民黨及び帝國主義反對の國內革命戰爭を順調に進行せしめんとするものであるといふことを知り得るであらう。又これによつて一九三一年の中國ソヴエート區第一次全國代表大會が通過した經濟政策問題に關する決議——完全にこの原則に準據して決定された決議は、基本的に全く正確であるといふことが明らかに看取されるのである。

然らば中國共產黨中央及びソヴエート政府は經濟政策に就て如何なる補足と決定を差し加へなければならなかつたであらうか? 經濟政策上のこの補足と決定は、現在に於ける中國ソヴエート區の具體的環境の所產に根據したもので、かゝる環境の幾多の特點は、二年前の第一回ソヴエート代表大會の決議に於ては未だ豫想することが出來なかつたのである。

先づ注意を要するのはソヴエート區域が處してゐる長期に亘る不斷の戰爭の條件である。この戰爭は三、四年に亘つてゐる地方もあれば、更に五年の長きに亘つてゐる地方もあり、かゝる形勢はソヴエート區の經濟狀態に大なる惡影響を及ぼし、又國民黨軍の至る處悉く國民黨飛行機の爆擊を受け、一切の農業と工業は悉く破壞されてしまつた。この外國民黨は最近に至りソヴエート區の經濟封鎖を更に强化してゐるが、これらを除いてもソヴエート區內(特に古いソヴエート區內)に於て、ソヴエート政府が今日まで紅軍に給してゐた糧食と軍需品の來源は現在漸次消滅しつゝあるのである。

それでは以前の紅軍の給與は如何なる方面から來てゐたのであらうか?

以前の紅軍に對する供給の來源は次の如くであつた。第一、地主、軍閥、官僚、劣紳及び廟宇等から沒收した財產及び貯藏品、第二、新ソヴエート區と新縣城の占領、第三、國民黨軍隊の糧食軍需品の奪取、第四、ソヴエート政府のソヴエート區內に於ける賦稅の徵收、然らば現在に於ける情勢は如何であらうか? 現在に於てはこれらの方法の大部分は効果が少なくなつてゐるが、その原因は次の如くである。

支那ソヴエート政府の經濟政策批判

(一)古いソヴエート區域に於ては地主、劣紳、軍閥等は旣になくなり、沒收し得るものは悉く沒收し盡したこと、(二)然らば新しい縣城の攻擊は現在如何であらうか? 古いソヴエート區には幾多の困難な問題があり、江西中央ソヴエート區の如きは一つの好例である。江西の幾多の縣城は悉くソヴエート政府の手中にあり、曾て反動派の手に委ねられてゐるのは南昌、撫州、贛州等の比較的大なる都市のみであるが、これらの都市に於ては中國反革命派が帝國主義の援助を得て軍事的に鞏固なる防禦工事を施し、此等の占領は容易簡單な業ではない、これらの都市を占領せんとすれば、極めて大なる努力と相當高度な軍事的技術及び大なる準備工作が必要である。勿論これは紅軍がこれらの都市占領に努力しないといふのではないが、その占領には相當な時間と適當な政治的環境が必要である。これが一方面の實情であるが、他方ソヴエート區の近隣の都市の地主、官僚、豪紳等は逸早く金や銀の細工及び一切の動產を悉く上海その他の大なる中心都市へ移してゐるので、我等がその縣城を占領しても簡單に多くの財物と糧食を手に入れることは出來ないのである。(三)次に國民黨軍隊の兵糧武器の奪取も現在では以前より困難であるが、それは何故であるか? 國民黨軍事指揮機關が長期に亘る內戰の過程中に於て一つの教訓を學んだからである。以前國民黨の軍隊は總じて豫め詳細なる偵察をなさずして兵糧、武器等を携へ、ソヴエート區の奧深

く進入してゐたが、現在國民黨軍隊はソヴエート區を攻撃する時極めて愼重なる方法を採用し始めてゐる。例へば昨年蔣介石は命令を發して、如何なる國民黨軍隊も南昌司令部或は武漢總司令部の適宜の指示と命令なくしては擅に單獨でソヴエート區を攻撃することを得ず、先づ飛行機を派して偵察を試み、紅軍の配置兵力、地勢等を明らかにした上で攻撃を開始すべきであると說いてゐる。このため最近中國紅軍は屢々大勝利を得てはゐるが、奪取獲得し得る軍需品、糧食等々は過去に比較すれば少ないのである。國民黨司令部は現在糧食、軍需品を多く後方に置いてゐるが、これは紅軍が獲得する戰利品の數に影響せざるを得ないのである。(四)最後に諸稅の徵收に就て言へば、ソヴエート區の經濟狀態の惡化により、ソヴエート政府は徵稅に當り幾多の客觀的困難に遭遇せざるを得ないのである。

以上擧げたソヴエート區生活上の一切の新現象は、中國共産黨中央及びソヴエート政府の經濟政策問題に對する嚴重なる注意を引起さざるを得ない。中國共産黨中央及びソヴエート政府は最近經濟政策上に於て適切なる具體的辦法を規定したが、その目的は現在の條件下に於て中國ソヴエート區內の經濟狀態を改善せんとするものである。

この外に更に注意すべき一點は、我等は現在既にソヴエート政府が連綿として數年間存在するソヴエート區域を有すると同時にこの區域が最近に於て大々的に擴大したことである。この條件は我等に對し、この區域內に於て經濟を恢復發展せしむる經濟政策の實行に就て相當の可能性を與へるものである。比較的恒常性ある經濟政策を多少とも實行せんとすれば、實際に於て如何なる基本的條件が必要であらうか？筆者の見るところに依れば、少くとも次の二つの基本的條件が必要である。第一、政府が相當に安定し鞏固なものであること、第二、政府の領土が相當廣大であること、從前に於てはソヴエート政府の經濟政策の主要なるものは宣傳、煽動的性質を有し、その目的は民衆に對しソヴエート政府下の生活狀態と舊統治下の生活狀態に明瞭な差別があることを指摘するにあつた。當時の經濟政策が多く宣傳煽動的性質をもつてゐたのは、主として比較的鞏固なソヴエート區が極めて少なく、當時のソヴエート政府の大部分が臨時的性質を具へてゐたためである。紅軍は一區域を占領しても又直ちにそこを退出し、更に別の區域に向つて前進せざるを得ない、かゝる情勢の下にあつては、比較的恒久性ある經濟政策を實行することは當然不可能である。しかし現在はそれと同樣ではない。現在では我等は江西中央ソヴエート區の如き區域を有し、そこではソヴエート政府は四十餘縣に擴がり、その中の十餘縣は最近一ヶ年間に國民黨軍隊が侵入し得なかつたほど鞏固になつてゐる。ソヴエート政府と共産黨はこれらの諸縣を鞏固にしたのみならず、これらの根據地に據つて國民黨の軍隊に猛烈なる攻撃を加へた結果、中央ソヴエート區の領土は大々的に擴張したのである。

これによつて見れば、現在我等の領土は相當廣大であり、政府は相當鞏固なるソヴエート區をもつてゐることが判る。かゝる形勢は中國共産黨とソヴエート政府をして、以前實施してゐた經濟政策に對し適切なる補足と改正を加へることを可能、且つ必要ならしめてゐるのである。

又中國ソヴエート區の經濟政策を制定、實施するに當つては、一種の實情——即ち中國ソヴエート政權は擴大、强化したとはいひながら、その領土は今日のところ經濟的に落後した區域であるといふことを考慮に入れなければならない。この區域內に於ては都市の主要産業は悉く手藝と手工業であり、全區域に就て言へば農業區域が主要部分をなしてゐるのである。

以前の經濟建設に關する決議（ソヴエート第一次代表大會もその中に含まれる）は、悉くソヴエート領土が迅速に擴大し比較的大なる商工業の中心を急速に奪取し得ると言ふ豫想をその出發點としてゐたが、この點は今日に至るまで未だ實現されるに至らないのである。

これ等の一切は現在に於ける中國ソヴエート區內の新現象である。この新現象は中國共産黨をして經濟政策問題を益々研究せしめ、過去に定めた經濟政策に對する適切なる補足と決定をなさしめたのである。

しかし問題はこれのみにて止まらない。

經濟政策に對する補足と決定を惹き起した別の原因は、一部の中國共産黨員が黨のソヴエート區內に於ける經濟政策の基本的原則の實質を充分に辨へず、實際に於て黨と政府の決議を曲解したからである。例へば現在に於けるソヴエート區經濟政策の性質に關する問題の如きに於ては、實際上に於て、時には理論上に於て、各工作員が時には『左』傾的、時には『右』傾的錯誤を犯した。又例へば或る同志が『左』翼的立場をとつてゐるとしても、それは彼等の資本主義的恐怖となつて現れた。彼等はソヴエート區內に於けるプルジョア民主主義革命は既に社會主義革命に轉變したものと認めた。この爲め彼等は中國ソヴエート區內の主要にして基本的な敵は富農なるを以て、中國ソヴエート區の基本的任務は富農階級と斷乎たる鬪爭をなすことであるとの結論を導き出したのである。かゝるプルジョア民主主義革命の段階を跳び越えた理論によつて、ソヴエート政府機關の不正確なる『左』傾的實際行動が産み出されたのである。かゝる工作人員は中國の社會階級勢力の對比、無産階級の組織性、貧農の無産階級の周圍に於ける團結の程度、及び現在は嚴調に富農經濟の資本主義的部分を打破し得る時期に未だ到達してゐないといふことを知らないのである。現在のソヴエートは社會經濟を資本主義經濟から變化せしむるに足る

充分なる資料と可能性を未だもつてゐないのである。かゝる條件下に於て封建的殘滓を削除するのみならず、資本主義的關係をも削除せんと企圖すれば、必ずや失敗に遭ひ、必ずや無產階級と中農大衆及び獨立手工業者との關係を容易に破裂せしむるであらう。經濟政策の問題に於ても亦右傾的な思想がある。かゝる右傾分子は、勞農民主獨裁時代に於ては既存の資本主義は農民及び手工業者の簡單なる商品經濟を根柢としてゐるが、この基礎は依然として存在せるを以て、我等は現在些かも資產階級反對、資本主義反對の鬪爭をなすことは出來ないと認めてゐる。その結果彼等は革命轉變の問題、非資本主義的前途に關する問題は議事日程から取り外すべきであると說き、これを遙かに遠い將來の問題となしてゐるのである。かゝる立場に立つて一部の中國共產黨員は實際上に於て右傾的誤謬を犯し、反資產階級の鬪爭、特に反富農の鬪爭を完全に抹殺してゐるのである。かゝる右傾分子は、ソヴエート政府の成績、紅軍の勝利は何れも實際に於て勞農政權を無產階級獨裁に移行せしめる前提を創造し、將來社會主義的建設に至らしめる前提を作るものであるといふことを知らないのである。故に非資本主義的發展の將來の問題は事情の如何を論ぜず、議事日程から撤去することは出來ないのである。このため中國共產黨中央の經濟政策上に於ける新たなる決議は、經濟政策の性質に就て、更に明確なる決定を與へてゐるのである。中央は小農經濟と手工業經濟が常に資本主義を生產してゐる結果、現在ソヴエート區內に於て資本主義は單に殘存してゐるのみならず、引續き發展してゐることを指摘してゐる。

我等は中國ソヴエート區內に於ては今直に資本主義を消滅し得ざるを以て、たゞ將來資本主義を消滅する一切の前提と條件を準備すべきであるといふ は明白にして置かなければならない。このため中國共產黨中央は經濟政策に加へた補足と決定に於て、中國ソヴエート區內に於て土地の賣買を許し、(ソヴエート政府の監督の下に於てゞはあるが) 斷乎として自由貿易を實行し公人と私人の投資を許すことを明確に 且つ具體的に示してゐるのである。

これと同時に中國共產黨中央は、資本主義にも相異なる各種の資本主義があり、中國ソヴエート區內の資本主義と普通の條件下の資本主義とは次に證明する如く不同であることを指摘してゐる

第一、それは『民主的大衆的』なものであつて、その主要なる點は小農生產及び手工業生產中から產出された資本主義であり、富農、中小商人、手工業工場主及び人を雇傭する手工業者等を代表とする資本主義であることである。

第二、ソヴエート區の經濟には個人資本主義經濟の外に他の經濟的形式がある。それは先づ農民、手工業者の小なる、簡單な商品生產で、かゝる生產は數量の上に於ても重要なる地位を占めてゐる。ソヴエート區の現在の條件の下に於ては、かゝる中、小商

品經濟が資本主義に代つて廣大なる經濟的基礎を形成してゐることは極めて明瞭である。併し他面この簡單なる商品經濟と個人資本主義經濟を同一に論じ去ることは出來ない。こゝでソヴエート區に於ける土地革命實行の最大の結果の一は、貧農が減少して中農が農村の主要部分となつた點であるといふことを指摘しなければならぬ。

第三、ソヴエート區內には個人資本主義經濟と簡單なる商品經濟の外に別種の社會經濟の形式がある。それは即ち國家的ソヴエート企業で、第一に擧ぐべきものは、公共的企業——即ち合作社(消費及び生產の協同組合)である。この企業は今後暫くは尙極めて貧弱なものであらうが、將來大なる發展を遂げる一切の前提條件を具へてゐるのである。

第四、中國共產黨及びソヴエート政府は、常に資本主義の發展のために鬪爭せざるのみならず、ブルジョア民主主義革命完成のための一切の必要なる前提と條件を造り、中國革命を次の段階、即ち社會主義建設の段階へ移行せしむることをその根本的任務としてゐる。故に現在ソヴエートは自己の力が未だ完成し得ないやうな任務を取り上げず、ソヴエート經濟から資本主義を未だ排除し得ないことを說き、彼等を利用しソヴエート政府機關が遂行し得る範圍內でソヴエート區經濟政策の振興を謀るべきことを說くのである。而してソヴエート區のこの問題に對する政策は、無產階級と貧農、中農との聯合を保持し、中農をして富農の影響より離脫せしめ、無產階級の中國革命中に於ける指導權を强化することをその主旨としてゐるのである。

この問題に於ける左右兩傾向は必らずや不正確な政治的、結論を導き出すに至る。故に中國共產黨中央はこの問題を各方面から解釋しこれを極めて明白ならしめてゐるのである。

現在紅軍の武裝鬪爭が昂調に進行し、ソヴエート區內の勞働者の物質生活が改良されたといふ觀點からソヴエート區の經濟政策問題を論じ、一部の中國共產黨員、甚だしきに至つては責任ある同志さへも曾てこの問題に對して不正確なる見方をしてゐたのである。一部の同志は軍事的勝利の問題とソヴエート區內の勞働者の物質生活改良の問題を互ひに對立的なものとしてゐた。一部の中國共產黨員、甚だしきに至つては指導的同志さへも現在は戰時にして軍事的環境下にあるを以て、勞働者の物質生活の問題は全く取り上げること能はず、一切は悉く一つの任務——即ち軍務の勝利——に服從せしむるべきであると認めてゐた。現在に於ける中國ソヴエート政府の政策が、何よりも先づ國民黨の包圍攻擊と昂調なる鬪爭をなす上の利便に適合すべきであるといふことは極めて當然である。しかしこのことは戰爭時代、武裝鬪爭時代に於て、ソヴエート政府は勞農の生活改良の辦法を講ずることは全く不必要であるといふことを意味するものではない。ソヴエートの勞働

支那ソヴエート政府の經濟政策批判

者の生活狀態が改善されなければ紅軍の勝利も不可能であると云ふことは、特に知る必要がある。實際に於て、革命が勞農の生活狀態を幾倍も改良し、民衆の幸福を大いに增大したからこそ、勞働大衆は絶大なる熱誠、努力、勇氣及び犧牲的決心を有するに至り、紅軍の勝利獲得、紅軍の强化、擴大及びソヴエート領土擴張のために鬪爭したのである。同時にソヴエート區の事實は、軍事時代に勞働者の物質生活を改良するには非常な困難があるが、併し、それは全く可能性のないものではないといふことを明瞭に示してゐる。

然るに一部のものは、尙この二つの問題を互ひに對立せしめてゐる。彼等の或ものは大衆の物質生活改良を偏重し、或ものは紅軍の軍事的勝利を偏重してゐる。この一點に關し、甚だしきに至つては中華全國總工會（全總）の或責任者さへも尙不正確なる意見を抱いてゐる。彼は全總の或會議に於て、ソヴエート區内に於ても國民黨區域内に於けると同樣、罷工は工人の物質生活改良のよき辦法である等と述べ、更に彼はこの點に就て幾多の理論を作り上げてゐるが、これらの理論は一見左傾的に見えながら實際に於てはさうでなく、右傾的である。例へばその理論の中の最も著名なるもの一は、無限論であるが、この理論の發明家は何をその根據としてゐるであらうか？　彼等はいふ——スターリン同志は曾つて、武漢時代の中國共產黨員の誤謬の一を指摘したが、それは工人階級を組織して工人の物質生活改良のため罷工鬪爭をなすことを願はなかつたことであると。そしてこれらの同志は、中國共產黨員は中國ソヴエート區内に於て、武漢時代の誤謬を繰り返すべきに非ざるを以て、事情の如何を論ぜず、工人の罷工を煽動し、物質生活の改良を獲得すべきであると說くのである。かくの如く表面は恰かも工人階級の利益を保護するが如き左傾理論は、實際に於てはスターリン同志の指示を曲解し、工人階級の利益から言へば、それに對する最も惡い、最もメンシエビイキ的な考へ方である。併し、これは實際上工人の局部的、一時的組合式の利益と全階級の利益並に眞の革命の利益とを對立せしむるのと同樣である。武漢政府と現在のソヴエート政府の間には、明らかに根本的な差別があることは多言を要しないであらう。現在のソヴエート政府は、共產黨指導下のソヴエート形式の勞農獨裁であるが、當時の武漢政府は尙共產黨員の參加せる國民黨政權に過ぎなかつたのである。

現在に於けるソヴエート區内の政治、經濟上の最も重要にして最も主要なる問題は何であらうか？　それは即ち紅軍の軍事的勝利である。この勝利なくしては勞働者の物質生活を改良することも出來なければソヴエートの領土を擴張することも出來ず、又中國革命を最後の勝利に導くことも出來ない。

これによつて見てもソヴエート政府の一切の施設（經濟政策も

亦その中にある）は、紅軍の勝利的武裝鬪爭を主旨として組織さるべきであるといふことが判るであらう。一時的な、局部的な利益は無產階級——全中國革命の指導者——の全體の利益に服從せしむべきであるが、勿論これはソヴエート區内に於て、我等が勞農の階級鬪爭を制限し、或はソヴエートは出來る限り盡力して工人階級の物質生活を改良すべきではないとなし、或はソヴエート區の赤色工會は工人大衆の日常の利益保護をその任務とすべきではないといふことを說くものではない。事實はそれと反對で、その實情を指摘することは非常に重要であり且必要である。勞農獨裁のソヴエート統治下に於ては、階級鬪爭は最も尖銳にして最も緊張した性質と形式をとるといふことは熟知する必要がある。故にこゝで述べたことは、階級鬪爭を制限せんとするが如き意思は毛頭なく、たゞ階級鬪爭が如何なる形式をとれば將來に於ける革命の發展と勝利に適合するかといふ問題を論じてゐるのである。それは又共產黨員はソヴエート區内に於て一切の罷工——例へば工人がソヴエート政府の工人問題に關する法令に常に違反する雇主に反對して罷工をなすが如き——に反對すべきであると說くものではないが、ソヴエート政府は、工人大衆の支持の下に工場主に對應する幾多の有效なる辦法を有するを以て、共產黨員は事情の如何を論ぜず、ソヴエート區内に於て一切の具體的條件を顧みずに罷工鬪爭を煽動するが如きことは避くべきである。何となればかゝる辦法を採用すれば、停工手段によらなくとも良好なる效果を擧げることが出來る。停工は必ずや元來限りあるソヴエート區内の商品生產を減少せしむるからである。

これによつて見ても、一部の中國共產黨員、甚だしきに至つては指導的同志が中國ソヴエート區の經濟政策の性質と内容に不正確な理論をもつてゐることが判るであらう。

黨が最近ソヴエート區の經濟政策の問題に一つの新しい補正と修正を加へた理由は右に擧げた各種の原因の外に更に一つの原因がある。それは即ちソヴエート區第一次代表大會の經濟政策問題に對する基本的決議は、基本的には正確であるが、その中には一二の妥當ならざる辭句があり、この辭句は時に不正確なる理解と解釋を引起すからである。

例へば第一回代表大會を通過した土地法は、富農との鬪爭に就て二ケ條の規定があり、同法の第八條は『富農の土地を沒收したる後は家屋、農具、家畜、水利施設、油等々をも亦沒收すべし』と云ひ、第三條は『富農が土地を沒收されたる後比較的惡き田地を取得し得べく、それには彼が自己の勞力によつてその土地を耕作するといふ一個の條件のみ必要なるものとす』と述べてゐる。

我等のソヴエート區内の同志達は、實際上に於てこの問題を如何に解してゐるであらうか？　彼等はこの二つの條例を須らく實行することを要する富農階級消滅の指南としてゐるのである。こ

のため、我等は一部の地方、特に湘・鄂南ソヴエート區のソヴエートが一切の富農の器具、農具、商品を一律に沒收してゐるのを見るが、土地賣買の完全なる禁止、雇人禁止などは更にいふに及ばず、これらは悉く相當限度内に於て土地法のこの方面に於ける妥當なるざる辭句から生れて來たものである。

次に第一次代表大會を通過した勞働法に就て少しく說明する。勞働法第四條は次の如く述べてゐる。――『雇農、林業勞働者、季節勞働者、交通勞働者、苦力、家内工業の女工、コック及び各地の特種の勞働條件を有する勞働者は、勞働法一般の規定は勿論、中央執行委員會人民委員會及び中央勞働人民委員會これ等の勞働者に對して頒布した各個の勞働條例の規定を實施さるべし。』この條例からは須らく次の如き結論に達することが出來る。即ち勞働者の勞働は勞働法規定の一切の利益のみならず、ソヴエート政府の特殊な補足的な多くの法令の利益を享受すると。

しかし實際上、そこで如何なる結果が得られたであらうか？實際上の結果は一部の同志がこの部類に屬する勞働者は八時間勞働制、賃銀の增加、住宅、飮食物の改良等々の改造をなす外、他の一切の勞働者よりも更に大なる特權を有するかの如く考へるに至つたのである。しかし實際上この部類に屬する勞働者は、大多數農業方面の勞働者で富農の家に雇はれてゐるのみならず、中農の家にも雇はれてゐることを知つてゐる。故に若しこの部類の勞働者が勞働法に規定された條例の普遍的實施を要求するのみならず補足的な優遇規定をも實施するとすれば、自己の經濟のためにのみこれらの勞働者を雇傭せる中農階級にとつては實際に於てこれは明らかに不可能なことである。

農業勞働者の特殊な雇傭條件を規定することは當然必要である。しかしそれはこの部類の農業勞働者のために專門的に制定されたものであることが必要であると同時に、勞働の季節性を考慮に入れたものでなければならない。この他勞働法第五十一條には、『勞働者或は職業組合員が紅軍に徵發されて軍役に服し、その仕事を失ふ時は、彼に三ヶ月分の平均賃銀を先づ支給すべきものとす』といふ規定があるが、かゝる規定は中國ソヴエート區の現在の條件の下に於ては實行困難である。

最後に勞働法は手工業中の職人と徒弟の勞働條件を充分に考慮決定してゐない。これ等の勞働者はソヴエート區内に於て勞働者大衆の大多數を占めてゐるが、勞働法は、就中各種の雇主に對して何等の差別を設けてゐないのである。

又富農、中農、及び中小手工業主の雇用工人に對する條件に就ても何等の差別も設けてゐないが、この點に於て某ソヴエート區の實際工作中には、既に不良な結果が生れてゐる。このため中國共產黨中央は、最近經濟政策の決議に關して一切の決定と補足をなしこれ等の一切の問題に對して必要、明確なる決定を與へた。

同時に富農との鬪爭及び各種の企業主の差別に就ても具體的な任務を指示した。中國共產黨は特に繰り返し、中國ソヴエート區の全經濟政策は、紅軍に順調なる鬪爭をなさしめる任務に服從すべく、又それは中國ソヴエート區の經濟狀態をその出發點とすべきであるといふことを指摘してゐる。

このため中央の決議上には、ソヴエート區の聯工會は勞働者階級の日常經濟の利益の保護に注意すべきのみならず、ソヴエート區内の經濟上の福利の增進、ソヴエート政府と紅軍の强化、工業と農業等の發展等の工作に積極的に參加すべきことが指示されてゐる。又右の如き問題が發生したため、共產黨とソヴエート政府は最近經濟政策の問題に對して多くの時間と注意を割き、幾多の補足と確定を加へた經濟條例を決定し、以てこの問題の充分なる理解に便ならしめてゐる。

この指示の中の基本的な主要な點は、生產を改良增加し、商品の流通を振興、改良し、以て紅軍の給養を保證し、勞働大衆の物質生活を改良することである。

中國共產黨はソヴエート區内に於てこの決議を如何にして實現してゐるであらうか？これに就て今日までに如何なることをなしたであらうか？ソヴエート區内の經濟狀態改善に關する指示を眞に實行するには更に如何なることをなさなければならないであらうか？

支那ソヴエート政府の經濟政策批判

ソヴエート區の經濟狀態を改善せんとすれば先づ農村經濟を振興することが必要である。

ソヴエート政府はこの方面に於て何をなしたであらうか？この方面に於て現に多少の經驗を有し相當の成績を上げてゐるソヴエート政府は、如何にして中國ソヴエート區内の農村經濟を振興したであらうか？

第一に耕作面積擴張の方法を用ひた。

ソヴエート區も全中國と同樣非常に多くの荒地があるが、この荒地を相當開墾して耕作地に變化せしめてゐる。例へば贛東北ソヴエート區の如きは、昨年四ヶ月内に一萬八千畝の荒地を開墾してゐるが、贛東北區の如き面積大ならざるソヴエート區に於ても四ヶ月内に一萬八千畝の荒地をよく耕作地に變化せしめたとすれば、ソヴエート區内には耕地面積擴張は大いに可能性があると云ふことが明白に證明されるであらう。

第二にソヴエート區内に於ては園藝や蔬菜、瓜、果實等の農作物の栽培の發展を見ることが出來る。以前農民はこの方面の經濟に對して大なる注意を拂はなかつたが、現在ではソヴエート政府の督促奬勵並に援助によつて彼等は園藝經濟の發展に着手してゐる。

更にいふべきことは、收穫の增加、土質の改良及び肥料問題である。以前農民が地主の剝奪を受けてゐた時は、土質の改良はそ

の可能性なく、又或者はそれを希望しなかつたが、現在ソヴエート政府の下に於ては、彼等は積極的に肥料の使用增加その他の方法によつて大々的に自己の土地の質量を改良してゐる。我等は贛東北ソヴエート區に於ても、中央區及び鄂豫皖ソヴエート區に於てもかゝる現象を見ることが出來るのである。

又犂牛站（耕牛を用意して置く處）の組織は極めて大なる意義をもつてゐる。雇農、貧農及び中農は家畜耕具を有せず、その經濟、經營は非常に困難である。現在ソヴエート政府は耕牛を買ひ上げ地主の家畜、農具沒收辦法を定めて犂牛站を組織し、耕牛及び農具を有せざる雇農、貧農及び中農の土地耕作を援助してゐる。

又耕地互助社の組織も大なる意義をもつてゐる。ソヴエート區の農民はかゝる互助社によつて收穫を大いに增加してゐるが、生產突擊隊の如き勞働組織も既にソヴエート區に於て現實され、革命競爭は播種及び收穫運動中に廣汎に實行されてゐる。例へば贛東北ソヴエート區內の如きは、ソヴエート政府は昨年の播種運動の時公金中から一千元の大洋を支出し、生產品を以て農民突擊隊員に賞を送つたのである。

最後に灌漑制度の改良も大なる意義をもつてゐる。例へば湘鄂西區に於ては幾多の堤防修理工作をなしたが、その目的は水患を防止するのみならず、土地灌漑方法を改良せんとするものである。以上に擧げた一切の辦法は、中國ソヴエート區に於て、農業の改良と發展に良好なる結果を齎らしてゐる。この點は我等の敵と雖も承認せざるを得ないのである。例へば紅軍主力が鄂豫皖ソヴエート區及び湘鄂西ソヴエート區を一時退出した後、國民黨は所謂『匪區觀察團』を組織したが、その名義はソヴエート區の觀察でも實際はこれに藉口して大いに反革命宣傳、煽動をなさんとするものであつた。然るに、『匪區觀察記』の通信もソヴエート區の產業狀態が非ソヴエート區よりも非常に良好であることを承認せざるを得なかつたのである。これらの消息は『赤區の收穫が頗る豐富』で赤區の稻作も國民黨區域に比し更に良好であること等々を承認せざるを得なかつた。この方面に於て、我等の紅軍第十軍の區域（即ち贛東北區）は極めて良好な結果を收めてゐる。例へばソヴエート區から來た一文書には次の如く述べられてゐる。『紅軍第十軍の勝利が形成された日からソヴエートは極力農業を振興したがこの區域の米、棉及びその他の農產品は紅軍自身及び該區の大衆の消費を保證するのみならず、近隣のソヴエート區及び國民黨區域に輸出して商品の交易をなすことが出來、ソヴエート政府は紅軍の糧食保證に全力を傾倒しつゝある、ソヴエート政府は又糧食の消耗を極力節約してゐる。例へば紅軍第二軍の區域に於ては——水災の當時——ソヴエート政府及び黨部は紅軍の兵士を除き、後方の公民は一律に一日米飯一食と米粥のみを食し、前線で交戰する兵士は一日米飯二食、米粥一食とする決議を通過してゐる。』

その他のソヴエート區も同樣の節約方法を實行してゐる。糧食が缺乏した時にはかゝる節約辦法は確かに効果を有し、國民黨軍隊の攻擊擊退を援助したのである。

この外にソヴエート區の農業生產の振興を阻害してゐる一つの現象がある。それは即ち再三に亘る不斷の土地の新たなる分配である。かゝる辦法は特は湘鄂西ソヴエート區に於て實行され害毒を流してゐるが、同地に於ては每年四、五回に亘つて土地の新分配が行はれてゐるのである。かゝる辦法は必ずや農民の土地改良及び生產增加に對する熱心の度を低下せしめ、直ちに農民をして自己の土地を耕作することを希望せざらしめるのである。このため中國共產黨中央は、最近ソヴエート區經濟政策に關する決議案上に於てこの種の辦法の不正確なることを特に指摘し、出來る限り貧農、中農をして彼等が既に分配された土地を固定的に保持せしめ、不必要なる新分配を回避すべきことを指示してゐる。我等の黨中央のこの指示はソヴエート區の農業振興方面に於て疑ひもなく良好なる効果を生むであらう。

次に中國ソヴエート區內の工業發展問題に就て述べることゝする。ソヴエート區內の工業の狀態は農業狀態よりも惡いが、これは全く最近ソヴエート政府が工業問題に充分なる注意を拂はないからである。このことは次の一事によつても知ることが出來る。即ち成績最も良好なる中央ソヴエート區に於ても、ソヴエート政府は今日に至るまで尙手工業職人、手藝工人及び手工業工場工人に對する正確なる辦法を規定せず、彼等の組織に充分注意せず、又彼等の勞働組合に充分注意してゐないのである。幾多の手工業勞働者は勞働組合に吸收されず、職工會にも加入してゐない。而してソヴエートは農業上の仕事をなす手藝工人（即ち所謂獨立勞働者）は職工會に加入し得ないと主張してゐるが、その理由とするところは、彼等は農家に於て仕事をしてゐるが、農民は資本家に非ざるを以て農家で仕事をなす手藝工人は職工會に加入することは出來ないと云ふのである。中央ソヴエート區全總執行局の工作報告は、手藝工人、獨立勞働者、及び職人たちはこのため非常な不滿を表明し、その中の一部のものはソヴエートの經濟辦法に對して消極的態度をとつてゐるのみならず、時には反對的態度さへもとつてゐると、明瞭に述べてゐる。これらの一切のことが發生した所以は、第一にソヴエートと地方黨部が彼等に對する正確なる辦法をもつてゐなかつたからである。

第二に幾多のソヴエート區內に於ては製紙業、製茶業、製糖業の如き土着の工業は、今日に至るまで充分なる發展を遂げてゐないのみならず、幾多の地方に於ては造作なく破壞されてしまつてゐる。ソヴエート機關は必要なる辦法を以てかゝる生產を恢、復改良しなかつたのである。勿論これはソヴエートがこの方面に於て、何事もしなかつたといふのではない。彼等も多少の工作をなし

てゐる。例へばソヴエート政府は何よりも先づ軍事組織と直接の關係を有する工業、例へば兵工廠、彈藥工場、軍服製造の被服廠等々に注意を拂つてゐる。かゝる企業は至る所にあり、各ソヴエート區のみならず紅軍の各大隊のある所には必ず設けられてゐる。この外多くの土着の工業にして現在生產合作社が組織されてゐるもの——例へば以前の湘鄂西ソヴエート區の麥藁帽子製造業、草鞋業、竹器業等々の如し——がある。

これによつてソヴエート區內には工業の恢復と發展の可能性があることが窺はれる。中央ソヴエート區に就て言つても茶、紙、漆、桐油、李油、麻、大麻、黃麻、米、竹等の生產があり、同區域の作業場に於けるこれらの生產品は以前は該地の需要を充すのみならず、全國各地へ輸出、供給されたのである。又鄂豫ソヴエート區に就て言ふも茶、米、竹、糸、麻、茯苓（藥草の名）等の生產がある。四川ソヴエート區に至つては極めて多くの產物を產出することは多言を要しない。幾多のソヴエート區が悉く食鹽に缺乏しても、四川から鹽を仰ぐことを得べく、ソヴエートは自己の一切の客觀的可能性を利用し、自己の一切の富源を利用して各種の生產業を恢復、發展せしむべきである。

最近に至つてもこの問題の一方面のみを見てゐる中國共產黨員がある。彼等はたゞ中國ソヴエートは經濟的に落後した地方であり、ソヴエート區の主要工業は手工業、手工々場等であるとなしてゐる。このため彼等は經濟政策を實行し、特に工業を整頓せんとするのは極めて困難なる任務であり、或は全く不可能な任務であると說くが、これは云ふまでもなく、重大なる誤謬である。

中國ソヴエート區が經濟的に比較的落後した地方であると云ふことはいふまでもなく事實で、この一句の中には、幾多の眞理があるが、かゝる現象は現存の一切の可能性を出來る限り利用するといふことを絕對に妨げるものではない。大機械工業生產を恢復せんとすれば、大なる資本、機械、原料、燃料等々を必要とするが手工々業はこれらの一切のものを要せず、たゞ人力、原料及び最も簡單なる道具を必要とするが、これらの原料及び道具は各農家及び手工業工場內に備はつてゐるのである。

經濟狀態を改善するためソヴエート政府は現在落後せる中國農村中に存在する實情——卽ち家內工業と農業との結合、手工業と農業との結合——を利用することが出來る。例へば手工織布業に就て言へば、一般の農家には手織機があり、以前には更に多くの農家にこれがあつたが、市場に於て手工業生產品を賣捌くことを得ず、又彼等の製造品は機械製商品と競爭し得ないため、既に久しく家庭に於ては布を織つてゐないのである。しかし現在のソヴエート區の情況の下に於ては、彼等が布を織れば家庭の用に供し得るのみならず、市場に於てこれを賣却することも出來るのである。故にソヴエート政府は須らくこの自然經濟的局面を利用すべく外部からの經濟封鎖の環境の下に於てはこの方面に向ふことが必要である。我等の中には或種の『經濟學者』——共產黨員の——があるが、彼等は手工業と家內工業を輕視し、それを最も後れた甚だしきに至つては『反動的』な經濟であるとなし、それを利用することは全く不必要であると主張してゐる。かゝる見方は彼等の知識が役に立たぬものであることを證明するに過ぎず、彼等は具體的環境內で問題を決定することを知らないのである。

ソヴエート政府は合作社と勞働組合を組織して手工業と手工場工業を恢復、發展せしむると同時に、個人手工業及び個人手工場工業を鼓舞奬勵すべきである。

ソヴエート政府は又一定の資金によつてソヴエート區の工業發展を援助すべく、この資金はソヴエート銀行或は互助機關から借用して、手工業及び手工場工業に支給すべきである。共產黨及びソヴエート機關が工業組織の問題に充分注意すれば、ソヴエート區の經濟狀態を大いに改良することが出來るであらう。

現在我等はこの方面に於て幾多の困難に直面してゐる。幾多の商業會社及び商店は閉鎖され、大商人も中商人も倒れてゐる。この外に幾多の地方ソヴエート機關は商業の問題に對して悉く不正確なる態度をとつてゐる。幾多のソヴエート區に於ては商業機關を簡單に沒收し、農民も時に往來する貨物を沒收して互ひに分割してゐる。かゝる狀態は自ら商業を困難に陷らせるのである。

ソヴエート區の商品流通を旺盛ならしむるためには、先づ貿易自由の原則を實行し、投機的買賣に反對し、紅軍に對する供給繼續を極力保證することが必要である。共產黨とソヴエート政府は經濟政策上に於ける一切の過激な辦法を禁止すべく、かゝる辦法は實際上に於てはたゞソヴエート區の經濟狀態を惡化せしめるに過ぎないのである。

中國共產黨中央の最近の決議はソヴエート政府は現革命段階に於て、商人階級の消滅と個人貿易廢止等を絕對にその任務とすべきではないといふことを明瞭に規定してゐる。

現在の任務は、投機商人と鬪爭し、軍事的勝利を保證する條件下に於て自由貿易の原則を斷乎として實行することである。

同時にソヴエート區內に於ては合作社（協同組合）の組織の擴張と發展に盡力すべきである。この問題に關しては我等は現在充分なる材料は得てゐないが、今までに入手した若干の資料によれば幾多のソヴエート區に於ては多くの合作社——消費合作社のみならず生產合作社——が組織されてゐることが證明される。例へば湘鄂西ソヴエート區の如きは、昨年の水災が最も甚だしく、經濟狀態が特に惡化してゐた時に、既に百餘の合作社が組織され、紅軍第四軍の區域では特に合作社工作人員代表大會が一度招集されてゐる。

中央區及び紅軍第十軍の區域でも同樣の代表大會招集が決定された。ソヴエート區より得たこの材料によれば、合作社組織の辦法を通じてソヴエート區內部の商品流通は大々的に改良されてゐるのである。

次にソヴエート區貨幣制度改良問題に就て少しく述べることゝする。

現在ソヴエート區內には國民黨政府の貨幣も流通し、又ソヴエート政府發行の貨幣も流通してゐる。以前には商人がソヴエート區に來た時はその携帶せる國民黨政府の貨幣をソヴエート區の貨幣と交換し、若し該ソヴエート區內にソヴエートの貨幣がない時は、ソヴエート政府が國民黨政府の貨幣に印を押して通用せしむるといふ辦法があつた。

然るに國民黨政府はソヴエートの印が押された貨幣を國民黨區域內へ持ち込んで使用するのを禁止することが出來るので、我等はこの最後の辦法は當を得たものではないと云ふことを悟つた。かくて我等の商業には又困難が發生したが、この點も又ソヴエート區の經濟狀態を惡化せしめてゐるのである。

故に我等の意見によれば、ソヴエート政府は國民黨政府の貨幣に對して次の如き辦法を採用すべきである。卽ち商人が國民黨の貨幣を携へてソヴエート區に來た時は、これをソヴエートの貨幣と兩替し、國民黨貨幣はソヴエート銀行に預けて置き、彼等が國民黨區域へ貨物購入に赴く時の使用に便ぜしむべきである。なほソヴエートの貨幣は出來る限りその發行數量を制限し、又全銀行制度を改良すべきである。

以上に於て述べたことの外に我等はソヴエート區經濟改良のため貨幣による交易の外に各鄉、各區間の自然的物物交換を組織することが出來るであらう。ソヴエート政府と合作社の援助の下に於てこれは全く可能であり必要である。

ソヴエート區工農銀行は紙幣を發行してゐるが、この紙幣は農民間に於て大なる信用をもつてゐる。しかし時にはこれが濫發された結果その信用を低下せしめたことがある。例へば湘鄂西ソヴエート區の紙幣は、一時はソヴエート區內のみならず近隣の國民黨區域內に於ても絶大なる信用を有し、國民黨區域から來てソヴエート區と取引する商人は、悉く意を安んじてソヴエートの紙幣を收納し、ソヴエート區內に於て多くの貨物を買上げてゐたが、その後ソヴエートが紙幣を無制限に發行したためその信用は大いに低下するに至つた。

その後該區のソヴエート政府は幾多の辦法を以てソヴエート貨幣の價格を恢復した。

中央ソヴエート區內にあつては工農銀行の貨幣が今日に至るまで絶大なる信用をもつてゐる。このことはたゞ一つの事實に就て見ても知ることが出來る。例へはソヴエート銀行が『國民黨第五次圍剿擊破』の公債を發行した時の如きは、ソヴエート政府は最初一ケ月內に公債を賣り盡さんとしてゐたが、實際に於ては半ケ月內に全部賣り盡されてしまつた。特に注目に値するのは、この公債がソヴエート區人民に購入されたのみならず、近隣の國民黨區域內に於ても大いに購入され上海、武漢に於てさへも幾多の工場の勞働者は、各部門の工場會議を開いて自動的に一日分の賃銀を出してソヴエート區の公債を購入すべく決議したことがある。このことはソヴエートが銀行業務を正確に遂行すれば必ずソヴエート區の經濟狀態を改善することが出來、特に繁榮せるソヴエート區に於ては商品の流通に大なる作用を及ぼすべきことを證明するものである。現在中國ソヴエート區の金融を完全に安定せしめることはいふまでもなく非常に困難であるが、我等は須くこの問題解決の方法を探究しその解決に向つて大いに努力すべきである。

なほソヴエート紙幣の信用を引上げんとすれば次の如き辦法を規定する必要がある。卽ち稅收と工賃は悉くソヴエートの紙幣を使用することゝするのである。現在一部の地方の工會工作人員は工場主に對し賃銀支給の時ソヴエートの紙幣を用ひず、現銀によるべきことを要求してゐるが、工會工作人員がかゝる要求を提出すれば、自ら農民をしてソヴエートの紙幣收用を拒絕せしむるに至ることは極めて明瞭である。又幾多の地方の各ソヴエート機關は尙現銀によつて納稅すべきことを要求してゐる。

支那ソヴエート區域の經濟政策批判

しかし黨は既にこの誤謬に注意し、工會機關とソヴエート機關に對しソヴエート紙幣の信用恢復と維持を要求してゐる。

この外ソヴエート政府はソヴエート區內に於て凡ゆる方法によつて人民の貯蓄を奬勵し、工農銀行內に貯蓄部を附設してゐる。ソヴエート區よりの文書によれば、幾多のソヴエート區內に於ては既に貯蓄事業に注意し始め、既に相當の成績を擧げてゐる。工人と農民、特に中央ソヴエート區の勞農大衆はソヴエート政府と紅軍に對して絶大なる信賴を寄せてゐるので、彼等は常にその所持金を工農銀行貯蓄部に預けてゐる。

尙この外にソヴエート銀行の任務が一つある。それは合作社機關及び手工業者の個人的企業等に對する援助である。若しソヴエート銀行がこれらの一切をよく實行すればソヴエート區の商品流通狀態は大々的に改良され、ソヴエート區の經濟生活を一般的に振興することが出來るであらう。

次にソヴエート政府の課稅政策を說かう。最近に至るまでソヴエート區內で徵收されてゐる第一の稅は土地稅である。我等の知るところに依れば、湘鄂西ソヴエート區及び豫鄂皖ソヴエート區に於ては大體に於て次の如き額の土地稅が徵收されてゐる。卽ち富農は收穫の百分の十五、中農は百分の五、貧農は全免、或は百分の三を納付する。これと同時に我等は又今日に至るまで稅制に就て明白な規定がないソヴエート區があり、ソヴエート政府は凡

ゆる方法を講じてこの重大問題を解決せんとしてゐることを知つてゐる。ソヴエート區の最も主要にして基本的な收入は土地稅である。土地稅は革命前に於ては農民の非常に苦しい負擔であつたが、現在ソヴエート區の國稅稅則は全く異る性質をもつてゐる。以前農民は收穫の百分の五十乃至六十を地主や軍閥等に納付してゐたが、現在ソヴエート政府は農民に對し僅か平均百分の五乃至六の稅を要求してゐるに過ぎない。土地稅は紅軍の給養を大いに保證するものである。

第二種の稅は營業稅である。この稅は累進的原則によつて徵收されてゐる。湘鄂西ソヴエート區及び豫鄂皖ソヴエート區に於ては大體に於て次の如き營業稅が徵收されてゐる。卽ち資本金百五十元或は二百元未滿の企業は完全に免稅であり、資本金二百元以上のものは一定の額の稅——百分の一乃至百分の八（一萬元の資本）を納付することゝなつてゐる。これに就てはその企業の種類及び投下資本等を調査し、更にその企業の一日の營業收入額を調査し、營業收入五十元以下のものは完全に免除し、五十元以上のものは一定の稅を納付することゝなつてゐる。

第三種の稅は關稅である。ソヴエート區域と國民黨區域とが接する邊境には關稅徵收處が設けられてゐる。この關稅に就ては次の如き定則が規定されてゐる。卽ち輸入少量の貨物は毫も關稅を徵收せず、又ソヴエート區に缺乏せる貨物の輸入に對しても關稅を賦課せず、たゞソヴエート區に必要とせざる多量の貨物の輸入に對してのみ關稅を徵收することゝなつてゐる。

故に關稅の額の大小及び徵收手續はその貨物及び數量の多少を見て決定されるのである。

また中國ソヴエート區豫算案政策は極めて複雜な事情の下にある。この方面に於ては今日に至るまで未だ充分なる改善はなされてゐない。

ソヴエート區域はこの問題に就て大なる改良を加へ、豫算制を確定することが必要である。このため中國共產黨中央はその經濟政策問題に關する補足と決定の中に於てこの問題に言及し、一切のソヴエート政府機關は須らく一定の豫算をもち、この豫算に基づいて正確に經費を支出すべきであると述べてゐる。ソヴエート區內に於てこの一點が完全に遂行されれば、それは大なる經濟的意義を有するのみならず、大なる政治的意義をもつであらう。例へば一つの鄉或は縣に於てソヴエート政府が三ヶ月目毎にその豫算案を公表し、各機關の人員維持費經濟改良上の經費、紅軍給養の經費、敎育發展の經費等々を規定し、同時に或鄉或は縣の國民黨政府の收支表を並べて發表すれば、民衆はソヴエート政府が如何なるものであるかを明白に看取することが出來、中國民衆はその政府を比較して見て二つの政府の間の差別とソヴエート政府の優れた點を直ちに看取するであらう。

かくの如く豫算案を公表して大衆にこれを見せることは莫大なる政治的意義を有し、ソヴエート政府と共產黨の威信を更に高めるであらう。民衆はたゞ共產黨のみが廉潔なる國家機關を作り、廉潔なる政府を作り得ることを知るであらう。かくの如くすればソヴエート政府は事實の上に於て、帝國主義者及び國民黨が中國ソヴエート區に就て捏造してゐる一切の謠言と中傷を喝破することが出來るであらう。

またこの外に官僚主義やソヴエートの公金費消等の事態に對しては、徹底的に鬪爭をなし、更に又、ソヴエート機關、黨の機關及び職工會中の腐敗的現象とも鬪爭をなさねばならぬ。たゞかゝる方法を通じてのみソヴエート區はその地位を强固にし、ソヴエート區の經濟狀態を眞に改良することが出來るであらう。

ソヴエート區內に於て生產を發展せしめ商品の流通を擴大せんとすれば、以上に述べた一切の辦法の外に嚴調なる鬪爭を進め、國民黨の封鎖を防止することが必要である。

ソヴエート政府は國民黨の經濟封鎖と鬪爭することが出來るであらうか？

我等はソヴエート區は必ずやその可能性をもつてゐると信ずるこの點に就ては幾多の實例がある。例へば紅軍第十軍の區域に於ては次の如き例がある。國民黨軍隊が占領せる某縣に一人の富商があり、彼は該縣商會の會長であると同時にソヴエート區と通商せる主要人物であつた。彼は一年半に亘つてソヴエート區と通商し、幾多の貨物をソヴエート區內へ輸入したが、最近國民黨政府は、これを探知してこの商人を銃殺してしまつた。我等はこれによつて、ソヴエート區と通商することを希望してゐるのは單にこの商人一人ではなく、幾多の商人がこれを希望してゐると斷定することが出來る。

いふまでもなく中國商人がかくするのは、革命に對する何等かの同情心によるのではなく、ソヴエート區內に於ては一方比較的高價に貨物を賣却し、他面廉價で貨物を仕入れることが出來るからである。要するに、商業上の利益が商人をしてソヴエート區と通商せしむるのである。

幾多の商人はソヴエート區に來て紙、木材等を仕入れたい希望をもつてゐる。福建省に於ては幾多の紙、木材商人は國民黨のソヴエート區經濟封鎖のため原料を仕入れることが出來ず、國民黨領土內に於ける彼等の企業を閉鎖してゐる。この點に就て彼等は大なる不滿を起し、曾つて國民黨に對し彼等にソヴエート區との通商を許可せんことを公然と要求したが、それはソヴエート區に紙や木材等があるからである。

一部の中國商人は經濟封鎖はソヴエート區の經濟利益に打擊を與へるのみならず、國民黨區域內にもその影響を及ぼしてゐると公然と說いてゐる。

軍閥中國の特殊な條件下に於ては、多少賄賂を使へば物事は萬事解決することは誰でも知つてゐる。たゞ國民黨の下級軍官及び兵士に心附けを送りさへすれば、ば容易に貨物を通過せしむることが出來るのである。かゝる現象は多かれ少なかれ國民黨領土の一切の邊境に於て見ることが出來る。

しかし最も主要なるものは、國民黨領土内の勞農大衆のソヴエートに對する援助と同情である。一つの例を擧げれば、紅軍第十軍の區域(卽ち贛東北)に於ては、五月一日のメーデー——一九三二年の——にソヴエート政府の招待により、國民黨區域から一千五百人の勞農が該ソヴエート區へ參觀に來た。彼等は大量の貨物を携へてソヴエート區に來り、又ソヴエート區に於て幾多の生產品を得て歸つたが、これらの工人と農民は今後如何なることがあつてもソヴエート區との相互的貿易を發展せしむべく約束したのである。我等はこゝで只一つの例を擧げたに過ぎないが、國民黨新聞が每日幾多の事實に就て報道してゐる如く、勞農大衆が禁令に反對しソヴエート區と通商してゐる事實は枚擧に遑がないのである。

故にソヴエート區の黨と政府機關は經濟政策上の任務として上述の一切の辦法を直ちに實行することが必要である。言葉を換へて言へば、第一次全國代表大會が經濟政策に就て通過した一切の法令及び中國共產黨中央が最近ソヴエート區經濟狀態改良のため通過した幾多の指示の中に規定された辦法を直ちに實行に移すことが必要である。

黨はこれらの一切の政策を決定し、斷乎としてこれを實行し、以て紅軍に對する日常の給養を保證し、ソヴエート區内の勞農大衆の物質生活を出來る限り改良せねばならぬ。

同時に我等はソヴエート中國の經濟問題の徹底的解決は、中國革命の最後の勝利と密接に聯繫し、少くとも國内の一切の最も主要なる商工業中心地に於ける革命の最後的勝利と聯繫してゐることを明白に知らねばならぬ。

ソヴエート政府は現在その經濟政策を實行するに當り大なる靈活力をもつことが必要である。ソヴエート區の經濟政策は須らく具體的であつて、夫々の區域の經濟狀態に依據し、土地に依つて相異なるべきである。

ソヴエート政府は現在その經濟政策を實行するに當り次の事態に考慮を拂ふべきである。第一、ソヴエートは各區域に於ける經濟發展の狀態と程度を觀察すべきである。第二、舊ソヴエート區とともに新ソヴエート區に更に注意を拂ふこと、第三、某一區域がソヴエートを鞏固ならしめて根據地とする必要のある區域であるか、或は紅軍が臨時に通過する區域であるか、或は臨時に占領する區域であるか等を觀察し、若しこの最後の場合の區域内に於けるソヴエートの經濟施設が、宣傳、煽動的性質を多分に帶びてゐる時は、大衆に對してソヴエート政權の優れた點を直ちに明らかにすることに注意すべきである。

古い、安定せるソヴエート區内に於ても、共產黨は更に靈活にして更に具體的條件に適したる辦法を實行すべく、この辦法は實際上に於て長期に亘り紅軍の給養を改良し、勞農大衆の生活を改善するものでなくてはならない。

要するに中國ソヴエート區、黨部及び各級ソヴエート機關がよくこの原則と順序とに依據して、その經濟政策を實行すれば、必ずやソヴエート區の經濟狀態を大いに改良することが出來るであらう。(完)

三、ソヴエート區に於ける經濟恐慌

本文は支那ソヴエート區に於ける經濟恐慌に對する支那ファシストの考察であるが、共產黨方面の文獻をも引用し、經濟恐慌の一班を或る程度まで描寫してゐるので、玆に譯載することゝした。(上海H譯)

一、第五次圍剿運動の特徵

歷史の教訓を熟考する事は史實それ自身に對する一つの理解となるのみならず、その理解によつて吾人の智慧を啓發する鍵となり、新たなる道を打開し、新たなる局面を展開するものである。これと同樣に江西剿匪運動歷次圍剿の教訓の熟考も吾人をして往昔の戰蹟の記憶に對して一種の感傷的な弔意を催ふさせるのみならず、我等に對して一つの艱難苦痛に充ちた前途——如何にして民族復興の現下の窮局を打開するかといふ事を照示するものである。現在第五次圍剿運動の序幕はかゝる照示のもとに江西省內で展開してゐる。今回の圍剿の表面、外形は往昔のそれと何ら異るところなく單に數學上から一、二、三、四、のあとを繼いで第五次に進展したに過ぎないやうに見えるが、併しその內質の發展及び事前事後の環境條件の配備は時間、空間の懸絕を除いても極めて明瞭であり、又精神的、技術的諸案件も特殊な發展をなし、以てこの偉大にして嚴重なる今同の圍剿運動を形成してゐるのである。

第五次圍剿運動の特徵の精神的方面に於ける表現は廬山軍官訓練團の開設である。この訓練團の訓練は時間上表現されたところは短々僅か二週間、四百三十六時間に過ぎないが、實質的には江西に駐屯する各剿匪部隊全體の下級幹部、營長、連長、排長が次から次へと順番に、こゝで二週間の艱苦に充ちた洗禮を受けたのである。每日の課程はたゞ山を渡り、冷水で顏を洗ひ、急遽集合すること及び統帥に關する訓辭で、その他のことは何もしないのである——。併しこれとても各個人の精神を一刻と雖も一種の興奮、緊張した狀態に置かないことはなく、各人の血液細胞を每分

毎秒沸騰、跳躍せしめ、彼等をして民族を認識せしめ、領袖を認識せしめ、更に敵を認識せしめ、數千萬の分散した單獨の心を結成して連環した一つの心となし、身を堅く持し、緊張して前進せんとする新たなる氣風がこの時各人の心靈の中に浸透し、一つの清朗にして明瞭な民族復興の觀念を閃めかしたのである。而してこの第五次圍剿進行中に彼等が表現した一種の勇敢に前進し、死をも恐れないといふ事實は軍官訓練團が擧げた成績の有力なる具體的な答へである。

次に技術方面に於ける表現は經濟封鎖政策の逐次的實施である。經濟は生活の主要條件であるが、我等はこの一點を捉へて匪區に封鎖政策を施し、ソ區に對して確かに救ひ得ざる致命傷を與へてゐる。この點に關して蔣委員長は剿匪會議の席上に於て曾つて次の如く述べた『匪區の嚴密なる封鎖は我々の一つの最も重要なる戰略である。今後匪區に對する封鎖の種々の方法は必ず嚴重切實に實行すべく、このことは土匪に對する作戰に比すれば更に重要である！我等上下各級官兵、殊に各主管長官及び參謀長は特に責任を以てその實行を監督、檢査し、「敵をして一粒の米、一杯の水をも外から得ざらしめ、蟻の這ひ出る隙もないほどにしなければならぬ、故に重要地點では要隘、堡壘、包圍線、分れ道に論なく封鎖が嚴密を缺ぐやうな疑ひがあれば我等は必ず種々の方法を以て檢査、防備し、事情の監督、指導は我等高級長官によつて嚴重に勵行し、切實に實行し、緊要なところへは自ら出馬すべく、參謀や他の暇のある人に代行を委せておくのは宜しからず、かくては必ずや有害無益である。また江西のこの地方には水路が四通八達してゐるから陸上碉樓（高いとりで）關所、封鎖線等を設けるだけでは封鎖を完全ならしむることは出來ない。故に水路或は各河江の沿岸を特に嚴重に封鎖し、如何なる船も匪區に近寄ること或は匪區の近邊に留まることを絶對禁止し、特に彼等が夜間に忍び込むのを防止しなければならぬ』と。言ふまでもなく、一種の單純な軍事的進擊に對しては赤匪は遊擊戰術を用ひ、種々の狡猾なる手段を用ひて巧みに不意打ちを試みることが出來るが、かゝる嚴重なる封鎖政策の下に於ては彼等も生存條件を超越するやうな技術を用ひて一時逃れをなすことは出來ないのである。故に現在ソ區内に發展せる經濟恐慌の現象は益々擴大、深化してゐるがこれは必然的な結果である。次の如き共產黨自身の文獻に於ても經濟封鎖政策が彼等にとつて一つの重大なる打擊であることを明らかに指摘せざるを得ないのである。

『我等は一方に於て敵（剿匪軍を指す）の經濟封鎖の下にあり他の一方に於ては、長期の戰爭の環境の下に處してゐる。この兩者はソヴエート經濟の特點とその發展に影響せざるを得ず、ソヴエート經濟をして更に複雜なものに變化せざるを得ないのである』

『敵の經濟封鎖の下に於ける工業生產品の極端なる缺乏と騰貴は自らソヴエート區の勞農の生活水準に影響し、彼等の生活を惡化せしめてゐるが、これは廣汎なる勞農大衆に對する最も重大な問題で、かゝる狀態の繼續は勞農聯合の强化に對して云ふまでもなく不利である』（「共產黨機關紙「鬪爭」第十一期所載、洛甫の「ソヴエート經濟發展の前途」を見よ）

『中央ソヴエート區は本來非常に多く米を產出する地方であるが、本年は一部に非常な恐慌が起り多くの勞農大衆が食用米に不足し大なる困難を感じてゐる。これは嚴重に注意すべきことである。その原因は帝國主義國民黨の反動統治が絕望的な擾亂を試みる中に於て政治上、軍事上の一切の力を使用するのみならず、經濟封鎖政策を採用し、以て工業品を減少せしめその價格を高騰せしめたためであるが、そのため民衆は日常必需の工業品を買ふため新米を最も賣り易い相場で賣却せざるを得ず、一般奸商、富農は機に乘じて市價を操縱し、新米の相場を驚くべき程度まで引下げ、最低價格で大量の糧食を買ひ入れ或は倉に積んで相場の高騰を待ち或は外部へひそかに運び出し、又本年の舊米は食ひ盡して新米が未だ實らざる時に大衆をして食用米に不足せしめ、又金を出して高い米を買はしめ、奸商、富農は再び機に乘じて相場を操縱し米價を非常に高くつり上げ、甚だしきに至つては高い相場でゝも容易に買ふことを得ざらしめたが、これが本年の恐慌を造成した主要な原因である。』（「中央人民委員會布告第廿一號を見よ）

經濟封鎖政策は實質的に具體的な効果を收め赤匪をして狼狽驚愕せしめ、以てこのために滅亡せしめんとしてゐる。いふまでもなく精神訓練と經濟封鎖は第五次圍剿中の二大特徵であるが、本文は經濟恐慌現象の暴露に重きを置くを以て、單に直接的關係ある經濟封鎖政策のみに就て記述し、間接的な關係の精神訓練に就ては省略することゝする。

二、經濟恐慌の一般的現象

經濟封鎖の範疇は極めて廣汎にして、單に某物質の一項に限られたものではない。赤區は經濟封鎖實施以來經濟凋落し、物品は減少し、現金は缺乏を來し、物價は騰貴し、生產は減退し、生產品も亦賣却の法がなくなつたのは固より必然的な現象であるが、最も重大にして根本的な問題は一切の日常生活の必需品の來源が斷絕したことである。米と鹽と油は人生に於ける必要缺ぐべからざる日常生活品であるが、匪區に非ざる區域及び半匪區には凡て食鹽及び石油公賣所が設置され、計畫、制限ある封鎖をなしてゐるのでこれらを入手する源がないのである。かくてこの種の恐慌現象は單に經濟上の缺乏なるのみならず、內體上の缺乏となつてゐるのである。

經濟封鎖がソ區に經濟恐慌を發生せしめてゐることは疑ふべく

もない事實であるが、この恐慌現象は如何なる方面に發展してゐるであらうか？　又その恐慌の深さは如何？　これは一つの事實問題で吾人の大いに注意を要すべきところである。併しこの種の政治とは相矛盾する形態の下にあつては、ソ區は一個の自由行動をとり得ざる特殊地域となり、親しくこれを目擊する術なきを以て、今はたゞ彼等自身が記述した文獻に基づき各項に分つてその恐慌狀態を記述することゝする。

一、米　米は人生の主要糧食であるがソ區は封鎖されて以來、重大なる米の恐慌が發生してゐる。

『中央ソヴエート區の多くの地方に於ては糧食問題は明らかに一つの重大なる問題となり、その嚴重性は次の事實の中に表現されてゐる。(一)或區域には糧食缺乏し、上杭、汀州、零都、瑞金等も悉く糧食の缺乏を感じてゐる。特に汀州、上杭が甚だしい（上杭邊區は白軍の影響を受けたため食ふべき米もなくなつた）(二)糧食の價格は高騰し、我等が得た報告によれば粗米一石の價格は汀州に於ては十八元三角に高騰し（上杭は更に高い）瑞金は約十五元餘、零都は十三元三角となり、博生は十二元九角、虔縣は十一元九角、興國は十一元三角となつてゐる。汀州、瑞金一帶の糧食の缺乏とその價格の騰貴は直接東南戰線及び首都の紅軍部隊及び政府機關の給養に影響し、同時に都市の工人及び貧民の生活にも絕大なる影響を與へてゐる。この事實は我等の驚と政府の嚴重なる注意に値する問題である』（中央機關誌『鬪爭』第十一期を見よ）

『近來糧食は缺乏し、米穀の價格は一日々々騰貴し、一部の地方に於ては金があつても米を買ふことが出來ず、このため大衆は食用米がなく、每日たゞ蔬菜、雜糧のみを食ひ、甚だしきに至つては樹皮、草根を食つてゐる、これは眞に一つの重大なる現象である』（人民委員會命令第五十四號を見よ）

米の恐慌狀態はかくの如く嚴重であるがその結果、この嚴重なる危機を打開せんがために奪掠手段を採用してゐる、例へば『警衛第一營は通山、武寧、修水邊境へ米四千擔を搬入し、警衛第二營は山漫及び修八區へ米四千石を、警衛第三營は平江、通城、臨湘邊界へ米二千擔、平江警衛營は南江、虹橋等の各地へ米一千石、警陽警衛隊は米一千石、宜春警衛隊は米五百石を搬入すべし。紅軍及び各部隊はその搬入したる前記の額の米をソヴエートへ納付してこれを貯藏すべし』といひ、又最近招集された十七縣經濟建設大會に於ては次の如き決議案が作成された。

『糧食問題

一、糧食調節局のない縣にはソヴエート主席團及び國民經濟部が直ちに適當の人材を派遣して糧食調節工作の準備をなさしめ、九月十五日までには各縣に一つの糧食調節局を設立し、又大なる鄉村には糧食調節局支局を設けること、

二、各縣は全力を以て社員三百人、資本金三百元の糧食合作社（協同組合）を各鄉に設立し、九月十五日以前に資本金の拂ひ込みを終り、營業を開始すること、

三、各縣が設立すべき穀物倉庫及び各鄉糧食合作社の穀物倉庫は八月末までに一律に建立（或ひは修理）さるべきである』

この決議案の外に一つの競爭規約があり、その擧げた成績を相互に競爭せしめ、以てこの深く陷入した泥沼から拔け出でんことを企てゝゐる。

二、鹽　鹽は封鎖政策實施後自由に購買することが出來なくなり、各地に悉く公賣處が設立されてゐる、購賣方法は一日一人三攴の購入を許し、五人の家庭は十五攴、その他もこれに準ずることに規定されてゐるが、鹽の購入には證據、例へば民證、戶籍登記證等が必要である。ソ區は鹽の恐慌のため狼狽その極に達し、俘虜の自白によればその情形は次の如くである。『三、四日或は一週間の間一兩（十六兩が一斤）の鹽も得られないことが往々あり、食鹽の代用品たる鹹菜、鹹肉等も三ヶ月前に既に水に溶かして食ひ盡し、現在では食鹽に對する要求は米飯に對する要求よりも急である。假令鹽はあつてもその値段は一斤二元に高騰し、一人の量は一日一攴を超過することを得ず。彼等がひそかに鹽を搬入する方法は外部（即ち匪區に非ざる區域）から紙、或ひは木綿の着物に鹽を浸透せしめて匪區へ入り、熱湯によつてそれから鹽をたき出し、それを食用に供してゐる』その苦境は思ひ知るべしである。

又貴溪方面の如きは鹽の恐慌のため二百餘の製鹽場で作つた鹽が一元で僅か十兩しか買ふことが出來ず、奸商がひそかに取扱つてゐる鹽は一元で僅か八兩しか買ふことが出來ない狀態である。

三、現金　經濟と金融は因果關係によつて聯繫してゐるが、經濟恐慌が既に發展してゐるので金融活動も自ら停滯し、特に封鎖政策の下にあつては一際の對外貿易が嚴重に斷絕されてゐるので生活必需品の缺乏、恐慌を來し、その結果、普通の狀態より數倍も多くの現金が地下層に於て暗に動いてゐる。故に現金の缺乏は封建政策下に於けるソ區の當然の現象で、『現金の不足及びそれより起る金融上の困難は明らかにソヴエート政府當面の重大問題となつてゐる』。これは共產黨自身の叫びであるが、このため十七縣經濟建設大會は次の如き決議をなしてゐる。

『一、封建主義と封建主義的殘滓を徹底的に肅清し、國家の財政の收入を增加し、ソヴエート政府を强固ならしむるため地主に罰金を課し、富農から寄附を徵收する工作を充分に執行する必要あり、各縣は須らく財政人民委員會が貨幣準備問題に關する文書中に於て指摘した任務を徹底的に執行すべく、特に各級沒收委員の組織を健全ならしめ、區、鄉兩級政府は專門員を指定してこの工作をなさしめ、各縣が割當てられた金額を、中央政府が定めた期日までに調查しなければならぬ。

二、各省ソヴエートは籌款（金を調達する）工作團を組織し、各

地へ派遣して籌款工作を檢査督促すべきである。』

四、一般恐慌　右の三つの主要物品の恐慌の外にソ區の經濟恐慌の潮は實際に於て廣汎普遍的に氾濫し、凡ての部門の中へ深く浸入してゐる。言ふまでもなく一切の生產事業はソ區內に於ては悉くその經濟的意義を消失してゐるが、併しこの廣汎なる經濟恐慌が到來して以來は、此等の經濟的意義を消失した所謂生產事業は悉く重大なる打擊を蒙つてゐる。『七月中に我等は一つの極めて普遍的な、重大問題を發見したが、それは各地の生產部門に停業、閉鎖、休業の現象があることである。各縣區の國民經濟委員會はたゞ消費組合及び分配の問題に注意して生產問題を忽視し、一般の農業生產のみを注意して工業と手工業生產を忽視してゐる。與國の如きは六個の陶器、五個の金物、二個の製紙工場が停業してゐるが、その他の各縣も同樣で、甚だしきに至つては炭坑(零都)鐵工場(勝利)などさへも停業してゐる。』これが共產黨の經濟恐慌に對する告白である。

ソ區內の經濟恐慌の潮は封鎖政策の實施により澎湃として起つたが、これは決して偶然ではなく必然である。少しく深刻に言へばこの恐慌の潮の氾濫はソ區內に於ける各個人の生存の根本生命力を破壞し、生理的に「人」の生存條件を粉碎し自滅へと導いてゐる。又一步退いて說明すれば經濟的衰落と凋落によつて、その政治組織と理論的基礎も影響を受けて動搖し、遂には瓦解、崩潰するに至るのである。この恐慌の潮は決して停止せず、赤匪が最後的に消滅する前までこの潮は引續き高漲し、赤匪の生命の沒落もこの事實の中に宿命的に定められてゐるのである。

三、經濟恐慌の他の一面

ソ區內の經濟恐慌の氾濫と深化は土逃の如くであるが、この恐慌現象は他方面に於て査田運動の中にも表現されてゐる。土地革命の標榜も亦共產黨の民衆欺瞞の一つの主要なる策略であるが、ソ區の土地問題は屢々分配に關する欺瞞的な意義をもつてゐたので、たゞその混亂を益々深め遂にはその解決が全く不可能となつてしまつたことは既に筆者の「ソ區土地問題」の中で詳細に叙述したが、今回ソ區內に發生した査田運動は即ちこの混亂の深化であつて、筆者の從前の斷定を實際に立證するものである。——この混亂の深化は同時に經濟恐慌か日一日と重大化しつゝあることを表明するものであるが、今その意義、辦法及び結果を以下に於て叙述することゝする。

甲、査田運動の意義

査田運動は民國二十二年の秋に發生したものである。これより先六月十七日から二十一日までソ區の中央政府は瑞金、會昌、零都、勝利、博生、寧化、石城、長汀等八縣貧農團代表の査田運動大會を召集したが、この會議にも亦次の如き決議がある。『……併しこのことはソヴエート區內の一切の封建的勢力が既に最後的に消滅したと云ふことを意味するものではない、實際の情形に就いて云へばかゝる封建的殘餘勢力は幾多の地方にまだ多かれ少かれ存在してゐる。幾多の地方に於ては尙地主が富農、中農、貧農の假面を被つて土地を取得し、富農は中農の假面を被つて良田を取得し、又地主、富農が中農、貧農の假面を被てソヴエート、紅軍及び地方武裝中に混入してゐる事實がある。地主、富農はまだ幾多の地方のに於て反革命團體を組織し、革命に對する破壞を進めてゐるが、大會はこれは當面の一つの重大問題であり、この問題の迅速なる解決は當面の一つの重大任務であると認める、而してこの問題の解決はたゞ廣汎激烈なる査田運動を通じてのみ可能である……』かくてこの二つの大會中に査田運動の發動が決定されたのであるか、その決定は亦査田運動の意義を說明してゐる。毛澤東も臨時中央機關報『紅色中國』の中に於て同じ樣な論評を試みてゐる——

『査田運動は即ち階級の檢査であつて我々はソヴエート機關、紅軍、地方武裝及び民衆團體中に混入せる一切の異分子を肅淸し、豪紳、地主、富農から稅をとり立て豪紳、地主、富農の土地を沒收し、雇農、貧農、中農にこれを新たに分配しなければならぬ。』

『……疑ひもなく査田運動は一つの非常に激烈なる階級鬪爭であつて、これは敵階級の殘存勢力を消滅し、富農の階級的勢力を薄弱ならしめ、彼等の土地革命の成果竊取に打擊を加へる一つの鬪爭である。この中に於て吾人は須らく雇農、貧農——最も廣汎なる基本的農民大衆を動かして査田運動の先鋒隊となし、同時に中農との聯合を鞏固ならしめなければならぬ。我等は大々的に雇農、

貧農、中農の階級的自覺及びその積極性と組織力を引上げ、査田運動の中から新たなるソヴエートの幹部を引拔かなければならぬ』

『査田運動と密接に聯繫した戰鬪的任務はソヴエート機關の工作の改良と積極化である。査田運動の中に於て我等は須らく運動の檢査と肅反（反革命分子の肅清）工作を同時に積極化し、黨、ソヴエートに混入せる一切の敵階級の偵察を徹底的に肅清しなければならぬ。故に査田運動は決して土地問題のみの單獨工作ではなく、ソヴエート全機關を動員すべきものであり、特に勞農檢察人民委員會と國家政治保衛局を動員してこの戰鬪的任務を完成しなければならぬ——』

ソ區自身も『査田運動は一つの非常に激烈なる階級鬪爭である』となしてゐるが、政治的宣傳は事實の眞相を抹殺することが出來ない。明らかにソ區内に現在發展してゐる査田運動は彼等の言ふやうなものではなく、恰度その反對である。それは全く一つの内部分裂鬪爭の暴露であつて、權力を有するものがその權力を利用し、査田運動を撓しつゝ異分子を排斥し、私慾を滿さんとする一つの鬪爭である。この一事實は次の二つの範疇から說明することが出來る。その一は土地問題に屬し、一は政治問題に屬するものであつて、土地問題に於ける意義から觀察すると査田運動はその一貫した誤れる主張を繼承して分配を無制限に深く進めんとするものに過ぎず、而して分配の深化は混亂の再擴張、延長である。

政治問題から觀察すれば、査田運動は完全に政治的意義を以て査田、査階級の標準となし、査田、査階級は單に一種の政治的手段であつて、査田運動の實際的意義は一種の政治的なものであり、純粹に内部分裂鬪爭の滑稽さを扮飾せんとするものである。併しこの査田運動は現在に至るまで尙之を停止する旨明白に宣告されたことがない。

乙、所謂査田運動の辦法

査田運動發動以來ソ區の人民は一つの大恐怖の襲來を感じ、常に一種の恐怖に滿ちた苦痛の中に陷れられてゐる。故にこの査田運動は上述の内部分裂と鬪爭の意義を有すると同時に實際に於て第五次圍剿中の封鎖政策に對する對策として着眼されたものである。上段に於て既に說明した如く、ソ區は國軍の經濟封鎖實施後内部は大恐慌を來し、瑞金、興國、勝利、博生、零都、干縣、上杭、長汀、宣化、河東、石城、會昌、新泉、尋鄔、武平、安遠、信豐等十七縣の經濟建設大會を招集し、三百萬の經濟建設公債の賣捌き、消費組合員を五十萬まで增員し、糧食合作社員をも五十萬まで增加し、百七十二萬三千元の資金を調達して、米穀倉庫及び糧食調節支、分局を設立し、査田運動を擴大すること等六項の決議案を議決した、共產黨は『經濟建設工作は絶對に和平的事業に非ずして全階級鬪爭の一部であり、我等はそれを全體の革命工作から區劃し單獨にそれを進行せしむることは絶對に出來ない。我等は廣汎なる紅軍擴大運動、査田運動、選擧運動、勞働法執行檢査運動等の工作と最も密接にこれを聯關せしめて始めて經濟建設工作の順調なる發展を保障し得るのである。』となしてゐる。故に査田運動は次の四大任務を負ふものである。

一、紅軍擴大、七、八、九、三ヶ月間に瑞金、會昌、零都、寧化勝利、博生、石城、長汀等の八縣は少くとも八萬の紅軍を創造すべきこと

二、公債の賣捌き、七、八、九三ヶ月間に瑞金、會昌、零都、勝利、博生、寧化、石城、長汀等八縣は三百萬の經濟建設公債を賣捌くべきこと。

三、資金調達と糧食徵集、七、八、九三ヶ月間に瑞金……等八縣は經濟建設公債賣捌きの外八十萬元を調達し、又戶口調査をなして、各戶には最低限度の糧食のみを殘し、最短期間内に糧食を集中すべきこと。

四、恐怖的觀念を鎭壓すること。

かくてソ區内の人民は堪へ得ざる壓迫を加へられ、その苦痛は筆紙のよく盡すところに非ず、現在に於ては苛捐、雜稅の外にかくの如き重大なる搾取を受けなければならないのであるが、共產主義の眞義とは果してかくの如きものであらうか？　併し火急の救助を要するソ區の人民は彼等の血液が全部搾り出されてしまふことを恐れ、かゝる負擔に應じ得ないのである。人世の慘苦、これに及ぶものがあらうか？　査田運動の辦法に關しては六月十七日瑞金等八縣のソヴエート區責任者の査田運動大會に於て次の如き決議がなされてゐる。

『(一)政府の各部門は須らく一致動員し、殊に土地人民委員會、勞農檢察人民委員會、裁判部、政治保衛局が査田運動の主要なる指導の責任を負ふべきのみならず、財政、軍事、國民經濟、教育及び内務の各人民委員會も亦査田運動の中に各種の必要なる工作を進めなければならぬ、又各政府主席と主席團は全査田運動指導の責任を負ふべきである。

(二)縣、區、鄉三級ソヴエートには査田委員會を組織して各級政府に隸屬せしめ、同會をして査田運動指導の責任を負はしめ、その委員は政府の責任者の外に政府外各機關中の責味者を包含しなければならぬ。

(三)縣ソヴエートは直ちに本月中の査田運動計畫を制定し、今後は每月末に翌月の査田運動計畫を制定すべきである。

(四)區、鄉ソヴエートは鄉ソヴエート主席、貧農團主任の會議を開き全區の第一週間の工作を計畫し、以後は一週間每に一度工作を計畫、並びに檢査すべきである。距離遠隔なる鄉は二週間每に區ソヴエート會議を開くことゝなし得るも、距離遠隔ならざる鄉は必ず一週間に一度會議を開き、査田運動の迅速なる展開を促進すべきである。

(五)鄉各級の動員方式に就ては次の過程に注意すべきである。一、鄉代表、二、工會、三、貧農、四、婦女代表會、五、赤衛隊と少先隊、六、その他革命團體、七、村落民衆大會、これらの機關團體及び民衆大會を通じて始めてよく最大の力量を動員して査田運動に加入せしむることが出來るのであつて、一切の範圍の縮小及び簡單なる辦法を圖ることは悉く誤謬である。

(六)縣ソヴエートは査田運動訓練班を作り、各鄉から一人を選び、十日間で修了することゝし、第二班も亦同樣にして開設する。これは鄉ソヴエート代表、貧農團及び工會中より最も積極的な分子を選拔して訓練を受けしめ、訓練終了後各鄉へ派遣して査田運動を指導せしむるものであるが、先進せる區鄉は落後せる區鄉の工作を援助し、七、八、九三ヶ月中は毎月三班の訓練班を開設すべきである。省ソヴエートは先進縣區より積極分子を選拔して査田運動訓練班を開設し、落後せる縣區の査田運動指導に彼等を派遣すべきである。

(七)査田運動を有力に進行せしむるため、政府各委員會の組織を直ちに健全なものとし、特に兼職を解き、簡單に人員を異動する習慣を廢止し、必要なる工作人員を增加すべきである。

(八)鄉には沒收分配委員會を組織し、委員は貧農團から組織して鄉ソヴエートの下に隸屬せしめ、地主、富農の土地財產沒收、分配の責を負ふべきである。』

又ソヴエート中央局は六月二日毛澤東の發した訓令に基づき、査田運動に關する決議案を公布したが、その中には次の如き決議がある。

『特に注意すべきことは第一に雇農及び農村中の工人の査田運動指導作用を發揚することである。これによつてソヴエート區の工作人員は工會と密接な聯絡を取り、工會を通じて農村中の工人の積極性を發展せしめ、彼等をして査田運動の先鋒としなければならぬ。第二は中農大衆との聯盟を特に注意することである。中農は革命後ソヴエート農村中の最も廣大なる基本的大衆であつて、一切の我等の處置と策略は須らく中農の贊助と擁護を獲得しなければならぬ。各貧農團とソヴエートの決定は必ず區或は鄉の民衆會議に於て中農の贊助と了解を獲得すべく、一切の中農大衆の疑は注意を拂つて傾聽し、中農の利益を侵さんとする如何なる企圖に對しても斷乎たる攻擊を加へなければならぬ。第三に地主と富農の區別を明瞭にし、地主の殘滓消滅の無慈悲なる鬪爭中に於ては富農消滅の企圖を許容せず、又我等は富農が土地革命の成果を竊取せんとする企圖に斷乎たる攻擊を加へ、彼等の餘分の良田を沒收し、彼等により多くの勞力を要する田地を分配しなければならぬ』實際上二十元もあれば富農と見做され、中農は何等存在の餘地なきを以て、この種の決議はたゞ漫然たる言葉に過ぎず、事實上實行の可能性はないのである。

丙、査田運動の成績

査田運動はかくの如くにして發動したが査田運動の成績は如何であらうか？ これは一つの注目に値する問題である。この點に關し毛澤東はその『査田運動初步的總決算』なる一文中に於て次の如く述べてゐる。『八縣査田運動大會後査田運動は大いに成績があがり、特に博生瑞金兩縣の成績は最も大きく、兩縣で總計二千餘戶の地主、富農を檢出し、黨とソヴエート工作中の幾多の不良分子を悉く掃蕩し、彼等を嚴重に鎭壓し、紅軍と地方武裝力の擴大、經濟建設公債の賣捌き……等々に極めて大なる成績を擧げた。最も良好なる例は壬田區にして、壬田區の査田運動は中央政府の工作援助の下に五十五日間に全區で三百餘の地主、富農を檢出し、十二の「古狸」を銃殺し、反革命活動を鎭壓し、ソヴエート工作人員中の嚴重なる錯誤を犯した分子を大衆の面前に於て檢擧し、ソヴエートに混入せる一切の階級的異分子を掃蕩し、全區に於て二萬七千擔の土地を檢出し、紅軍七百人を增加して瑞金へ送つて模範師となし、節約して紅軍に送つた米穀は千九百餘石に達し、經濟建設公債四萬元を賣捌き、地主富農からの强制的義捐金は七千五百元に達し、又彼等は今後とも檢查を受くべきことを承認した』と。又九月二十一日の『紅色中華』紙には次の如き記事がある。『勝利縣の査田運動は運動開始後一ヶ月半中に地主百二十戶、富農百九十六戶、政府中の階級的異分子三十餘名を檢出した……仙下、貫秩、田鄉は紅軍擴大にも毫も成績が擧らなかつた落後した鄉であるが、鄉主席が努力した結果、地主二戶、富農五戶を檢出し、又富農から金指輪一個「現金三十六元を沒收し、百六十四元の罰金を集め九十元の强制義捐金を取り立て紅軍七十名を增加した、石城縣の査田運動に對しては精神動搖し、土地部長鄧月逢の階級意識が薄弱であつたため、同縣ソヴエート主席鄧海如と氣脈を通じて査田運動に對して極めて消極的となり、從つてその結果は不良であつた。七、八兩月中に全縣で僅か四百四十戶の地主、百七十一戶の富農、六人の反動的商人、三人の高利貸を檢出したに過ぎない。寧化縣淮陽區の査田運動の成績は極めて良好で、七月中に紅軍七百餘名を增加した外、本月(八月)中に引續き三百餘名を增加した……』これとは反對に査田運動の成績良好な反面に於て人民の苦痛は益々加はり、査田運動の成績が益々良好になるのと共に、人民の苦痛は言ふに堪へないやうな狀態となつてゐる。共產黨は曾つて次の如く言つた。『査田運動は民衆を脅迫して紅軍となし、公債を購入せしめ義捐金を出さしめ糧食を節約せしむる方法である。若し紅軍擴大、公債賣捌き、現金、糧食の調達の成績が不良であればそれは脅迫の力が足りないのである！』と。この一句は我等に對して一つの相反的な引證となるもので脅迫の力が大ならざる地方では人民の苦痛は必ずや比較的輕微なのである。例へば瑞金は赤匪の古

根據地であるが、壓迫の力は大であるから人民の苦痛は甚だしく、從つて成績は比較的良好である。これは事實上に於て我等に幾多の證明を提供するものである。白色區の如きは査田運動發動後人民はその壓迫と剝奪に堪へず、相率ゐて逃亡したため二つの現象が發生した。その一は『逃亡反對十人團』の組織であつて、これは組織の力によつて人民の逃亡を防止せんとする積極的方面に屬するものである。他の消極的方面に屬するものは、『消極分子誣告』の罪名を藉つて一般人の辯護となし、幾多の逃亡を準備せるものをして一時安心せしめ、過度の反抗運動を惹起せしめないことである。これを總ずるに、ソ區の査田運動は人民に對する一種の人を殺して血を見ずといふ政策で、運動の成績が良ければ良いほど殺人の程度も深く、ソ區の人民の苦痛は計り知ることが出來ないのである。

四、經濟恐慌とソ區の前途

經濟封鎖政策の實施はソ區內に重大なる經濟恐慌を惹起し、而して經濟封鎖政策は第五次圍剿運動中の一個の主要なる特徵であるが、我等は第五次圍剿が剿匪問題の核心、要點を摑んで居り、第五次圍剿の前途は必ず勝利を得べきことを確信するものである。

固より我等は一般の盲目社會科學者が固執するやうな經濟絕對支配論を率ずるものではなく、物質的條件の必要の外に精神的條件も同時に必要であることを認むるが、人類生活の比重の上から云へば物質的條件は先決的な要位を占め、人類の內體上缺ぐべからざる基本的條件である。第五次圍剿は既に精神上の訓練をなし自信を恢復し、士氣を鼓舞し、勇往邁進、萬夫を奮ひ立たしめてゐるが、同時に物質上に於ても經濟封鎖政策を實行し、人類生活の基本條件を捉へ、內外から挾み打ちして嚴重なる打擊を與へ、ソ區の前途は挽回し得ざる致命的な危機に直面してゐる。我等は國軍がこの二大戰略を斷乎として精確に運用すれば、ソ區自身が決議した幾多の第五次圍剿打開經濟計畫策略を泡沫となし得るのみならず、この戰略は赤匪今後の沒落の運命を規定し、歷史上永遠に殘る一つの記念となることを信ずるものである。

言ふまでもなく經濟封鎖政策が引續きその封鎖の堡壘を堅持すれば、ソ區內の經濟恐慌は脫出の法なきのみならず、引續き益々高張し深化することは想像し得るところである。深化が極點に達すれば全ソ區は歷史上未だ曾つて見られなかつた荒涼たる天地と化し、ソ區內の一切の生存者は釜底の魚の如き悲運に逢着することは勿論である。

赤匪の存在は中華民族生命力の侵蝕である……中華民族がよく復興し得るや否やには赤匪が消滅するや否やがその關鍵である。現在第五次圍剿は既に發動し、我等は中心的な優勝條件を握り、赤匪の命運が盡きるのは最後の五分間の奮鬪である。吾人は須らくこの最後の五分間の奮鬪を忘れてはならない。

一九三四年四月十四日　南昌にて

四、ソヴエート區及び共産黨に關する基本法規

一、中華ソヴエート共和國憲法大綱

—一九三四年一月第二回全國ソヴエート代表大會修正通過—

中華ソヴエート第一回全國代表大會は、全世界と全中國の勤勞大衆に向つて、その中國に實現すべき所の基本任務、卽ち中華ソヴエート共和國の憲法大綱を宣布す。

この任務は、現在ソヴエート區域に於いては旣にその實現を開始してゐる。但し中華ソヴエート第二回全國代表大會は、この任務の完成は、たゞ帝國主義國民黨の全中國に於ける統治を打倒し全中國に於けるソヴエート共和國の統治を建立した後にありと認む。且つその時に於いて中華ソヴエート共和國の憲法大綱は始めて更に具體化し、而して詳細なる中華ソヴエート共和國の憲法が成立する日である。中華ソヴエート全國代表は、謹んで全國の勞農勤勞大衆を號召し、中華ソヴエート共和國臨時中央政府の指導下に在りて、この基本任務を全中國に實現するために鬪爭するものである。

第一條　中華ソヴエート共和國根本法(憲法)の任務は、ソヴエート區域勞農民主專政の政權を保證し、これを全中國的勝利にまで到達せしむるに在る。この專政の目的は、一切の封建的殘餘を消滅し、帝國主義列强の在華勢力を驅逐し、中國を統一して系統的に資本主義の發展を制限し、ソヴエートの經濟建設を進行し、無產階級の團結力と覺醒のレベルを提高し、廣大なる貧農大衆をその周圍に團結し、中農と鞏固に聯合し、以て無產階級の專政に轉變せしむるに在る。

第二條　中華ソヴエート政權の建設する所のものは勞働者と農民の民主專政の國家である。ソヴエート政權は勞働者、農民、赤

軍兵士、及び一切勤勞大衆に屬するものであり、ソヴエート政權下に於ける、凡ゆる勞働者、農民、赤軍兵士及び一切勤勞大衆は、總て代表を選出して政權の管理を掌握する權利を有するも、只軍閥、官僚、地主、豪紳、資本家、富農、僧侶及び一切の剝奪者と反革命分子は、その代表を選出して政權に參與すること及び政治上に於ける自由の權利を有せず。

第三條　中華ソヴエート共和國の最高の政權は全國勞農兵ソヴエート代表大會となし、大會閉會の期間に在りては、全國ソヴエート臨時中央執行委員會を以つて最高政權機關となす、中央執行委員會の下に人民委員會を組織して常に政務を處理し、一切の法令と決議案を發布す。

第四條　中華ソヴエート政權領域内の勞働者、農民、赤軍兵士及び一切の勤勞大衆とその家族は男女、種族（漢、滿、蒙、回、藏、苗、黎、及び在華臺灣人、朝鮮人、安南人等）宗教を分たずソヴエート法律の前に於いては一律平等にして皆ソヴエート共和國の公民である。勞農兵勤勞大衆をして眞正に自己の政權を掌握せしむるため、ソヴエート選擧法は特に次のことを規定す。凡そ上述のソヴエート公民にして十六歲以上の者は皆ソヴエート選擧權と被選擧權を享有し、直接代表を選出して各級勞農兵ソヴエートの大會に參加せしめ、一切の國家及び地方の政治事務を討論決定せしむることを得。代表產出の方法は產業勞働者の工場と手工業勞働者、農民都市貧民の居住するところの區域を選擧單位となし、此種基本單位選出の地方ソヴエート代表は一定の任期があり、都市及び鄉村ソヴエート各種組織と委員會の工作に參加す。此種代表は須らく時に應じてその選擧民に報告をなし、選擧民は如何なる時に於いても被選擧人を撤回し或は更に新選擧を行ふ權利を有す。たゞ無產階級のみが廣大なる農民と勤勞大衆を指導して、社會主義に向はしめ得るを以て、中華ソヴエート政權は選擧時に於いては無產階級に對し特別の權利を與へ、無產階級代表の比例數を多からしめねばならぬ。

第五條　中華ソヴエート政權は徹底的に勞働者階級の生活を改善するを以て目的となし、勞働法を制定して八時間工作制を實布し、最底限度の賃銀標準を規定し、社會保險制度と、國家失業手當を設け、並に勞働者の生產管理の權あることを宣布す。

第六條　中華ソヴエート政權は封建的搾取を消滅し、徹底的に農民生活の改善を計るを以て目的となし、土地法を頒布し、一切地主階級の土地沒收を主張し、之を屬農、貧農、中農に分配し並に土地國有の實現を以て目的となす。

第七條　中華ソヴエート政權は勞農の利益を保障し、資本主義の發展を制限し、更らに勞勞大衆をして資本主義的剝奪から離脫せしめ、社會主義制度に向はしむるを以て目的となし、一切反革命時代の苛捐雜稅を取消し、統一累進稅を徵集し、嚴重に一切中外資本家のサボタージュと破壞の陰謀を鎭壓し、一切の勞農大衆に有利にして且つ勞農大衆の諒解する所の社會主義に向ふ經濟政策を採用す。

第八條　中華ソヴエート政權は徹底的に中國を帝國主義の搾取壓迫下から解放するを以て目的となす。中國民族の完全なる自主と獨立とは、帝國主義の中國に於ける政治上、經濟上の一切の特權を承認せざることを宣布する。又一切の反革命的政府によつて締結せられた不平等條約の無效、反革命政府一切の外債の否認を宣布す。ソヴエート領域内に於いては帝國主義陸海軍の駐劄は絕對に許さず、帝國主義の租借地は無條件に回收し、帝國主義手中の銀行、海關、鐵道、商業、礦山、工場等は均しく國有に收歸する。目前に在りては外國企業は新たなる條約の締結によつて生產の繼續を許すも、須らくソヴエート政府の一切の法令を遵守すべきものとす。

第九條　中華ソヴエート政權は極力勞農革命の中國に於ける勝利を發展せしめ、且つそれを保障するを以て目的となす。革命的階級戰爭を擁護し、且つ之に參加するは一切勤勞大衆の責任となし、特に普遍的兵役義務を制定し、過渡の志願兵役制から義務兵役に到達すべきことを宣布す。但し手に武器を取つて階級戰爭に參加するの權利は、たゞ勞農勤勞大衆のみに屬し、ソヴエート政權下の反革命と一切剝奪者の武裝は須らく全部これを解除すべし。

第十條　中華ソヴエート政權は勞農大衆の言論、出版、集會結社の自由を保障するを以て目的となし、地主資本家階級の民主主義に反對して、勞働者、農民の民主主義を主張す。地主資產階級の經濟的政治的權力を打破し、以て反動社會の勤勞者と農民の自由を束縛する一切の障碍を除去す。並に大衆政權の力量を以て印刷機關（新聞社、印刷所）集會所及び一切必要の機關を取得して、之を勞農勤勞大衆に與へて、彼等が自由を得るための物質的基礎を保障する。同時に反革命の一切の宣傳と活動一切剝奪者の政治自由はソヴエート政權下に在つては均しく絕對に禁止す。

第十一條　中華ソヴエート政權は徹底的に婦女解放の實行を保障するを以つて目的となす。婚姻の自由を承認し、各種女性保護の辦法を實行す。婦女をしてよく事實上漸進的に家庭の束縛より離脫せしむるところの物質的基礎を得せしめ、社會全般の經濟的、政治的、文化的生活に參加せしむ。

第十二條　中華ソヴエート政權は勞農、勤勞大衆の教育享受の權利を保障するを以て目的となす。階級戰爭の許す範圍内に於いて完全なる免費の普通教育を施行し、先づ青年勤勞大衆より開始する。並に青年勤勞大衆の一切の權利を保障し、積極的に彼

等を政治的、文化的革命生活に引導參加せしめ、以て新たなる社會的力量に發展せしむべきである。

第十三條　中華ソヴエート政權は勞農勤勞大衆の眞正なる信教の自由を保障するを以て目的となす。絕對的に政教分離の原則を實行し、一切の宗教はソヴエート國家に於いては如何なる保護も費用の補助も得る能はず、且つ一切のソヴエート公民は反宗教宣傳の自由を有す。帝國主義の教會はたゞソヴエート法律に服從する事に於いてのみその存在を許す。

第十四條　中華ソヴエート政權は中國境內少數民族自決權を承認する。同時に各弱小民族の中國を離脫して、獨立國家を成立する權利を承認する。蒙古、回、藏、苗、黎、朝鮮人等凡そ中國地域內に居住する者は完全にその自決權を有し、中國ソヴエート聯邦に加入或は離脫し、或は自己の自治區域を建立することを得。中華ソヴエート政權は現在此等弱小民族が帝國主義國民黨軍閥、王公、喇嘛、土司等の壓迫統治から脫離して完全なる自主に到達するを極力援助すべし。ソヴエート政權は、更らに此等民族の中に、彼等自己の民族文化と民族言語を發達せしむべし。

第十五條　中華ソヴエート政權は凡そ革命行動によつて、反動統治の迫害を受くる中國民衆及び世界革命鬪士に對しては、ソヴエート區域に保護を求めるの權利を與ふ。並に彼等が新に鬪爭力を恢復し、以て革命の勝利に到るべく之を指導援助す。

第十六條　中華ソヴエート政權はソヴエート區域內に居住して勤勞に從事する外國人に對して、一律にそのソヴエート法律の規定する一切の政治的權利を享有せしむ。

第十七條　中華ソヴエート政權は世界無產階級と被壓迫民族は、同じく此れ一條の革命戰線上に在り、而して無產階級專政の國家——ソ聯邦はその鞏固なる聯盟者であることを宣言す。

二、中華ソヴエート共和國土地法

——一九三一年十一月七日第一回全國ソヴエート代表大會修正通過——

プロレタリアートの指導する農民鬪爭は、繼續して發展し、日々に益々昂揚し、帝國主義軍閥は狂者のごとく抵抗しようとしてゐたが、ソヴエート運動はなほ向上成長し且つ擴大し、日々に益々中國の農民をして自己を武裝し、紅軍を組織せしめ、一縣また一縣の農民は、數千年來の封建地主豪紳の壓迫の下から解放され、これら壓迫者の土地を沒收且つ分配し、封建制度を打倒し、國民黨政權を廢滅し、勞農兵ソヴエート政權を樹立しつつある。この政權こそ反帝國主義及び土地革命を完成し得る政權である。中華勞農兵ソヴエート第一回全國代表大會は、地主の土地及びその他の大私有主の土地沒收を承認するが、土地の沒收及び分配に一つの統一制度をもたしめるために、第一回大會は、基本的な農民大衆と革命發展の前途の利益との基礎の上に立ち、次の土地法令を採用し、土地問題を解決する最良の保障たらしむ。

第一條　すべて封建地主豪紳軍閥官僚及びその他の大私有主の土地は、自己の經營たると賃貸たるとを問はず、一樣に何等の代價を給付することなく、これが沒收を實行す。沒收されたる土地は、ソヴエートを通じて、貧農及び中農において、これが分配を實行す。沒收されたる舊土地所有者は土地分配に關しては何等の權限も有することを得ず。農業勞働者、苦力、勤勞農民は、何れも男女を問はず、一樣に土地分配の權限を有す。農村に於ける失業獨立勞働者は、農民大衆の贊成の下に同樣に土地を分配することを得。老弱廢疾及び孤兒寡婦にして自ら勞働することを能はずしかも賴るべき家族なきものには、ソヴエート政府は社會救濟を實行すべく、或は土地分配に別に處理を行ふべきものとす。

第二條　紅軍はソヴエート政權を擁護し帝國主義を顚覆する前衛鬪士であるが故に、その地にソヴエートが成立せると、なほ反動統治であることを問はず、土地を分配すべくソヴエートにおいて、それに代りて耕作する手段を講ず。

第三條　中國富農の特性は地主または高利貸を兼ねてゐる點にあ

る。彼等の土地に對しては當然沒收すべきも、中農階級の土地は沒收せず、富農は土地沒收後に於いては比較的劣等地を分配することを得るも、一つの條件あり、すなはち彼は自己の勞働を以てその土地を耕作しなければならぬといふことである。

第四條　すべての反革命的組織者及び白軍武裝隊伍の組織者及び反革命に參加せるものの財產及び土地はこれを沒收す。但し貧農にして無自覺的に誘引されてソヴエートに反對したるものは其他ソヴエートの承認ある場合には例外とす。その首領に對しては、無條件的に本法令に依り執行すべきものとす。

第五條　第一回代表大會はすべての土地を平均に分配することこそ、土地に關するすべての奴隸的封建的關係を消滅し且つ地主の私有權より離脫する最も徹底的方法であると認むるも、ソヴエート政府は如何なる場合においても威力を以て實行することを得ず、また上より命令することを得ず、必ず農民に對して各方面よりこの手段を說明し、基本的農民大衆がこれを希望し且つ直接に擁護する場合にのみ、これを實行することを得。若し大多數の中農が希望せざるときは彼等は平均分配に參加ずることを得ず。

第六條　すべての祠堂廟宇及びその他の公共土地に對しては、ソヴエート政府は必ず無條件的に農民に給與すべきことを要求すべきものとす。但し此等の土地を執行及び處理する場合には農

民の自發的養助を得べきも彼等の宗教的感情を妨碍せざることを原則とす。

第七條　すべて稍富裕なる農民は生產要具に依り沒收地の分配を企圖するも、第一回代表大會はこれこそ富農が故意に土地革命の發展を阻礙し自己の利益を謀らんとする反動的企圖であると認むるが故にこれを嚴重に抑制しなければならない。地方ソヴエート政府は各農村の狀態に基き貧農中農に最も有利なる原則を選擇して土地を分配すべく、各戶の勞働力の多少と同時に人數の多少により、すなはち混合原則により分配を進行しまたは中農貧農に對しては人數に依り平均に分配する。富農に對しては勞働力を單位とし人數を補助として分配する（すなはち人數に依り平均に分配する地方においては、富農にして勞働力を有するものの分取する面積は人數に依り平均に分配され一人が分取する土地面積に等しい。）土地を分配するには、土地面積を計算するばかりでなく、土地の質（殊に收穫量）を評價しなければならない。土地を分配する場合には、出來るだけ適宜に土地改革を進行し、小地大畔等のごとき各種の封建的遺物を消滅しなければならない。

第八條　すべて封建領主、軍閥、豪紳、地主の動產及不動產、家屋、倉庫、家畜、農具等を沒收する。富農が土地を分取したる以上、その過剩の家屋農具家畜及び水車場製油場等も沒收しなければならない。その他のソヴエートを經由し、貧農中農の利益に基き、沒收せる家屋を住家なき貧中農に分配して居住せしめ、一部分は學校俱樂部、地方ソヴエート、黨及び青年同盟委員會、赤色勞働組合、貧農團及び各機關の使用に充つ。家畜及び農具は貧農及中農の各グループまたは各戶毎に分配し、或は農民の意向に基き自發的に各種の沒收農具を以て初步的共同組合を經營し、或は農民の主張及びソヴエートの同意の下に家畜農具取扱（經理）處を設立し、貧農中農の土地耕作に使用せしめる。取扱處は地方ソヴエートに於てこれを管理し、農民は一定の規程に依り、相當の使用料を納付することを得。すべて農具の修理取扱處事務員の給與及び新農具新家畜の購入は、農民が使用料の幾分かを納付せるものを以てこれに充當す。

第九條　地主豪紳の財產及び土豪を沒收すると同時に、口頭または書面に依るすべての小作契約を廢棄し、此等の財產及び土地に對する農民の義務または債務を取消し、竝にすべての高利貸債務の無效を宣布し、すべて舊地主が農民の自發的償還を約定する企圖に對しては、革命的法律を以てこれを嚴禁すべく、竝に農民が部分的に地主豪紳の土地を返却しまたは一部の債務を償還することを承認せず。

第十條　すべて水利、河川、湖沼、溪、森林、牧場、大山林は、ソヴエートにおいて管理建設し、貧農中農の共同使用に便す。

桑畑、竹木、茶畑、養魚地等は、稻田麥畑と一樣に、其地農民大衆の希望に依り、彼等に分配使用せしめることを得。

第十一條　實際的徹底的に、土地革命の利益を實現するために、中農勞農兵ソヴエート第一回全國代表大會は、農業勞働者組合、貧農團は、必要なる團體にして此等の組織はソヴエートが土地革命を實行するための堅固なる柱石であると認めることを宣布す。

第十二條　ソヴエート第一回全國代表大會は、ただソヴエート政權下に於いてのみ、土地及び水利の國有は、はじめて農民生活改良にとつての最も確乎たる方法であり、しかも事實上農村經濟を高度の社會主義的發展に轉化せしむるための必要段階であると認むるものである。但し實際この方法を實行することは、必ず中國の重要區域において、土地革命が勝利し、且つ基本農民大衆が國有を擁護するといふ條件の下においてのみ、はじめて可能である。當面の革命段階においては、ソヴエート政府は土地及び水利國有の利益を農民に對して說明せねばならない。但し現在においてはなほ土地の賃貸と土地の賣買を禁止せず。ソヴエート政府は同時に富農の投機と地主の原有土地の買戻を嚴禁せねばならない。

第十三條　地方ソヴエート政府は、若し其環境が許すべき條件の下にある場合には、左記事業を創設す。

一、荒地の開墾
二、移民事業の處理
三、現存灌漑の改良及び新規灌漑の建設
四、森林の培殖
五、急速に道路を建築し企業を創設し農村經濟の發展を促進す

第十四條　本法令は現存ソヴエート區域に適用すると同時に非ソヴエート區域及び新にソヴエート政權を奪取せる區域にこれを準用す。各ソヴエート區域において既に分配を實行せる土地にして本法令の原則に適合するものは、再分配を實行せざるも本法令の原則に適合せざる場合には、新に分配を實行せねばならぬ。

三、中華ソヴエート共和國勞働法

（一九三一年十一月七日第一回全國ソヴエート代表大會修正通過）

第一章　勞働時間

第一條　賃銀勞働者の勞働時間は本法規定に依り通常八時間を超

過するを得ず。

第二條　十六歳乃至十八歳の少年工の毎日勞働時間は六時間を超える事を得ず。十四歳乃至十六歳の幼年工の毎日勞働時間は四時間を超過するを得ず。

第三條　勞働者を有し、勞働者の身體健康に害を與ふる工業部門地下礦業、鉛其他帶毒性の中の勞働時間は通常勞働時間より須らく六時間又は六時間以下に減ずべし、勞働者の身體健康に危害を及ぼす工業種類及某種工業の毎日勞働時間は若干時を減ず、之は勞工委員會を制定し之を發布す。

第四條　午後九時乃至午前六時に勞働する勞働者の毎日勞働時間は通常勞働時間より一時間を減ず。——（通常八時間のものは七時間六時間のものは五時間其の他は類推す）

第五條　某工業部門の特別允許は勞工檢査機關並に職工會を經營するに非ざれば如何なる工業、如何なる季節勞働と雖も本規定時間以上の勞働をなすを得ず。

第六條　毎日の法定勞働時間内に、毎日半時間乃至一時間の休息食事時間を含み、賃銀を控除せず。

第七條　如何なる企業内の勞働者と雖も六ヶ月以上繼續從事したる者には少くとも四週間の休暇と賃銀を與ふべし。

第八條　毎一勞働は毎週須らく繼續不斷の四十二時間の休息を與ふべし。

第九條　法定休息日は勞働者全日休息し賃銀を給付すべし。一月二十一日レーニン、リーブクネヒト、ルクセンブルグ記念日、二月七日、五月一日、五月三十日、十一月七日、十二月十一日、——廣州暴動記念日、一月一日新年其他當該地方の革命記念日。

第二章　勞　銀

第十條　如何なる勞働者の賃銀と雖も、勞工委員會規定の最低賃銀額より少き事を得ず。各種工業部門の最低賃銀額は少くとも六ヶ月一日勞工委員會之を審査規定すべし。

第十一條　各種企業内（國家、合作者或は私人の）の實際賃銀額は勞働者（組合代表の勞働者）及企業管理人之を集體規定す。

第十二條　女工、少年工及成年工に拘らず同一勞働に同一賃銀を與ふべし。

第十三條　賃銀給付は現金とし（物品でなく）毎週或は半月一回之を給付し（半月以上超過するを得ず、如何なる方法による遲延をも許さず）直接本人に支給す、賃銀勞働はすべて本法を適用し十六歳乃至十八歳の少年工をも含む。

第十四條　勞工檢査機關及組合の承認許可したる特別勞働に對しては通常賃銀以外の勞銀を支給すべし。

第十五條　各種罰則及賃銀控除は嚴重に禁止す、損害賠償も亦禁止す。

第十六條　勞働者を雇傭する時、雇傭後如何なる時期と雖も勞働者の保證金、貯金制度は一律に禁止す。

第十七條　勞働條件は勞働者—（組合代表の勞働者）と雇主雙方の集團協同に生産と毎日の賃銀に根據してなさるべし。

第十八條　夜間の勞働賃銀は須らく通常賃銀より高く、八時間勞働のものは毎時間通常賃銀の七分の一、六時間勞働のものは通常賃銀の五分の一を增加すべし。

第十九條　工場主側の過失に因り勞働を停止したる時は賃銀を控除することを得ず（機械破損、原料不足、工場主のソヴエート法律法規を實行せざる場合等）

第二十條　勞働者か、選擧、職工大會、工場委員會、ソヴエート大會及其他の會議に參加出席のため勞働を停止する場合と雖も賃銀を控除するを得す。

第三章　女工及少年工

第二十一條　女工は勞働保護條件の一切を享受するの外、下列する特別女工保護條文を實行する。

第二十二條　女工の勞働は特別繁激、或は危險のある工業部門に於いては之を禁止す。婦人の勞働を禁止する工業部門は勞工委員會之を審査決定して公布す（地下礦業、ゴム、鉛、銅、水銀銀鑄物、其他の同樣の礦業に於いて溫度の過高度或は土木勞働の如き過低な勞働）

第二十三條　某種の特殊工業或は如何なる部門と雖も、四十斤以上のものを運搬する勞働には婦人勞働者を禁止す。若し某種の特殊工業或は勞働過程に於いて一部分の過重なる勞働をなす場合は、女工の通常勞働時間の三分の二を超過することを得ず。

第二十四條　十八歳以下の女工、懷孕中の婦人或は哺育中の小兒を育てる婦人は夜間勞働を禁止す。

第二十五條　體力勞働の女工の產前產後の休息は八週間とし、賃銀を給付すべし、（婦人の事務員或は書記の產前產後休息日は六週間とし賃銀を給付すべし）婦人の產前產後の休息期間中の賃銀は工場主側に於いて之を負擔し、若し已に社會保險部の成立せる場合は社會保險部之を給付す、女工の墮胎或は流產休息は二週間とし賃銀を給付す。

第二十六條　哺乳中の小兒を持つ婦人の勞働時間は三時間毎に半時間の休息を與へ小兒の哺乳を可能ならしめ賃銀を控除せず。

第二十七條　十四歳乃至十六歳並に十六歳乃至十八歳の幼年少年工は第二條に規定する勞働時間制限の外下列する特別保護條文を實行す。

第二十八條　組合と工場主との集體合同にて規定したる特殊の條文に從つて、工場主側の負擔設立による『工場』或は店舖學校を

設けて十四歳乃至十八歳の未成年工の技術熟練と普通教育をなす。

第二十九條　每一企業毎に未成年勞働者に關する年齡、勞働時間勞賃の完全精密なる登記をなすべし。

第三十條　十四歳以下の貸銀勞働者の雇傭は嚴重に禁止す。

第三十一條　一切の未成年工(十八歳以下)の夜間勞働を嚴重に禁止す。

第三十二條　特別に繁激或は有害なる工業部門に十八歳以下の未成年工の雇傭を禁止す——(礦業、運輸、製紙、製糖、製酒其他の有害なる勞働)。

第三十三條　舊來の徒弟制度或は其他の養成工制度の一切はすべて本法條文に除外し(勞働時、勞賃、待遇等)すべてこれ等は嚴禁し、且つ無效とす。

第四章　雇傭方法

第三十四條　勞働者を雇傭ぜんとする場合には須らく組合或は職業紹介所並に勞資雙方の集團合同機關を經てなすべし。

第三十五條　職業紹介所は須らく勞工委員會之を組織し、管理し私人の職業紹介所又は雇傭代理處の設立を嚴禁す。

第三十六條　勞働條件に關しては、(某一企業の雇傭する勞働者の勞賃、勞働時、未成年工、女工の衛生、安全裝置等の條文)勞資雙方の集團合同機關——雇主或は企業管理人と職工會の承認を經て決定すべし。

第三十七條　勞資雙方の集團合同機關の有效期間は一年を超過するを得ず、組合は有效期間滿期以前に之が取消要求をなし得。

第三十八條　所謂工頭の勞働者引入、買辨或は其他私人——代理處の各種の勞働契約請負制、工頭請負制は一律に嚴禁す。

第三十九條　過酷なる勞働者處罰及勞働者相互の勞働賣買或は勞資より職業紹介料控除を嚴禁す。

第五章　安全裝置及衛生

第四十條　如何なる機關、如何なる企業と雖も勞工檢査員並に衛生局、技術檢査院の檢査と認可を經るに非ざれば事業の開始進行又は企業移轉をなす能はず。

第四十一條　勞働條件並に勞働過程に、勞働者の身體健康に特別の危害を伴ふ企業、(過大なる溫度、濕度、或は有毒性)に在つては企業管理人は須らく勞働者に特別の保護衣服、保護眼鏡マスク、呼吸機械、石鹼及び特殊食品(油類又は牛乳等)を給付し、有毒性企業に在つては消毒藥品並に消毒機を給付すべし、此等の設備或は給付物はすべて勞働者に負擔さすを得ず。且法定期間內に勞働者の身體檢査を施行して其の保護を謀る。

第四十二條　機械には須らく安全裝置を設け適當なる安全裝置とこれの檢査、認可を經るに非ざれば新なる機械を設置するを得ず。

第四十三條　凡て勞働檢査員が某一企業が勞働者の身體健康及生命に危害を及ぼすと認める時は、本法規によつて當該企業の閉鎖を命ず。

第四十四條　雇傭期間中勞働過程中にあつて職業的疾病に罹りたる場合本法所定の勞働待遇と相合致したる時は全部の救恤費を給付すべし。

第六章　社會保險

(註)　社會保險の目的は特別準備の基金中より一部分を勞働者に支給するものにして、此等は勞働者の勞賃より支出し得べきものではない、救恤種類は以下の如し。

(甲)普通病、(乙)失業、(丙)不具疾病、(丁)母親及嬰兒、(戊)死亡——葬儀、(己)醫藥、(庚)家屋等。

國家合作社或は私人企業何れも社會保險の基金は雇主之を支出す。

職工會は社會保險法を建議し、社會保險機關を管理し、社會保險基金の徵集を管理又は監督す。

就業したる勞働者はすべて社會保險の救恤を享受し得。

第四十五條　組合と雇主間の集體機關は雇主の勞賃支出に關する條文の外、全勞賃額の百分の十乃至十五の特別基金を社會保險の爲めに支出することを特別に條文として規定すべし。

第四十六條　(甲)　疾病救恤は普通病または職業病を問はず醫藥費及就業し得ざる時間內の勞賃を支給すべし。

(乙)　如何なる企業と雖も二ヶ月以下就業し貧窮なる勞働者には貧困補助金を給付す。

(丙)　疾病救恤は罹病の第一日目より起算し、勞賃額と同額にまで達するを得、但し相當規定の最高限度を超過するを得。

(丁)　疾病救恤は職業病、不具者變人にも等しく支給す。

第四十七條　(甲)　職工會々員は就業後一ヶ年の後失業保險費を受くる事を得、職工會々員に非ざるものは就業後二ヶ年の後失業保險費を受くる事を得。

(乙)　失業勞働者は勞働紹介所或は當該組合に登錄又は文件にて證明を得て初めて失業救恤を享受す。

(丙)　失業救濟期間の長短は當該地域の情勢並に社會保險基金の如何によつて制限す。

(丁)　失業救濟期間內に於いて失業者が懷孕或は出產等の勞働能力なき場合は失業勞働者と雖も就業時間と同樣に醫藥費を免除す。

第四十八條　不具者、變人、並に老年者に關しては、勞働者が一般的原因或は特殊の職業病に因る部分的の起因によつて、部分

的又は完全に不具者、變人となりたる時は、特別專門委員會の檢査が此種の程度性質を經た後現金救恤を受く。

第四十九條　(甲)　女工の懷孕及出產期間は十六乃至二十週間の勞賃を全部領收すべし。

(乙)　出產前五ヶ月出產後九ヶ月內は女工を解雇するを得ず。

(丙)　此の外女工は出產嬰兒九ヶ月間の必需品購買に補助金を受くることを得、この補助金總數は二ヶ月の勞賃を超過するを得ず。

第五十條　(甲)　本法所定の社會保險條文は勞働者の公葬費救恤金を含む。

(乙)　凡て勞働者家庭は勞賃に依據するが故に、若し勞働者が死亡したる時は死亡救恤金を受く、この救恤金額は家庭の大小によつて決定す。

第七章　職工會及勞働保護

第五十一條　ソヴエート法律は職工會の行動、自由罷工の宣言——指導權、交涉權、協約權等を保證す。

第五十二條　職工會の作用は個別的或は集團的代表で機能としては一切の雇傭勞働者の利益を保護し、一切の勞働者の經濟的並に文化的條件の改良に努力し、各種の方法を用ひて積極的にソヴエート運動及ソヴエート政府の强化發展を幫助す。

第五十三條　一切の國家——國有企業中の職工會は直接經理、管理に參加し、私人企業の職工會は特別機關を成立して生產監督をなす。

第五十四條　一切の勞賃及勞働協定は工場委員會——店舖委員會の經過を要し、此の場合職工會は企業中の最基本機關たり、產業職工會は當該工業、商業或は地方の勞働者の集團的協定を審査認可す。

第五十五條　雇傭、解雇等一切の勞働者問題の紛糾に對して職工會は委員會を經だる後勞働者保護をなし、一切の社會保險、安全裝置、衞生設備、司法保障等も亦同じ、職工會は一切の勞働法を提議し、勞働檢査員を推薦、保護す。

第五十六條　工場委員會、店舖委員會は、直接自己企業中の勞働者を保護し、每企業中の工場委員會は須らく全勞働者中より三個乃至七個の勞働者組織を成立し、特別委員會として活動せしむ、これ等の委員會機能は

(甲)　勞働法並に團體契約の勞働條件實行の如何を調査す。

(乙)　勞働檢査員の訓令——命令の實行如何を調査す。

第八章　勞働法實行と工場檢査

第五十七條　勞働法の實行及工場檢査は專ら勞工委員會の職務とし、該委員會と勞工保護局之を遂行することあり。

第五十八條　勞働工場檢査委員の詳細職務は勞工委員會之を決定す。

第五十九條　本法律條文はソヴエート大會公布の後卽ち效力を發生す。

第六十條　本法律に違反せる一切の犯人處罰例は本法發布後遲くとも三ヶ月以內に制定發布す。

第六十一條　國有工業中の勞働者に關する條例は勞工委員會に命じて之を規定せしむ。

第六十二條　農業勞働者の勞働條例は農業勞働者組合及雇主間の集體合同機關之を確定し、該條例中には最低賃銀、勞働保護、衣服支給等の外に、社會保險、八時間勞働以外の額外勞働に對する額外勞賃、多期給養等々を包括すべし。

第六十三條　勞工委員會は須らく特別苦力條例を制定し、——(運搬、車曳き、引き船、車押し、轎夫、脚夫を含む)一定の負荷重量を制限し、法定勞働時間より比較的輕減せる勞働時間と最低限度の賃銀——(須らく通常勞賃より三分の一高額)を規定し、女工擔任部分の苦力勞働の特別規定を制定し、尙十八歲以下の男女未成年者の苦力勞働を絕對に禁止すべし。

四、中國共產黨黨章

—一九二八年七月九日中共第六回大會制定—

第一章　名　稱

第一條　定名　中國共產黨は共產國際(註一)の一部分にして中國共產黨共產國際支部と稱す。

第二章　黨　員

第二條　入黨資格　凡そ共產國際竝本黨の黨章及黨綱を承認し、黨組織の一に加入し、其內に在りて積極的に活動し、共產國際竝本黨の一切の決議に服從し且經常黨費を納むる者は均しく本黨々員たることを得。

第三條　入黨手續　新黨員の入黨は黨支部を通過したる後、市縣委若は縣委組織に等しき區委の批准を經ることを要す。

入黨條件は分ちて左記數種とす。

(甲)　工場勞働者、黨員一名之を紹介し生產支部を通過するを要す。

(乙)　農民、手工業者、知識分子及各機關下級從事員(服務人員)黨員二名の紹介あることを要す。

（丙）各機關の從事員　黨員三名の紹介あることを要す。

（附註）

一、紹介人は被紹介人に對し責を負ふ、若紹介書不確實なりしときは黨紀の制裁を受く。重きは黨籍より除かるべし。

二、新黨員未だ正式黨員の批准なきときは、各當該黨部は該新黨員に對し或種工作を委任し、以て其程度及其黨に對する了解を考察するに資することを得。

三、共產青年團（註二）員入黨のときは團委員會之を紹介し、上記の各手續を經支部黨員大會を通過し若は上級黨部の批准あることを要す。

四、或る特殊の情況の下に於ては、黨の各級委員會は均しく直接に新黨員を徵收し若は許可するの權を有す。

（丁）他種の政黨（國民黨の如き）を脫離して本黨に加入せんとする者は、一年以上黨籍にあるもの三名の紹介あることを要す若從前他種の政黨の普通委員たりし者は省委の批准を必要とし若し從前他種政黨の責任地位にありし者（負責人員）は中央の批准を要す。

第　四　條　組織改變　其他部分的政治組織或は完全なる政治集團若は黨組織か共產黨に加入又は轉入するときは中央の決議を要す。

第　五　條　黨員の移轉　黨員が一の組織より他の組織の工作範圍（區域）內に移轉したるときは其所在地の組織內に編入せられ當該組織の一員となる。黨員が一組織より他組織への轉入及一國より他國への移轉に就ての一切の手續は中央頒布規例に從ふ

第　六　條　除名問題　黨員を除名せんとするには當該支部黨員大會を通過し、黨の上級委員會の批准ありて始めて效力を發生す。同時に除名決議が未だ上級機關の批准を經ざる以前に在りては被除名者の黨內に於ける一切の工作を停止すべし。除名決議に服せざる者は最高の黨機關に上訴することを得。黨の各級委員會は黨員に反黨行爲ありたるときは直に黨籍より除名するの權利を有す。此の除名の決議は被除名者の加入する所の下級黨部組織に通知すべし。

第三章　黨の組織系統

第　七　條　組織原則　中國共產黨は共產國際の他支部と同じく其組織原則は民主集中制とす。民主集中制の根本原則は次の如し。

一、下級黨部と高級黨部とは黨員大會、代表會議及全國大會之を選舉す。

二、各級黨部は該黨部を選舉せる黨員に對し定期的報告を爲すべし。

三、下級黨員は必ず上級黨部の決議を承認し、黨紀を遵守し、迅速且切實に共產國際執行委員會及黨指導機關の決議を執行すべし。一區域內を管轄する組織は該區域內の部分的組織に對する上級機關なり。黨員は黨內の特定問題に對し相當機關が當該問題に對する決議を未だ通過せざる以前に限り論爭を爲すことを得。共產國際代表大會、本黨代表大會或は黨內指導機關の通過せる決議は無條件に之を執行すべく卽ち一部分の黨員或は數個所の地方組織が當該決議に對し不同意なりと雖亦無條件に之を執行すべし。

第　八　條　指導機關の指定　秘密環境の下に於て必要あるときは黨の下級機關は上級機關より指導機關を指定せらるゝことを得、且上級機關の批准を經て新委員の黨部委員會に加入することを指定することを得。

第　九　條　黨の地域的區分　黨は地域を以て劃分單位とするを原則とし、特定區域を管轄する組織は該區域內の各部分組織に對して上級機關となる。黨員は民族と國境の別なく總て中國共產黨の地方黨部の組織に加入して中國共產黨の黨員たるべし。

第　十　條　各級機關の執行權　黨組織は共產國際及黨の決議の範圍內に於て地方問題に對しては自由處決權を有す。

第十一條　各級黨部の高級機關　各級黨部の高級機關は黨員大會、代表會議或は全體大會とす。

第十二條　各級執行委員會　黨員大會、代表會議或は全國大會は各該級黨部執行委員會を選舉す。該執行委員會は大會前後の期間內に於て指導機關となり各級該組織の一切の日常工作を指導す。

第十三條　批准問題　一切の新に成立せる黨の組織（支部、縣委等の如き）は必ず其隸屬する上級機關の批准を得ることを要す。

第十四條　本黨の組織系統次の如し。

一、各個の工場、作業所（作坊）、商店、街道の村落（鄉村）、小都市（小市鎭）、軍隊等中に在りては、支部黨員大會—支部幹事會

二、城區或は鄉區內　區黨員大會—區委員會。

三、縣或は市の範圍內　縣又は市代表會議—縣或は市委員會。

四、特別區（數縣を包括し或は省の一部分）特別區代表會議—特別區委員會。特別區の組織は必要あるとき省委の決議を以て

五、省　代表會議—省委員會。

六、全國　全國代表大會—中央委員會

七、各黨部の工作活動指導を容易ならしめんが爲に、中央委員會は趨勢の必要に接し數省の範圍を管轄する中央執行局或は之を設置す。

中央特派員を設置することを得。中央執行局及中央特派員は中央委員會之を指定し且中央委員會に對してのみ責を負ふ。

第十五條　黨部機關　黨の各種特殊任務を處決せんが爲に、各級黨部委員會の下に各部或は各委員會、例へば組織部、宣傳部職工運動委員會、婦女運動委員會等の如きを設置することを得。各部或は各委員は黨部委員會に隷屬し、其指導を受け工作し且黨委員會を經由して自己の決議を實行す。黨部委員會下の各部の組織は中央之を決定す。

（附註）　他民族の工農分子中に於て該民族の言語を用ひて工作に便ならしむる爲に當該地の黨委員會の下に少數民族工作部を設立するを得。該少數民族工作部は當該地黨部の指導監督下に在りて工作す。

第四章　支　部

第十六條　黨の基本組織は支部（工場、礦山、作業所、商店、街道、農村、軍隊等）を以てし、總ての該地黨員は一律に支部に加入す。若黨員三名を超える地方には新に黨の支部を組織することを得。但し縣委若は縣委と同等の組織ある區委の批准あることを要す。

第十七條　支部特別組織　黨員一名或は二名ありて工作する企業中に在りては該黨員は該企業と最接近せる生產支部に併入し若は近隣の企業の黨員と共同に支部を組織することを得。手工業者、自由勞働者（特別工人）、家庭使用人（家庭工作の工人）知識分子等の黨員は如何なる企業中に於て勞働するも其住所地を標準として街道支部を組織す。農村に於ける支部中、農村經濟企業、例へば小規模礦山、或種農業企業の勞働者は生產關係に應じて支部を組織することを得。

第十八條　支部任務　支部は勞働者と農民とを聯絡せしむる組織と爲す。

支部の任務は

一、計劃ある共產主義的宣傳と煽動を用ひて黨外の勞働大衆中に於て黨の口號と決議とを貫行し、勞農をして黨方面に來らしむるに在り。

二、黨の組織的實力を以て積極的に勞農の一切の政治的經濟的の鬪爭に參加し、革命的階級鬪爭に立脚して彼等の要求を討議し、大衆の革命行動を組織し、勞農を爭取する一切の革命行動を指導して鬪爭し、努力して勞農を吸收して中國及世界の無產階級、一般的革命鬪爭に參加す。

三、新黨員を募集訓練し、黨の出版品を散布し、黨員及黨外勞農に對する文化的、政治的教育を爲す。

第十九條　支部幹事會　黨員數の多寡を標準とし、支部は三名又は五名を選舉して幹事會を組織し、日常黨務を執行す。該幹事會は宣傳、印刷品の分發、勞働組合及農民組織中に在りて黨團工作、婦女工作支部と聯絡を發生する等の如き支部の活動を

爲し、支部の黨員工作を分配す。支部幹事會は支部書記一名を選舉して黨員大會或は支部會議の決議及上級黨部の指示を執行せしむ。

第五章　城鄉區ノ組織

第二十條　區代表會　町（城）或は村落（鄉）の區に於ける黨の上級機關は全體黨員大會或は該町區内の各支部代表大會とす。城鄉區の黨員大會或は代表大會は區委の報告を接受し批准し、區委員會及縣、市委、特別區省代表大會に出席する代表を選舉す。

第二十一條　區委　城鄉區委員會は全體黨員大會或は代表大會前後の期間内に於て各區の範圍内の一切の黨部を指導す。城鄉區委員會の秘密條例に照し、許され得る範圍内に於て常に召集すべきも每半月内に少くとも一回は之を召集すべし。區委員會前後期間内の工作は區委員會の常務委員會之を指導し、常務委員會は區委員會委員中より之を選舉す。

第六章　縣、市の組織

第二十二條　縣市委　一縣區劃内の黨の上級機關は縣代表大會とす。縣代表大會は三個月每に一回之を召集す。臨時縣代表大會は該縣半數以上の組織の要求により各省委員會（又は特別區委員會）の決議あることを要し縣委員會之を召集す。縣代表大會は縣委員會及縣審查委員會の報告を接受し縣委員會及縣審查委員會を選舉し及特別區代表大會或は省代表大會に出席する代表を選舉す。

第二十三條　縣委　縣委員會は縣代表大會之を選舉し、縣代表大會前後期間内に於ける該縣の黨の最高機關たり。縣委員會中には縣城代表者を加入せしむる外該縣の鄉區或は鄉村黨部の代表も亦同樣之に加入せしむべし。縣委員會全體會議の時機は縣委員會自ら之を決すべきも、少くとも每月一回之を開催することを要す。縣委員會は常務委員會を推舉して日常工作を行ふ。縣委員會は縣委員書記一名を選舉して以て日常の工作を處理す。縣委の書記は上級黨部の批准を要す。

第二十四條　縣委機關　縣委員會は縣代表大會、省委員會及中央委員會の決議を執行すべく竝出來得る限り各部或は各委員會（組織、宣傳、鼓動、婦女運動、農民運動等の如き）を設置し、以て各種工作を行ふべし、各部及各員會主任は例に照し縣委員會の委員たるべく且縣委員會の指導を受けて工作す。縣委員會が黨報を出版するときは該黨部の編輯を指定すべし。縣委員會は該縣範圍内の黨務を執行し、代表大會前後期間内に於ては上級黨部に對して責を負ひ且上級黨部に對し自己の工作に關し定期報告をなすべし。

第二十五條　縣委員會所在の都市（城市）には市委員を設けず。其

工作は直接縣委員會より指導す。城市の組織は分ちて城區となし、城區の工作を指導するものは城區委員會となす。

第二十六條　市委の組織は縣委と同じ、其下に域區を分ち得るの外近隣の鄉區又は近郊附屬の支部を管轄するを得。省委或は特別區委の設置せらるる城市には市委を設けず。其工作は直接省委或は特別區委の指導に依る。

第二十七條　特別區の組織區に成立せる地方に於て特別區は一切の縣組織條件に接照して工作す。省委無き地方に於ては特別區は直接中央と聯絡すべく、一切の省委組織條例を按照して工作す。

第七章　省の組織

第二十八條　省の範圍内に在りては省代表大會最高機關たり。省代表大會の通常大會は半年毎に一回之を召集す。臨時省代表大會は該省の半數以上を占むる組織之を要求したるとき、又は中央の決議に依り省委員會之を召集す。省代表大會は省委員會及省審查委員會の報告を受け該省黨務は社會工作問題を討論し、省委員會、省審查委員會及全國大會に出席する代表を選擧す。

第二十九條　省委員會は省代表大會之を選出し省代表大會前後期間内に在りて省委員會は省内の黨最高機關なり。省の中心（省會）組織の代表及省内其他の主要地方黨部代表は均しく省委員會に參加す。省委員會は自己の開會時期を決定す。但し一個月半毎に少くとも一回は之を開くべし。省委員會が會議期間の前後に於て工作するに便利なる爲に省委員會は省委員會委員中より一常務委員を推選し及日常工作を執行する爲に書記一名を選擧す。

第三十條　省委員會は省代表大會及中央委員會の決議を執行す。省委員會は省の區劃内に於て黨の各種機關を組織し、當該省の黨報の編輯を指定し省内に於ける黨の勢力と經費を支配し、黨部の會計處を管轄す。省委員會は省内の黨組織中にあらざる黨團の工作を指導す、省委員會は定期に中央に對して工作報告をなし、定期に自己の活動を下級黨部に通知す。省委員會は各重要問題を研究する爲に各部又は各委員會例へば組織部、宣傳鼓動部、職工運動委員會等を設立す。各部の主任は一般通例に按照して省委員會の正式委員又は候補委員より之を充任し、省委員會の常務委員直接の指導下に在りて工作す。

第三十一條　省委は省區委員會に依りて該委員會所在地の城市の工作を進行す。之により省委員會所在地に於ては縣委員會を設置せば該縣鄉區内の工作を進行することを得るのみ。

第八章　黨の全國會議

第三十二條　黨の全國會議は通常規例を按して一年に二回之を召集す。全國會議の成分及選擧率（即ち毎若干人につき代表一名を選出するや）は中央委員會之を決定す。

第三十三條　黨の全國會議の決議は中央委員會の審查を經たる後始めて效力を發生す。

第三十四條　黨の全國會議の開會時が、共產國際世界大會前にあたりたる時は、共產國際執行委員會の同意を得て共產國際世界大會に參加すべき代表を選擧することを得。（註一）

第九章　黨の全國大會

第三十五條　黨の全國大會を黨の最高機關とす。通常規例に按して毎年一回之を開く。中央委員會は共產國際の同意を得たる後之を召集す。黨の全國大會臨時大會は中央委員會自ら之を決定し、若は共產國際執行委員會の發議に基き、若は前回の全國大會に出席せる代表にして黨員の半數以上を代表する組織の要求ある時は中央委員會之を召集す。但し黨の全國大會臨時大會の召集は必ず共產國際執行委員會の批准を要す。黨の全國大會は只出席代表が黨員の過半數以上を代表し得るときのみ有效なる決議をなすことを得。

黨の全國大會の選擧率は共產國際執行委員會之を決定す。若は中央委員會又は全國大會前に開會せられたる黨全國大會之を決定す。

第三十六條　黨全國大會は

一、中央委員會及中央審查委員會の報告を接受し審查す。

二、黨の黨綱問題を決定す。

三、一切の政治、策略及組織等の問題の黨議を決定す。

四、中央委員會、中央審查委員會等を選擧す。

第三十七條　黨の全國大會の代表は黨の省代表大會之を選擧す。但し機密工作の條件の下に於ては共產國際委員會の同意を得ば代表は省委員會より之を派遣することを得。黨の全國大會は共產國際執行委員會の同意あれば臨時全國大會を以て之を代ふことを得。

第十章　中央委員

第三十八條　中央委員會の委員數は全國大會之を規定す。

第三十九條　中央委員會は黨全國大會前後の期間内に於ける黨の最高機關とす。黨を代表して其他の國黨と關係を發生し、黨の各種機關を設置し、黨の一切の政治的組織的工作を指導し、其指導監督下に在る中央機關報の編輯を指定し、環境の需要に應じて中央特派員を各省黨の組織に派遣し、中央執行局を設立し全黨を包括する印刷局等の事業を行ひ、黨の財政と勢力を分配し、中央會計處等を設立管理す、中央委員會は定期に全體委員會の會議を少くとも三ヶ月毎に一回之を召集す。

第四十條　中央委員會は其本身の委員中より政治局を選舉し以て中央委員會全體會議前後の期間内の黨の政治工作を指導す。且又常務委員會を組織して以て日常工作を進行す。

第四十一條　中央委員會は各種の工作部門に按照して各部各委員會を設立す。例へば組織部、宣傳鼓動部、職工運動委員會、農民運動委員會、婦女運動委員會等の如し。各部各委員會の任務は各該工作部中中央の指定に依つて各項の工作を行ふ。中央委員會は各部及各委員會主任を指定す。此の主任は出來得る限り中央委員中の委員を以て之に充つ。

第四十二條　中央委員會は經濟政治上の條件を以て標準とし各地黨部の組織活動の範圍を規定し全國の行政區域に依て各種の地域的單位を劃分す。

第十一章　審查委員會

第四十三條　各級黨部の財政、會計及各機關の工作を監督せんが爲に、黨全國大會、省、縣、市代表大會は中央若は省、縣、市審查委員會を選舉す。

第十二章　黨の規律

第四十四條　嚴格に黨紀を遵守することは凡ての黨員及黨部の最高責任とす。共產國際、中國共產黨全國大會、中央委員會及其他上級機關の決議は凡て迅速且正確に之を執行すべし。同時に未だ決議を經ざる以前に在りては黨内の一切の爭議問題は自由に之を討論することを得。

第四十五條　上級黨部の決議を執行せざる場合、黨内に於て錯誤ありと認められたる場合及其他の過失を犯したるときは相當黨部は紀律上の處分を加ふべし。

黨部が紀律執行の方法は團體に對しては指責、臨時委員會の指定組織を解散して重ねて登記す。黨員個人に對しては各種形式の指責、警告、公開的指責、臨時に其黨の重要工作の取消、黨籍を除き或は相當時間の監察に附す。

紀律違反問題に關しては黨員大會若は各級黨部之を審查す。各級委員會は特別委員會を設け先づ黨規違反に關する問題を審查す。此種の特別委員會の決議は該級黨部の批准を經たる後效力を發生す。黨籍の解除問題は本章程第六條に規定する所の手續に依て之を決定す。

第十三章　黨の財政

第四十六條　黨部の費用は黨費、特別寄附、黨の印刷機關、上級黨部の手當を之て之に充つ。

第四十七條　入黨費と黨費の多少は中央委員會之を規定す。失業者と極貧の黨員は全く黨費を納むるを要せず。充分の理由無くして引續き黨費を納めざること三ヶ月に及ぶものは自ら脫黨を願ふものを以て論じ、右の件を黨員大會に宣布す。

第十四章　黨　團（フラクション）

第四十八條　共產黨に非ざる組織（職工會、農會、社會團體、文化組織等の如き）の各種代表大會にして其會議上、若は機關中に黨員三名以上あるものは均しく黨團を組織す。其任務は非黨組織中に在りて黨の影響を强め、黨の政策を實行し竝黨員の非黨組織中に於ける工作を監督す。黨團は幹事及書記を選舉して日常工作を進行す。黨團は其内部問題及日常工作を處決し得る自由權あり。黨部委員會と黨團との間に意見の不同を來したる場合は黨部委員會は黨團が重ねて問題を考審することに協同すべく、且決議すべく、該決議を黨團は即刻執行すべし。黨團意見同じからずして上訴のときは問題は直近の高級黨部之を解決すべく、上訴期間に在りては黨委員會の決議を執行すべし。

第四十九條　黨委員會、黨團と關係ある問題を討論するときに當りては該黨團の代表を黨部委員會の相當會議に出席せしめ發言權を與ふべし。

第五十條　黨團は幹事會を選舉す。此の幹事會は其所屬黨部の批准を得べし。黨團幹事會は黨團工作上に在りては該級黨部に對して責を負ふべし。黨部は自己の委員を派して代表となし、幹事會の組織に加入せしむることを得。且如何なる委員をも召回する權あり、且召回の理由は黨團に通知することを要す。

第五十一條　黨團工作の各種組織中に於て各種の職務人員の名簿は該地黨部の同意を得て黨團より提出し、黨員を一黨團より他黨團に移す問題も亦同じく決定す。

第五十二條　黨團が其組織中に在りて解決を要するところの問題は先づ黨團會議若は黨團幹事會の討論を經べし。

凡そ黨團各個の問題に對する決議は該黨團に加入する黨員は該組織上の大會に於て一致擁護し表決すべく、此條項を破壞する黨員には黨部黨章に按じて黨紀上の制裁を加ふ。

第十五章　共產青年團との相互關係（註二）

第五十三條　黨は青年團との各指導機關中に（支部より中央に至る）互に代表を派して發言權と表決權とを交換すべし。同樣に青年團は自己團員の數量に比例して代表を派して黨の一切の代表大會に出席せしむる事を得。

（註一）　共產國際とは共產主義「インターナショナル」の略稱なり。

（註二）　共產青年團とは共產主義青年團の略稱なり。

昭和九年十二月二十七日印刷
昭和九年十二月二十九日發行

非賣品

東京市麹町區內山下町一丁目一番地
財團法人 東亞經濟調査局

東京市京橋區築地二丁目五番地
印刷人 川崎佐一

東京市京橋區築地二丁目五番地
合資會社 川崎活版印刷所
印刷所

法政図書課
32.2.8